

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2024年 6月25日
【会社名】	株式会社グッドスピード
【英訳名】	GOODSPEED CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 久統
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市東区泉二丁目28番23号
【電話番号】	(052)933-4092（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大庭 寿一
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市東区泉二丁目28番23号
【電話番号】	(052)933-4092（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大庭 寿一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,500,080,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,764,800株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下「本第三者割当」といいます。）は、2024年6月25日付の取締役会決議（以下「本取締役会決議」といいます。）によります。
- 2 本第三者割当は、株式会社宇佐美鉱油（以下「割当予定先」といいます。）が当社を完全子会社化するための取引（以下「本取引」といい、割当予定先が2024年3月1日付で公表した時点において予定していたスキームによる本取引を「本取引（予告公表時点）」、割当予定先が2024年4月24日に提出した第1回公開買付け（後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由 (a) 本第三者割当の目的及び理由」において定義します。）に係る公開買付け届出書の訂正届出書によりスキーム変更を行った後のスキームによる本取引を「本取引（スキーム変更後）」と以下それぞれいいます。）の一環として、割当予定先から当社に対するより早期の資金提供により商品在庫を拡充して中古車小売販売台数の増加を図り、収益の拡大を図ることを目的として行われるものであり、本第三者割当と並行して、本取引の一環として、割当予定先による当社普通株式を対象とする公開買付け（以下「第2回公開買付け」といい、第1回公開買付けと併せて以下「本両公開買付け」といいます。）が行なわれます。また、本取引（予告公表時点）を公表した2024年3月1日時点において、本取引（予告公表時点）の一環として本第三者割当を実施することは予定されておりましたが、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由 (a) 本第三者割当の目的及び理由」に記載のとおり、債務超過となっている当社の財務状況を改善させ、また、事業活動を早急に安定させる必要があると考えたことから、本取引の一環として本第三者割当を実施することといたしました。なお、第1回公開買付けは、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由 (a) 本第三者割当の目的及び理由」において記載のとおり、2024年4月11日より開始され、2024年5月23日付で成立しており、割当予定先は、2024年6月26日に公開買付け期間を2024年7月24日までとして、第2回公開買付けを開始する予定です。その後、後記「2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」に記載のとおり、割当予定先は、2024年7月31日から2024年9月27日までの期間に本第三者割当に係る払込みを行い、当社普通株式1,764,800株を引き受ける予定です。また、割当予定先は、本両公開買付けにおいて、当社普通株式の全て（但し、割当予定先が所有する当社普通株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本両公開買付けの成立及び本第三者割当の実施後、当社の株主を割当予定先のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施予定です。なお、本スクイーズアウト手続の完了時期は本有価証券届出書提出日現在においては未定ですが、本スクイーズアウト手続が株式等売渡請求の方法による場合は2024年8月下旬頃、株式併合の方法による場合は2024年9月頃とすることが予定されております。
- 3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	1,764,800株	1,500,080,000	750,040,000
一般募集			
計（総発行株式）	1,764,800株	1,500,080,000	750,040,000

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、750,040,000円であります。

（２）【募集の条件】

発行価格 （円）	資本組入額 （円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 （円）	払込期間
850	425	100株	2024年7月31日 から2024年9月27日		2024年7月31日から 2024年9月27日

- （注）1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、会社法上の払込期間である2024年7月31日から2024年9月27日まで（以下「本払込期間」といいます。）の間に、当社と割当予定先との間で総数引受契約（以下「総数引受契約」といいます。）を締結し、本払込期間中に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、なお、当社と割当予定先は、2024年6月25日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携を、以下「本資本業務提携」といいます。）を締結いたしました。
- 4 本払込期間の間に割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合は、本第三者割当は行われなないこととなります。
- 5 本第三者割当は、2024年7月31日から2024年9月27日までを会社法上の払込期間として決議しております。払込期間を上記のとおりとした理由は、割当予定先は、第2回公開買付けの成立を前提条件として、本第三者割当における払込みを、第2回公開買付けの決済開始日の翌営業日である2024年7月31日に行うことを予定しており、割当予定先が第2回公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を提出した場合（金融商品取引法第28条の8第8項）等、第2回公開買付けの公開買付期間が延長された場合には、上記払込みを行う日も当該延長後の第2回公開買付けの決済開始日の翌営業日に延期されるためです。なお、第2回公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限は設定されておらず、また、本書提出日現在、公開買付期間の延長の原因となる事由について具体的に想定されている事項はございません。

（３）【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社グッドスピード	愛知県名古屋市東区泉二丁目28番23号

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 豊田支店	愛知県豊田市喜多町2丁目93

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,500,080,000	22,725,000	1,477,355,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、有価証券届出書作成費用及び登記関連費用等の合計額であります。

(2)【手取金の使途】

本第三者割当の差引手取概算額1,477百万円の具体的な使途については、次のとおり当社の主力事業である自動車販売関連における、商品の仕入資金として充当する予定です。商品在庫を拡充することにより中古車小売販売台数の増加を図り、収益の拡大を図ることを目的としております。当社は2024年9月期第2四半期累計期間において、1,233百万円の営業損失を計上しております。これにより純資産の額は2023年9月期末時点647百万円に対して、2024年9月期第1四半期末時点 1,429百万円、2024年9月期第2四半期末時点 2,432百万円となり、当社の財務状況が悪化しております。これは、現在出店している店舗における商品の在庫台数が、2024年5月末時点において本来展示可能な台数よりも約1,800台、概ね4割程度過少になっていることにより、2024年9月期第2四半期累計期間において売上高31,494百万円、売上総利益3,955百万円に比べて販売管理費が5,188百万円と先行する状態が続いているためです。在庫台数が過少になっているのは、2023年9月上旬より、当社に対する金融機関からの信用力が低下し、金融機関からの新規の借入ができなくなったことにより、本来展示可能な台数を確保するための仕入の資金が捻出できなくなったことによるものです。そのため、本第三者割当の手取金の使途として、商品を1,477百万円、具体的には1台あたり約2百万円の車両の740台程度の仕入を行うことを予定しております。現在の当社の在庫の回転率をもとにすると、1,477百万円の商品在庫を増加させることで2024年8月から単月黒字化ができると試算しており、単月黒字化することによって財政状態が更に悪化する事態を避けられるものと考えております。また、上記試算に際しては、当社の足元の経営体制、具体的には店舗人員や急激な商品車両の仕入に伴う在庫滞留リスク等を考慮しております。なお、金融機関からの借入金は2024年第2四半期末時点で22,190百万円となっておりますが、本第三者割当の使途については収益の改善を優先するため、当該借入金の返済には充当せず、当該借入金については、2024年6月7日に、各金融機関に対して2024年9月末までの返済の猶予を要請いたしました。当該要請をした時点から本有価証券届出書提出日現在まで、当該要請に対し反対意見を表明している金融機関はございません。なお、以下の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
商品の仕入	1,477	2024年7月～2024年9月
合計	1,477	

- (注) 手取金の具体的な使途、金額、又は支払予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容及び理由について、法令等に従い適時適切に開示いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社宇佐美鉱油
本店の所在地	愛知県津島市埋田町一丁目8番
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 宇佐美 智也
資本金	10,000,000円
事業の内容	宇佐美グループ全体の経営統括及び資本統括、グループ会社への石油製品卸

主たる出資者及びその出資比率	株式会社宇佐美 100.00%
----------------	-----------------

(注) 上欄は、2024年6月25日現在のものです。

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	2024年5月24日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（以下「本大量保有報告書」といいます。）において、2024年5月23日付で割当予定先が1,811,300株を保有している旨が記載されております。なお、当該本大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。 氏名又は名称：株式会社宇佐美鋳油 住所：愛知県津島市埋田町一丁目8番地 保有株券等の数：1,811,300株 株券等保有割合：47.87% 共同保有における株券等保有割合：53.27%
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

（注） 上欄は、2024年6月25日現在のものであります。

c 割当予定先の選定理由

(a) 本第三者割当の目的及び理由

当社では、2023年8月24日付「過去の保険金請求に関する自主調査の経過報告ならびにお客様専用相談窓口設置のお知らせ」及び2023年10月20日付「過去の保険金請求に関する社内調査委員会による調査報告」にてお知らせしましたとおり、当社の過去の保険金請求に関し、再協定が必要な案件及び調査委員会により不適切疑義案件と判断される事例が存在していたことが判明いたしました。現時点においては、「過去の保険金請求に関する社内調査委員会による調査報告」に記載の、マニュアルの整備・運用、従業員教育の強化、業務知識の向上、コンプライアンスの徹底等の再発防止策に取り組むとともに、過去の保険金の請求に係る調査を継続し、引き続き損害保険会社各社との協議を継続しております。現時点では、過去7年間まで遡って調査することを予定しており、現在も各損害保険会社と連携し、調査を継続しております。また、2024年1月4日付「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、公表済みの決算に関して不適切な会計処理がある旨の疑義が生じていると会計監査人から指摘されたことを受け、第三者調査委員会による調査を実施した結果、当社では、車両売上の前倒し計上並びに鍍金・塗装売上の後倒し計上等が行われていたことが判明いたしました。車両売上の前倒し計上については、2019年4月の新規上場以前より行われておりました。また、調査結果に伴い過年度の決算の訂正を行いました。過年度及び第21期（2023年9月期）有価証券報告書に係る監査報告書及び内部統制監査報告書並びに第22期（2024年9月期）第1四半期報告書及び第2四半期報告書に係る四半期レビュー報告書の監査意見は不表明となっております。当社は金融機関からの借入による資金調達を前提として新規出店の固定資産の取得に係る支出や商品車両の仕入を計画していたところ、上記疑義が発生した2023年8月下旬及び調査結果の内容により、2023年9月上旬より当社に対する金融機関からの信用力が低下し、新規の借入ができなくなったことにより、当社の成長戦略の遂行が困難になりました。

このような状況を踏まえ、当社が2024年3月1日付「株式会社宇佐美鋳油による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に係る意見表明に関するお知らせ」（以下「2024年3月1日付プレスリリース」といいます。）においてお知らせしたとおり、割当予定先は、2024年3月1日、当社を完全子会社化することを目的として本取引（予告公表時点）を実施する予定である旨の公表を行い、その後、2024年4月11日より、本取引（予告公表時点）の一環として、当社普通株式に対する第1回目の公開買付け（以下「第1回公開買付け」といいます。）を開始いたしました。第1回公開買付けは2024年5月23日付で成立し、第1回公開買付けに係る決済の開始日である2024年5月30日をもって、割当予定先は当社普通株式を1,811,300株（本大量保有報告書によれば、株券等保有割合は47.87%、共同保有における株券等保有割合は53.27%）所有するに至っております。割当予定先は、2024年6月26日に当社普通株式に対する第2回目の公開買付けを開始する予定です。なお、買付け等の期間は2024年7月24日まで（20営業日）の予定となっております。

一方で、当社が2024年4月24日付「（開示事項の変更）株式会社宇佐美鋳油による当社株券等に対する公開買付けに係る意見表明に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、当社は、2024年4月15日、金融機関との間の協議における当社の代理人弁護士より、2024年4月9日に提出された2024年9月期第1四半期報告書にて判明した当社の財務状況を鑑みると、2024年9月期第1四半期の営業損失は640百万円、経常損失は770百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失は789百万円となり、純資産の額は2023年9月期末時点 647百万円に対して2024年9月期第1四半期末時点 1,429百万円となり、当社の財務状況が悪化していることは明白であり、かかる状況を踏まえると、割当予定先による当社の子会社化及び完全子会社化を早期に進めない限り、金融機関から債務超過の解消や借入金の早期弁済を求められる可能性が否定できないため、割当予定先による当社の子会社化

及び完全子会社化を早期に進めるべきである旨助言を受けました。また、かかる助言を受け、当社においても、当社の信用力を高めるにとどまらず、債務超過となっている当社の財務状況を改善させ、また、事業活動を早急に安定させ、営業損失を計上して純損失が拡大していく状態を脱却する観点から、上記助言も踏まえ、完全子会社化を想定した対応が必要であると考えております。他方、本取引は、第2回公開買付けの実施及びその後のスクイズアウト手続を経る必要があり、仮にスクイズアウト手続が株式併合による場合には、割当予定先による当社の完全子会社化が完了するのが、9月上旬又は中旬頃となる予定でした。そのような状況下、当社は、2024年4月18日に金融機関から債務超過の解消に係る要請を受けたことを踏まえ、2024年4月下旬頃より上記財務状況を改善させ、早急に事業を安定化させるための検討を本格的に開始し、債務超過の全額の即時の解消を目的とする資金調達と、事業の安定化のために業績を正常化させることを目的とする資金調達のいずれが望ましいかについて検討したところ、債務超過の解消と事業の安定化を両立する観点からは、将来の債務超過の解消に向けてまずは単月黒字化をすることで財政状態の更なる悪化を回避し、業績を正常化させることが望ましいと考え、その後、単月黒字化を実現すべくその手段について検討を重ね、2024年5月中旬、外部からの資金調達が必要不可欠であると判断するに至りました。すなわち、当社は2024年9月期第2四半期累計期間において、1,233百万円の営業損失を計上したことにより、純資産の額は2023年9月期末時点 647百万円に対して、2024年9月期第2四半期末時点 2,432百万円となり、当社の財務状況は悪化しておりますが、これは、現在出店している店舗における商品の在庫台数が、2024年5月末時点において本来展示可能な台数よりも約1,800台、概ね4割程度減少していることにより、2024年9月期第2四半期累計期間において売上高31,494百万円、売上総利益3,955百万円に比べて販売管理費が5,188百万円と先行する状態が続いているからです。そこで当社は、現在の当社の在庫の回転率をもとにすると、約15億円の商品在庫を増加させることで単月黒字化ができると試算されており、単月黒字化することによって財政状態が更に悪化する事態を避けられるものと考えております。具体的には、2024年9月期は8月と9月に単月黒字化ができ、2025年9月期は季節性により単月で赤字となる月はあるものの、通期での黒字化ができると試算しております。また、2024年5月23日付で第1回公開買付けが成立する見込みが高まったことを踏まえ、2024年5月15日に、割当予定先に対し、当社の完全子会社化が完了する以前の段階での早期の資金提供を行うことを要請し、割当予定先と調整の上、本第三者割当を実施することにいたしました。かかる調整の中で、両社の経営資源・ノウハウを有効活用することで事業展開を加速させることが可能であり、ひいては資本業務提携を行うことが両社の企業価値向上に資するという結論に至ったことから、本資本業務提携を決定いたしました。本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

(i) 目的

割当予定先及び当社が、(iii)記載の内容の業務提携を実施することで、経営上の課題を互いに解決し、企業価値を向上させることを目的とする。

(ii) 本第三者割当に関する事項

当社は、本資本業務提携契約の締結日において、大要以下の各号に掲げる条件で本取締役会決議を行い、本資本業務提携契約の締結日から本払込期間の末日までの間、本第三者割当決議を維持し、変更又は撤回せず、また、本取締役会決議と矛盾する内容のいかなる決議も行わない。

- (A) 募集株式の種類及び数：当社普通株式1,764,800株
- (B) 払込金額：当社普通株式1株につき850円
- (C) 払込金額の総額：1,500,080,000円
- (D) 払込期間：2024年7月31日から2024年9月27日まで
- (E) 増加する資本金の額：750,040,000円
- (F) 増加する資本準備金の額：750,040,000円
- (G) 割当方法：第三者割当の方法により割当予定先に割り当てる

(iii) 業務提携の内容

割当予定先及び当社は、以下に関する業務提携を行う。

- (A) 両社グループの顧客基盤・ノウハウを活かした車両向けソリューションのワンストップ提供
 - (a) 当社及びその子会社（以下総称して「当社グループ」という。）の顧客基盤を活かした、割当予定先及びその子会社（以下「割当予定先グループ」という。）のガソリンスタンド及びサービスピットへの送客等
 - (b) 割当予定先グループの顧客基盤を活かした当社グループの車両販売・買取サービス及び自動車向けソリューション（メンテナンス・保証サービス）の提供
 - (c) 割当予定先グループのノウハウを活かした当社グループの保険サービスの拡充
- (B) 両社グループのサービス・機能を相互活用・統合することによるコスト削減及びサービス・業務の効率化
 - (a) 割当予定先グループの給油・自動車部品販売サービスを利用することによる当社グループのコスト削減
 - (b) 両社グループの車両仕入・業販機能のノウハウ共有や統合によるコスト削減

- (c) 当社グループの車両仕入・販売サービスを利用することによる割当予定先グループのコスト削減
- (C) 割当予定先グループの店舗網・不動産情報・M&Aノウハウ等を活用することによる当社の商圈エリアや販売機会の拡大
 - (a) 割当予定先グループが保有する不動産情報を活かした当社グループの新規出店検討
- (iv) 当社の運営に関する合意
 - (A) 当社は、以下の事項を行おうとする場合には、当社の取締役会における意思決定の前に（取締役会に付議されない場合には、当該事項に係る最終的な意思決定の前に）、割当予定先に対して当該事項の詳細を通知した上で、割当予定先から書面による事前の承認を取得しなければならない。
 - (a) 取締役会規程の制定、変更又は廃止
 - (b) 株式又は潜在株式（新株予約権、新株予約権付社債その他株式への転換、株式との交換、株式の取得が可能となる証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行、処分又は付与（但し、本第三者割当によるものを除く。）
 - (c) 合併、株式交換、株式交付、株式移転、会社分割その他の組織再編行為
 - (d) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
 - (e) 子会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は譲受けその他これらに準ずる行為
 - (f) 自己株式の買受けその他の一切の取得
 - (g) 株式の分割若しくは併合又は株式若しくは新株予約権の無償割当て（但し、第2回公開買付けによるものを除く。）
 - (h) 剰余金の配当その他の処分
 - (i) 資本金の額又は準備金の額の増加又は減少（但し、本第三者割当によるものを除く。）
 - (j) 解散、清算又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他の倒産手続（事業再生ADR手続を含むがこれに限らない。）の開始の申立て
 - (k) 新規事業の開始、既存事業の重要な変更
 - (l) 会計方針の変更（些末な変更を除く。）
 - (m) 1件あたりの金額が5000万円以上の資産の取得、売却、賃貸、賃借、重要な資産の担保設定その他の処分又は設備投資
 - (n) 貸付け、出資又は寄付
 - (o) 借入れ、社債の発行その他の資金調達行為又はこれらに関する条件の変更
 - (p) 保証、債務引受け、経営指導念書の差入れその他これらに準ずる債務負担行為又はそれらに関する条件の変更（但し、通常取引に伴い必要な行為は除く。）
 - (q) 1件あたりの取引金額が5000万円以上又は年間の取引金額が5000万円以上の契約等の締結、変更、修正、解約、解除又は終了
 - (r) 資本提携又は業務提携（但し、本契約に関連するものを除く。）
 - (s) 通常の業務の範囲を超える売掛債権及び買掛債務の支払サイトの変更その他の取引条件の変更
 - (t) 役員又は執行役員の選任若しくは解任又は異動
 - (u) 役員又は従業員の賃金又は報酬の増額その他任用・雇用条件の重要な変更
 - (v) 役員に対する退職慰労金の支払い
 - (w) 訴訟等の提起若しくは手続の開始、和解その他判決によらない終了又は重要な方針の決定（但し、訴額が1000万円以下のものを除く。）
 - (B) 当社は、以下の各号に定める事前協議事項を行おうとする場合には、当社の取締役会の前に（取締役会に付議されない場合には、当該事項に係る最終的な意思決定の前に）、割当予定先との間で当該事項について誠実に協議するものとする。
 - (a) 事業計画又は予算の決定又は変更
 - (b) 既存事業の縮小、撤退
 - (C) 当社は、事業所、支店又は店舗の開設又は廃止を行おうとする場合には、当社の取締役会の前に（取締役会に付議されない場合には、当該事項に係る最終的な意思決定の前に）、割当予定先に対して当該事前承認事項の詳細を通知するものとする。

(b) 本第三者割当を選択した理由

前記「(a) 本第三者割当の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、債務超過となっている財務状況を早期に改善させ、また、事業活動を早急に安定させる必要がある状況を踏まえ、金融機関からの借入、社債、公募増資、株主割当増資、種類株式の発行等の他の資金調達手段も検討いたしました。下記のとおり検討した結果、本第三者割当による資金調達を実施することいたしました。

金融機関からの借入については、前記「(a) 本第三者割当の目的及び理由」に記載のとおり、本書提出日現在、当社に対する金融機関からの信用力が低下し、金融機関からの借入による資金調達が困難となっていることから、今回の資金調達手段として適当でない判断いたしました。社債については、利息の支払の負担や返済負担が生じるとともに、当社の自己資本比率等の財務健全性指標を更に低下させることとなるため、債務超過となっている当社の財務状況を改善させるための資金調達方法としては適切でない判断いたしました。公募増資及び株主割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、現在本取引が実施されている最中であり、公募増資や株主割当は、少数株主を増加させる結果になる点において、割当予定先による当社の完全子会社化の可能性を低減させる可能性があり、本取引を通じた割当予定先による当社の完全子会社化をもって当社の信用を補完し、事業活動を安定させることと矛盾する行為となるため、今回の資金調達方法としては適切でない判断いたしました。

また、前記「(a) 本第三者割当の目的及び理由」に記載のとおり、割当予定先は、本取引（予告公表時点）の一環として、第1回公開買付けを開始し、第1回公開買付けは2024年5月23日付で成立し、割当予定先は当社普通株式を1,811,300株所有していること、及び、割当予定先による、当社の普通株式に対する第2回目の公開買付けが2024年6月26日に開始することが予定されていることを踏まえると、割当予定先への割当は、金融機関との間の協議における当社の代理人弁護士からの、本取引及び割当予定先による当社の子会社化及び完全子会社化を早期に進めるべきである旨の上記の助言に沿うものである一方で、割当予定先以外の者への割当は、少数株主を増加させる結果になる点において、本取引を通じた割当予定先による当社の完全子会社化と矛盾する行為となるため、今回の資金調達方法としては適切でない判断いたしました。なお、割当予定先からの借入によって調達する方法も考えられますが、既に当社が債務超過となっている状況を踏まえると、商品在庫を拡充することによる収益の拡大によって現在の債務超過額を解消するまでの利益剰余金を積み上げるまでには相応の期間が必要であることから、借入の返済期限までに返済に充当する資金を用意することが困難であると考えたこと、及び自己資本比率等の財務健全性指標は、金融機関からの融資、又は返済猶予について交渉する際に確認・評価される指標であり、現時点よりさらに低下した場合、融資や返済猶予を認めていただくことが困難となる可能性があることや、第2回公開買付け後に割当予定先グループからの借入が可能な状況になった場合においても金融機関からの直接の借入が必要となる可能性が否定できず、当社の自己資本比率等を更に低下させることとならない方法が望ましいと考えたことにより、割当予定先からの借入ではなく、本第三者割当の方法によることが適切であると判断しております（当社の自己資本比率は、2024年3月末時点で7.9%であったのに対して、本第三者割当後には、4.6%となる見通しです。）。また、割当予定先からの借入によって調達し、第2回公開買付けの終了後に、当該借入の株式化（デッド・エクイティ・スワップ）（以下「DES」といいます。）を実施する手法も考えられますが、一時的に当社の自己資本比率等の財務健全性指標を更に低下させることにより、対外的な信用が更に毀損されることや当社の財務状況が改善される時期が遅くなる可能性が生じるデメリットは、第2回公開買付けを踏まえた本第三者割当の結果割当予定先が当社の総議決権の約68%を取得することにより割当予定先による当社の非公開化の可能性が高まることを考慮したとしても看過できる問題ではないと考えられることから、本第三者割当の方法によることが適切であると判断しております。さらに、種類株式として無議決権株式を発行することも考えられますが、債務超過の状況にある当社においては、無議決権とすることの経済合理性をもつ優先配当又は優先的な残余財産分配請求権を割当予定先に付与することは適切ではないと考え、また、その他種類株式の条件についての交渉に時間を要し、当社の企業価値の毀損がさらに進むことも考えられることから、本第三者割当の方法によることが適切であると判断しております。くわえて、割当予定先からの借入により既存の負債の一部を返済することも考えられますが、その場合には負債比率自体には変更がなく、かつ、商品在庫を拡充することにより中古車小売販売台数の増加を図り、収益の拡大を図ることをもって事業の安定化を図るという目的も達成できないことから、これらの観点からも本第三者割当の方法によることが適切であると判断しております。

上記の検討を踏まえ、割当予定先による本取引が進行している中で、債務超過となっている当社の財務状況を改善させ、また、事業活動を早急に安定させるために、確実かつ機動的な資金調達を達成するためには、割当予定先に対する本第三者割当による資金調達が現時点において最適な選択であると判断し、株式会社宇佐美鉱油を割当予定先に選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,764,800株

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先より、本第三者割当により取得する株式について、中長期的に継続して保有する意向である旨を口頭で確認しております。

なお、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により取得する株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先について、4月11日付「公開買付届出書」（以下、「公開買付届出書」といいます。）を受領しており、公開買付届出書における2023年9月30日現在の貸借対照表に記載された普通預金等の金額が、本第三者割当の払込金額の総額を上回る金額であることを確認しており、また、割当予定先の普通預金口座の通帳の写し（2024年6月12日現在）の確認を行い、割当予定先が普通預金口座で保有している金額が本第三者割当の払込金額の総額を上回る金額であることも同様に確認しております。

g 割当予定先の実態

当社は、当社と割当予定先との間の資本業務提携契約において、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係ないことの表明を受けております。

また、当社においても、割当予定先について、反社会的勢力との関わりの有無を外部機関（株式会社セキュリティー&リサーチ：東京都港区赤坂二丁目16番6号、代表取締役 羽田 寿次）を利用して確認しました。その結果、割当予定先及びその役員は反社会的勢力とは関係がないと判断いたしました。

以上を踏まえ、当社は、割当予定先につき、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当の払込金額につきましては、割当予定先との協議により、第2回公開買付けに係る買付等の価格（以下「第2回公開買付価格」といいます。）である850円といたしました。具体的には、割当予定先より、第2回公開買付価格は割当予定先が2024年1月下旬から2024年2月下旬までの期間において当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、当社取締役会による本両公開買付けへの賛同の可否、当社普通株式の市場株価の動向及び本両公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、割当予定先との協議・交渉の結果等も踏まえ、割当予定先の取締役会の決議によって決定されており、第2回公開買付金額と本第三者割当の払込金額に差を付ける合理的な理由がないことから、本第三者割当の払込金額を850円としたいとの提案を受け、当該協議が開始されました。なお、当該協議において、当該金額は本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である2024年6月24日の当社普通株式の終値である1,037円に対しては18.03%のディスカウントとなりますが、2023年12月以降、本取引（予告公表時点）の公表日の前営業日である2024年2月29日までの間においては当社普通株式の株価下落傾向にあり、本取引（予告公表時点）の公表日の前営業日である2024年2月29日の当社普通株式の終値は831円であったところ、本取引（予告公表時点）が公表された2024年3月1日以降、2024年3月29日に2023年9月期の有価証券報告書の提出及び過年度の訂正有価証券報告書の提出について公表をするまでの間、従前の株価推移とは明らかに傾向の異なる急騰傾向にあり、その後、2023年9月期の有価証券報告書の提出及び過年度の訂正有価証券報告書の提出について公表をしたこと踏まえて、一時株価が下落したものの、割当予定先による第1回公開買付けの開始が公表されて以降、本有価証券届出書提出日に至るまで、依然として、本取引（予告公表時点）公表前の株価推移とは明らかに傾向の異なる急騰傾向にあり、現在の当社普通株式の株価には、第2回公開買付価格を前提として、市場株価上昇に起因して、割当予定先が第2回公開買付けの成立のために第2回公開買付価格を引き上げることへの期待等の投機的な思惑が強く反映されていると考えられ、当該急騰した期間の株価のみをもって当社の本来的な価値を算定し、発行価額を決定することは妥当とはいえないと考えられること、当社は2024年9月期第1四半期報告書により当社の財務状況が債務超過の状態にあることを公表しているにもかかわらず、当該高騰が継続していることから、払込金額が特に有利な金額に該当するか否かの判断については、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除するため、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の株価を前提とするのではなく、本取引に係る公表日以前の一定期間の株価を考慮することが合理的であると考えられること、2023年9月29日に当社の不適切な会計処理に係る調査委員会の設置について公表して以降、当社の株価は大幅に下落しておりますが、当該下落については当社の不適切な会計処理に起因した内在的な要因に基づくものと考えられるため、当該下落の影響を受けた期間の株価を考慮することは必ずしも不合理とはいえないこと、及び、急騰後の当社普通株式の価格の推移は、債務超過にある現在の当社の価値を適切に反映していないと考えられること等について協議した結果、当社は、本取引（予告公表時点）が公表された2024年3月1日より前の時点の株価も考慮することが合理的と考え、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である2024年6月24日から起算した直近6か月の当社普通株式の終値の平均値である860円を基準とすることが適切であると判断しております。また、本第三者割当を実施しない場合には、当社の財務状況の改善、事業活動の安定化のため、手元資金により商品在庫の仕入を行う必要があるものの、その場合、当社の運転資金は2024年7月末に約52百万円不足し、当社の事業活動継続に必要な手元資金の水準を維持できない他、単月黒字化に向けた在庫確保に必要な金額は約15億円であることから黒字化の実現が困難

となることが想定され、当社の事業運営の継続が困難になることや不測の事態に対応することができない可能性が高くなることにより、ひいては企業価値を著しく損なうことになりかねず、少数株主にとっても不利益になること、本第三者割当を含めた本取引の実施によって速やかに割当予定先による完全子会社化及び非公開化を進めることにより上記のような事態を回避することが少数株主にとっても最善であると考えられ、発行価格を含めた条件交渉が長期化することにより本第三者割当の実施時期が遅れ、資金不足に陥ることにより当社の企業価値が著しく損なわれることを避けるためには迅速に本第三者割当の条件を決定する必要があることから、本第三者割当の払込金額を第2回公開買付価格と同額の850円とすることについては合理的と考えております。

また、本第三者割当により、当社の総議決権数に対する割当予定先の所有議決権数の割合(「所有議決権数の割合」の算定に当たっては、当社の2024年4月15日現在における総議決権数である37,807個に、本第三者割当によって割り当てられる当社普通株式に係る議決権数(17,648個)を加算した後の総議決権数55,455個に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。))をいいます。議決権所有割合の記載について他の取扱いを定めない限り以下同じです。)は、68.17%となる予定であり、これにより本取引の実行可能性が高まる側面もございますが、前記「1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由 (a) 本第三者割当の目的及び理由」に記載のとおり、当社が債務超過となっている財務状況を早期に改善させ、また、事業活動を早急に安定させるために当社における資金調達には緊急を要する状況であることに鑑み、割当予定先による完全子会社化に先立ち割当予定先から資金提供を受ける必要性が高いことや、外部からの資金調達を行わず手元資金により商品在庫の仕入を行う場合、当社の運転資金は2024年7月末に約52百万円不足し、当社の事業活動継続に必要な手元資金の水準を維持できない他、単月黒字化に向けた在庫確保に必要な金額は約15億円であることから黒字化の実現が困難となることが想定され、当社の事業運営の継続が困難になることや不測の事態に対応することができない蓋然性が高くなることにより、ひいては企業価値を著しく損なうことになりかねず、少数株主にとっても不利益になることを踏まえ、上記事情をもって、本第三者割当が「著しく不正な方法」(会社法第210条第2号)に該当することはないものと判断しております。

なお、当該払込金額は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である2024年6月24日の当社普通株式の終値である1,037円に対しては18.03%のディスカウント(小数点以下第三位を四捨五入しています。本「3 発行条件に関する事項」において以下同じです。)、直近1か月間の当社普通株式の終値の平均値である1,043円(円未満四捨五入)に対しては18.50%のディスカウント、直近3か月間の当社普通株式の終値の平均値である941円(円未満四捨五入)に対しては9.67%のディスカウント、直近6か月の当社普通株式の終値の平均値である860円(円未満四捨五入)に対しては1.16%のディスカウントとなります。この点、上記のとおり、現在の当社普通株式の株価は、第2回公開買付価格を前提として、市場株価上昇に起因して、割当予定先が第2回公開買付けの成立のために第2回公開買付価格を引き上げることへの期待等、本取引に対する様々な思惑の影響を受けて形成されたものであるものと考えられ、当社の普通株式の本来の価値を反映していないものと考えられるため、払込金額が特に有利な金額に該当するか否かの判断については、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の株価を前提とするのではなく、本取引に係る公表日以前の一定期間の株価を考慮することが合理的であり、取締役会決議日の直前営業日である2024年6月24日から起算した直近6か月の当社普通株式の終値の平均値である860円を基準とすることが適切であると考えられることから、かかる払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、合理的な発行価格であると認識しており、特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、当社監査等委員会(3名。うち社外取締役3名。以下同じです。)から、本第三者割当の払込金額は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である2024年6月24日の当社普通株式の終値である1,037円に対しては18.03%のディスカウントとなりますが、2023年12月以降、本取引(予告公表時点)の公表日の前営業日である2024年2月29日までの間においては当社普通株式の株価下落傾向にあり、本取引(予告公表時点)の公表日の前営業日である2024年2月29日の当社普通株式の終値は831円であったところ、本取引(予告公表時点)が公表された2024年3月1日以降、2024年3月29日に2023年9月期の有価証券報告書の提出及び過年度の訂正有価証券報告書の提出について公表をするまでの間、従前の株価推移とは明らかに傾向の異なる急騰傾向にあり、その後、2023年9月期の有価証券報告書の提出及び過年度の訂正有価証券報告書の提出について公表をしたこと踏まえて、一時株価が下落したものの、割当予定先による第1回公開買付けの開始が公表されて以降、本有価証券届出書提出日に至るまで、依然として、本取引(予告公表時点)公表前の株価推移とは明らかに傾向の異なる急騰傾向にあり、現在の当社普通株式の株価には、第2回公開買付価格を前提として、市場株価上昇に起因して、割当予定先が第2回公開買付けの成立のために第2回公開買付価格を引き上げることへの期待等の投機的な思惑が強く反映されていると考えられ、当該急騰した期間の株価のみをもって当社の本来の価値を算定し、発行価額を決定することは妥当とはいえないと考えられること、及び、当社は2024年9月期第1四半期報告書により当社の財務状況が債務超過の状態にあることを公表しているにもかかわらず、当該高騰が継続していること、したがって、払込金額が特に有利な金額に該当するか否かの判断については、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の株価を前提とするのではなく、本取引に係る公表日以前の一定期間の株価を考慮することが必要であり、本取引(予告公表時点)が公表された2024年3月1日より前の時点の株価も考慮することが合理的と考えられること、及び、2023年9月29日に当社の不適切な会計処理に係る調査委員会の設置について公表して以降、当社の株価は大幅に下落しておりま

すが、当該下落については当社の不適切な会計処理に起因した内在的な要因に基づくものと考えられるため、当該下落の影響を受けた期間の株価を考慮することは必ずしも不合理とはいえないことから、取締役会決議日の直前営業日である2024年6月24日から起算した直近6か月の当社普通株式の終値の平均値である860円を基準とすることが適切であること、取締役会決議日の直前営業日である2024年6月24日から起算した直近6か月の当社普通株式の終値の平均値である860円との比較においては、本第三者割当の払込金額は1.16%のディスカウントとなっていること、上記を踏まえると、本第三者割当の払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して算定されていることから、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。また、当社監査等委員会から、本第三者割当により、当社の総議決権数に対する割当予定先の所有議決権数の割合は、68.17%となる予定であり、これにより本取引の実行可能性が高まる側面があるものの、現在債務超過となっている当社の財務状況を踏まえると、事業活動を早急に安定させるために当社における資金調達には緊急を要する状況であり、本第三者割当を実施しない場合には、当社の財務状況の改善、事業活動の安定化のため、手元資金により商品在庫の仕入を行う必要があるものの、その場合、当社の運転資金は2024年7月末に約52百万円不足し、当社の事業活動継続に必要な手元資金の水準を維持できない他、単月黒字化に向けた在庫確保に必要な金額は約15億円であることから黒字化の実現が困難となることが想定され、当社の事業運営の継続が困難になることや不測の事態に対応することができない可能性が高まることにより、ひいては企業価値を著しく損なうことになりかねないため、第2回公開買付と並行して本第三者割当を進めることが肝要と考えられることから、上記事情をもって、本第三者割当が「著しく不正な方法」（会社法第210条第2号）に該当するとは考えられない旨の意見を得ております。なお、当社監査等委員会からは、当社普通株式の直近の株価は、第2回公開買付けを前提として、市場株価上昇に起因して、第2回公開買付価格が引き上げられるのではないかと投機的な思惑に基づき高騰していると考えられること、第2回公開買付けに関しては当初の公表が2024年3月1日付で行われており、同日以降は上記思惑の影響を受けた株価であると推察できること、2023年12月中旬以降2024年2月29日までの間は当社普通株式の株価は下降傾向であったのに対し、上記のとおり本取引に関する当初の公表が2024年3月1日付で行われており、同日以降は当社の株価は急騰している状況にあること、当社に係る経済状況について、2024年3月下旬に当社が債務超過に陥っている旨が公表された一方で、その後当社に関して株価上昇につながる開示・公表は行われていないことを踏まえると、本第三者割当に係る当社取締役会決議日の前営業日である2024年6月24日の価額（取引終値）のみ参考とするのではなく、本第三者割当に係る当社取締役会決議日の前営業日又は本第三者割当に係る当社取締役会決議日の前営業日までの価額又は売買高の状況等を勘案して6ヶ月を遡った期間の平均価額を参考にとすることとして今般の本第三者割当に係る発行価額を決定することは合理的なものであると考えている旨の意見も得ています。また、当社監査等委員会からは、本第三者割当の発行総額を約15億円とすることは、発行諸費用を除いた全額である約1,477百万円を商品車両の仕入に充当することにより、1台あたり約2百万円の車両を740台程度確保することで小売販売台数を確保し、当社の単月黒字化が可能であるという試算に基づくものであり、合理的な金額であると考えている旨の意見も得ています。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により割当予定先に対して割り当てられる株式数は1,764,800株であり、本第三者割当前の当社普通株式の発行済株式総数3,783,500株（2024年4月15日現在）の46.64%（議決権総数37,807個に対する割合46.68%）に相当します。しかしながら、当社といたしましては、前記「1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由 (a) 本第三者割当の目的及び理由」に記載のとおり、債務超過となっている当社の財務状況を改善させ、また、事業活動を早急に安定させるために、確実かつ機動的な資金調達を達成するためには、割当予定先に対する本第三者割当による資金調達が現時点において最適な選択であると考え、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

なお、本第三者割当により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない、当社の独立社外取締役である桑山賢治氏、独立社外取締役である松井隆氏、及び独立社外取締役である岩本一良氏並びに外部専門家である高橋明人氏（弁護士・高橋・片山法律事務所）の4名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）に対し、本第三者割当に関する検討を依頼いたしました。本特別委員会は希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性及び割当予定先の妥当性等について慎重に審議し、後記「6 大規模な第三者割当の必要性」に記載のとおり、本第三者割当の必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、本第三者割当については、それによる希薄化を上回る効果があり、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当により割当予定先に対して割り当てられる株式数1,764,800株に係る割当議決権数は17,648個となり、当社の総議決権数37,807個（2024年4月15日）に占める割合が46.68%となり、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合
株式会社宇佐美鉱油	愛知県津島市埋田町一丁目8番地	1,811,300	47.91%	3,576,100	64.49%
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	1ST FLOOR, SENATOR HOUSE, 85 QUEEN VICTORIA STREET, LONDON, EC4V 4AB	679,400	17.97%	679,400	12.25%
MICHAEL 1925 LLC	251 LITTLE FALLS DR, WILMINGTON, DE,USA, 19808	163,300	4.32%	163,300	2.94%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	150,000	3.97%	150,000	2.70%
山本文彦	三重県四日市市	72,000	1.90%	72,000	1.30%
株式会社伊藤工務店	愛知県名古屋市中川区小碓通2丁目25	69,300	1.83%	69,300	1.25%
グッドスピード従業員持株会	愛知県名古屋市中区泉2丁目28-23	68,100	1.80%	68,100	1.23%
横地真吾	愛知県名古屋市千種区	40,000	1.06%	40,000	0.72%
篠山豪了	北海道室蘭市	22,900	0.61%	22,900	0.41%
野村佳嗣	愛知県岡崎市	15,200	0.40%	15,200	0.27%
計		3,091,500	81.77%	4,856,200	87.57%

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2024年4月15日現在の株主名簿をもとにして作成しております。

2 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、本第三者割当による変動を反映しております。

3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。

4 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、当社の2024年4月15日現在における総議決権数である37,807個に、本第三者割当によって割り当てられる当社普通株式に係る議決権数(17,648個)を加算した後の総議決権数55,455個に対する割合であります。

5 株式会社宇佐美鉱油の共同保有者を含めた「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は53.31%、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は68.17%となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、当社の主力事業である自動車販売関連における、商品の仕入資金として充当し、商品在庫を拡充することにより中古車小売販売台数の増加を図り、収益の拡大を図ることを目的としております。直近の経営成績及び財政状態につきましては、2024年5月15日公表の「2024年9月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載のとおり、当社の2024年9月期第2四半期累計期間(2023年10月1日～2024年3月31日)における売上高は、31,494百万円となり、営業損失は1,233百万円、経常損失は1,672百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失は1,801百万円となりました。また、2024年9月期第2四半期累計期間末時点における純資産の額は、2,432百万円となっております。

(2) 大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

本第三者割当により割当予定先に対して割り当てられる株式数1,764,800株(議決権の数は17,648個)は、2024年4月15日現在の発行済株式総数3,783,500株(総議決権数37,807個)に対して、合計46.64%(議決権比率46.68%)となります。

このように、本第三者割当の実施により相当程度の希薄化が生じることになります。

また、本第三者割当により、当社の総議決権数に対する割当予定先の所有議決権数の割合は、68.17%となる予定であり、これにより本取引の実行可能性が高まる側面もございます。しかしながら、本第三者割当を実施しない

場合には、当社の財務状況の改善、事業活動の安定化のため、手元資金により商品在庫の仕入を行う必要があるものの、その場合、当社の運転資金は2024年7月末に約52百万円不足し、当社の事業活動継続に必要な手元資金の水準を維持できない他、単月黒字化に向けた在庫確保に必要な金額は約15億円であることから黒字化の実現が困難となることが想定され、当社の事業運営の継続が困難になることや不測の事態に対応することができない蓋然性が高くなることにより、ひいては企業価値を著しく損なうことになりかねず、少数株主にとっても不利益になること、本第三者割当を含めた本取引の実施によって速やかに割当予定先による完全子会社化及び非公開化を進めることにより上記のような事態を回避することが少数株主にとっても最善であると考えられ、発行価格を含めた条件交渉が長期化することにより本第三者割当の実施時期が遅れ、資金不足に陥ることにより当社の企業価値が著しく損なわれることを避けるためには迅速に本第三者割当の条件を決定する必要があることから、払込金額を第2回公開買付価格と同額の850円とすることについては合理的と考えられること、本第三者割当の発行総額を約15億円（発行諸費用差引前）とすることは、発行諸費用を除いた全額である約1,477百万円を商品車両の仕入に充当することにより、1台あたり約2百万円の車両を740台程度確保することで小売販売台数を確保し、当社の単月黒字化が可能であるという試算に基づくものであり、合理的な金額であると考えられること、前記「1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由 (a) 本第三者割当の目的及び理由」に記載のとおり、当社といたしましては、当社が債務超過となっている財務状況を早期に改善させ、また、事業活動を早急に安定させるために当社における資金調達は緊急を要する状況であることに鑑み、割当予定先による完全子会社化に先立ち割当予定先から資金提供を受ける必要性が高いことや、外部からの資金調達を行わず手元資金により商品在庫の仕入を行う場合、当社の運転資金は2024年7月末に約52百万円不足し、当社の事業活動継続に必要な手元資金の水準を維持できない他、単月黒字化に向けた在庫確保に必要な金額は約15億円であることから黒字化の実現が困難となることが想定され継続が困難になることや不測の事態に対応することができない可能性が高くなることにより、当社の事業運営、ひいては企業価値を著しく損なうことになりかねず、少数株主にとっても不利益になることを踏まえ、第2回公開買付と並行して本第三者割当を進めることが肝要と考えられることから、上記事情をもって、本第三者割当が「著しく不公正な方法」（会社法第210条第2号）に該当するものではなく、また、本第三者割当による発行数量及び希薄化の規模は合理的であるものと判断しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当により割当予定先に対して割り当てられる株式数1,764,800株に係る割当議決権数は17,648個となり、当社の総議決権数37,807個（2024年4月15日）に占める割合が46.68%となり、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

当社は、本第三者割当について、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2ヶ月程度の日数を要するところ、外部からの資金調達を行わず手元資金により商品在庫の仕入を行う場合、当社の運転資金は2024年7月末に不足することが想定され、当社の事業運営の継続が困難になることや不測の事態に対応することができない蓋然性が高くなることにより、ひいては企業価値を著しく損なうことになりかねず、少数株主にとっても不利益になること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うこと（なお、当社は、2024年6月27日に臨時株主総会を開催することを決定しておりますが、本第三者割当の発行価額及び発行株数について割当予定先との間で協議中であったため、当該臨時株主総会の招集通知の発送期日である6月12日までに本第三者割当の詳細が確定しなかったことから、本第三者割当について、当該臨時株主総会に付議することはできませんでした。そのため、本第三者割当の決議に係る臨時株主総会を経るためには、新たに臨時株主総会を開催する必要があります。）、上記のとおり、既に当社が債務超過となっている状況を踏まえると、当社の自己資本比率等の財務健全性指標は、金融機関からの融資、又は返済猶予について交渉する際に確認・評価される指標であり、現時点よりさらに低下した場合、融資や返済猶予を認めていただくことが困難となる可能性があることや、第2回公開買付け後に割当予定先グループからの借入が可能な状況になった場合においても金融機関からの直接の借入が必要となる可能性が否定できず、当社の自己資本比率等を更に低下させることとならないよう、割当予定先からの借入ではなく、本第三者割当の方法によることが適切であること、本第三者割当により、当社の総議決権数に対する割当予定先の所有議決権数の割合は、68.17%となる予定であり、これにより本取引の実行可能性が高まる側面もあるものの、前記「1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由 (a) 本第三者割当の目的及び理由」に記載のとおり、現在債務超過となっている当社の財務状況を踏まえると、当社における資金調達は緊急を要する状況であるため、上記事情をもって、本第三者割当が「著しく不公正な方法」（会社法第210条第2号）に該当することはないものと判断していること等から、総合的に勘案した結果、本特別委員会に対して検討を依頼し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2024年6月24日に入手しております。なお、本特別委員会の意見の概要は以下のとおりです。

本特別委員会の意見の概要

1. 結論

本取引の必要性及び相当性、並びに本第三者割当増資の払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性について、いずれも問題がないと考えます。また、当該必要性並びに相当性及び適法性を前提として、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えます。

2. 理由

(1) 必要性

当社の説明によれば、本第三者割当増資に係る手取金について、発行諸費用を除いた全額を商品車両の仕入に充当することにより、1台あたり約2百万円の車両を740台程度確保することで小売販売台数を確保し、当社の単月黒字化が可能であると試算に基づき、約15億円(発行諸費用差引前)の資金調達が必要とのことです。

調達した資金の使途、資金計画については、以下の通りとのことです。

「商品の仕入」：約1,477百万円

当社は2024年9月期第2四半期累計期間において、1,233百万円の営業損失を計上しているところ、これは、現在出店している店舗における商品の在庫台数が、2024年5月末時点において本来展示可能な台数よりも約1,800台、概ね4割程度過少になっていることにより、2024年9月期第2四半期累計期間において売上高31,494百万円、売上総利益3,955百万円に比べて販売管理費が5,188百万円と先行する状態が続いているためであるとのことであり、かかる状況を踏まえ商品を約1,477百万円、具体的には1台あたり約2百万円の車両について740台程度の仕入を行うことを企図しているとのことです。

以上の通りの当社における資金需要に基づき、調達した資金の使途について、具体的な必要金額、また具体的な支出時期等を前提として今般の本第三者割当増資の実施について検討が行われているものと考えます。なお、外部からの資金調達を行わず手元資金により商品在庫の仕入を行う場合、当社の運転資金は2024年7月末に不足することが想定されることとあり、かかる状況により、当社の事業運営、ひいては企業価値を著しく損なうことになりかねないことから、第2回公開買付けと並行して本第三者割当を進めることが肝要と考えられ、本第三者割当増資の実施により資金の調達を図るとする当社の判断は合理的なものと考えます。

当社によれば、調達した資金を上記の資金使途に用いることにより、まずは当社の単月黒字化を可能とする旨を見込むとともに、あわせて当社の利益率の向上を期待した上で、債務超過となっている当社の財務状況を改善させ、また、事業活動を安定させることを目指すとのことです。

これらの点に関する当社による説明及び当社が特別委員会に提示した資料の内容について特に不合理な点は見出しおらず、本第三者割当増資が、喫緊の課題である当社の単月黒字化を図るためのものとして、さらには当社における債務超過の解消を目指すためのものとして、また当社における中長期的な財務基盤の安定化に向けたものとして、さらには当社の事業成長戦略の推進及び競争力強化に向けられたものとして、当社における合理的な資金調達の必要性が認められると考えます。すなわち、当社は、2024年4月18日に金融機関から債務超過の解消に係る要請を受けたことを踏まえ、2024年4月下旬より当社の財務状況を改善させ、早急に事業を安定化させるための検討を本格的に開始し、債務超過の全額の即時の解消を目的とする資金調達と、事業の安定化のために業績を正常化させることを目的とする資金調達のいずれが望ましいかについて検討したところ、債務超過の解消と事業の安定化を両立する観点からは、将来の債務超過の解消に向けてまずは単月黒字化をすることで財政状態の更なる悪化を回避し、業績を正常化させることが望ましいと考え、その後、単月黒字化を実現すべくその手段について検討を重ね、2024年5月中旬、外部からの資金調達が必要不可欠であると判断するに至ったとのことです。そもそも当社においては、2023年9月上旬より当社に対する金融機関からの信用力が低下し、金融機関からの借入による資金調達を前提として計画していた当社の成長戦略の遂行が困難になったことを踏まえ、かかる状況の中、当社が成長戦略の遂行を継続していくためには、信用力を補完できる企業にスポンサーとして参画してもらい、当社及び当該スポンサーが共に成長を目指すことが望ましいとの背景事情のもと、先般より、当社株式に対する公開買付けを含む一連の取引が進められているところと見られます。このような信用力の低下、それを受けての信用力の補完の必要性がある状況下で、前記のとおり金融機関から債務超過の解消に係る要請を踏まえ、また2024年5月15日に当社が公表した「2024年9月期第2四半期決算短信(日本基準)(連結)」に記載のとおり、当社の2024年9月期第2四半期累計期間(2023年10月1日～2024年3月31日)における売上高31,494百万円、営業損失1,233百万円、経常損失1,672百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失1,801百万円、さらに2024年9月期第2四半期累計期間末時点における純資産の額マイナス2,432百万円との数字も踏まえると、当社において、まずは事業の安定化を図る必要があると考えられ、本第三者割当増資に係る資金調達の必要性が是認されるものと考えます。

上記に関連して、本第三者割当増資により、前記当社株式に対する公開買付けを含む一連の取引の実行可能性が高まるという側面はあると考えられるものの、現在債務超過となっている当社の財務状況を踏まえると、事業活動を早急に安定させるために当社における資金調達は緊急を要する状況であると考えられること、また前記のとおり、当社における具体的な資金需要を前提として本第三者割当増資の検討が行われてきており、本第三者割当増資が当社の資金調達を目的として実施されるものと言えることから、上記の側面をもって、本第三者割当増資が当社の少数株主にとって不利益なものとなる、あるいは当該少数株主を不安定な立場に置くということにはならないものと考えられます。本第三者割当増資、また当社株式に対する公開買付けを含む一連の取引は、いずれも当社事業の安定化に向けられたものであると言え、本第三者割当を含めた当該一連の取引の実施によって、割当予定先による当社の完全子会社化及び非公開化が迅速に進んでいき当社の事業運営、ひいては当社の企業価値が著しく損なわれる事態が回避されるのであれば、これは当社の少数株主にとっても有益なものであると考えられます。

なおこの点に関連して、本第三者割当増資は当社における将来の債務超過解消に向けたものである一方で、上記の通り当社においては割当予定先が実施する公開買付け等を経て割当予定先の完全子会社となり、まずは当社の単月黒字化を目指した上で、将来的に当社の財務状況を改善させることが最善の策と考えているとのことであり、現状2024年9月末までの債務超過の解消について具体的に策定している計画は無いとのことですが、当社の現状の事業環境、また金融機関との交渉状況など流動的な部分もあることから、上記のとおり当社の財務状況を整理・対応は必ずしも不合理なものではないと考えます。

あわせて、今般予定されている本第三者割当増資の払込金額(発行諸費用差引前)は、当社が割当予定先との交渉を経て合意を取り付けるに至った金額であると理解しており、当社の資金調達の必要性と割当予定先において提供可能な資金額との調整のもとに合意された合理的な金額であると考えます。

また、当社の説明によれば、本資本業務提携は、当社及び割当予定先間の経営資源・ノウハウを有効活用することで事業展開を加速させ、もって両社の企業価値向上を図ることが目的であるとのことであり、その目的は合理的と考えます。

(2) 相当性

(i) 他の資金調達手段との比較

当社の説明によれば、2024年9月期第2四半期末時点において引き続き債務超過の状況に陥っているとのことです。かかる状況において当社としては、当社グループが長期安定的に事業を継続していくために、まずは当社の単月黒字化を可能とすべく、小売販売台数を確保するための車両仕入に係る資金を調達することが不可欠であると判断したとのことです。

この点当社は、増資による資金調達が最善の方法であると判断し、エクイティ・ファイナンスを選択したとのことであるところ、より具体的には2024年4月18日に金融機関から債務超過の解消に係る要請を受けたことを踏まえ、当社の財務状況を改善させ、早急に事業を安定化させるための手段について検討を重ねた結果、外部から

の資金調達が必要不可欠であると判断するに至り、割当予定先に対して、当社の単月黒字化に向けた在庫確保のため、可能な限り早期に15億円の資金提供を行うことを希望する旨を要請したとのことです。

なお他の資金調達手段として、金融機関からの借入については、現状、当社に対する金融機関からの信用力が低下し、金融機関からの借入による資金調達が困難となっていることから、今回の資金調達手段として適当でない判断したとのことです。また社債については、利息の支払の負担や返済負担が生じるとともに、当社の自己資本比率等の財務健全性指標を更に低下させることとなるため、債務超過となっている当社の財務状況を改善させるための資金調達方法としては適切でない判断したとのことです。この点、既に当社が債務超過となっている状況を踏まえると、当社の自己資本比率等の財務健全性指標を更に低下させる状況は、前記のとおり金融機関から債務超過の解消に係る要請を受けている中では適切な手段ではないとの当社の判断は合理的なものであると考えられます。

さらに公募増資及び株主割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、割当予定先以外の少数株主を増加させる結果になる点において、現在当社株式を対象とする公開買付け及び当社の完全子会社化に向けた一連の取引が実施されている中、当該取引を通じた割当予定先による当社の完全子会社化をもって当社の信用を補完し、事業活動を安定させようとする事と矛盾する行為となるため、今回の資金調達方法としては適切でない判断したとのことです。この点、前記のとおり当社においては、2023年9月上旬より当社に対する金融機関からの信用力が低下し、金融機関からの借入による資金調達が前提として計画していた当社の成長戦略の遂行が困難になったことを踏まえ、かかる状況の中、当社が成長戦略の遂行を継続していくためには、信用力を補完できる企業にスポンサーとして参画してもらい、当社及び当該スポンサーが共に成長を目指すことが望ましいとの背景事情のもと、先般より、当社株式に対する公開買付けを含む一連の取引が進められているところである。このような信用力の低下、それを受けての信用力の補完の必要性がある状況下で、前記のとおり金融機関から債務超過の解消に係る要請にも対応するべく、本第三者割当増資の手段を選択するとの当社の判断は合理的なものであると考えます。

上記に加え、公募増資や株主割当等の他の資金調達手法については、いずれも過大な手続きと時間が見込まれ、前記のとおり当社の運転資金が2024年7月末に不足することが想定される状況の中では、より迅速に資金を調達する方法を選択することについて理由があると考えられ、また公募増資や株主割当等においては当社における今般の必要資金額を満たす十分な引受け及び払込みが実際に行われない可能性もあり、この点において資金調達の確実性の点で劣ると考えられることから、本第三者割当増資が現時点における当社の資金調達手段として最も適切であると判断したとの当社の説明及び決定には合理性が認められると考えます。この点は、種類株式を発行する方法での資金調達に関しても、それに必要となるものと見込まれる手続き及び時間の面で、同様の状況にあるものと考えられます。また、金融機関からの借入れ等の方法による資金調達についても、債務超過となっている当社の財務状況の改善という当社の取組みに沿うものとは言いがたいと考えられます。

さらに、当社において必要な資金を割当予定先からの借入によって調達した上で、当該借入の株式化(いわゆるデッド・エクイティ・スワップ)を実施する手法も考えられるものの、当該手段は一時的に当社の自己資本比率等の財務健全性指標を更に低下させることから、本第三者割当増資の方法によることが適切であるとの判断は合理的であると考えられます。

以上の通りであり、他の資金調達手段との比較という観点で、本第三者割当増資の合理性が認められると考えます。

(ii) 割当予定先について

当社の説明によれば、割当予定先は当社の主要株主である筆頭株主であり、当社との資本上及び業務上の関係から当社が認識している情報によって割当予定先の社会的信用力を確認しているとのことです。加えて当社は、払込期間までに締結する予定の当社と割当予定先との間の引受契約において、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係ないことの表明を受ける予定とのことです。また、当社においても、割当予定先について、反社会的勢力との関係の有無を株式会社セキュリティー&リサーチを利用して確認し、その結果、割当予定先及びその役員は反社会的勢力とは関係が無いと判断したとのことです。当社においては、以上を踏まえ、割当予定先につき、反社会的勢力との関係が無いことを示す確認書を東京証券取引所に提出したとのことです。

さらに、当社は、割当予定先が本第三者割当増資を引き受けるにあたり、割当予定先の経済的信用力について、同社の預金通帳の写し及び決算書をもって確認し、本第三者割当増資にかかる払込みの確実性に問題はないものと判断しているとのことです。

特別委員会としても、上記の各説明について特段不合理な点は見出せないと考えており、これらの点を踏まえ、当社において当該割当予定先を選定したことの合理性が認められるものと考えられます。

(iii) 発行条件等について

特別委員会は、本第三者割当増資における発行条件の合理性を検討するに際し、本新株式の発行価額がどのように算出されたかについて確認を行うこととし、当該発行価額が当社株式の近時の市場価格、より具体的には本第三者割当増資に係る当社取締役会決議の日から払込金額を決定するために適当な期間としての6ヶ月を遡った日から当該決議の直前営業日までの間の当社株式の平均価額(各取引日の取引市場における終値単純平均)を参考に決定されたものである(すなわち、当該平均価額に0.9を乗じた額以上の価額である)との説明を受けています。そして、当社において上記のとおり6ヶ月を遡った期間の平均価額を参考にすることとしたのは、日本証券業協会が策定する自主ルールを踏まえ、「直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案」したためであるとのことです。

この点、上記「直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案」との点に関しては、より具体的には一時的な株価変動等の特殊要因の有無、従前の株価推移とは明らかに傾向の異なる(異常な)価格急騰の有無、発行会社(本件における当社)に係る経済状況などが考慮要素になると考えられています。これらを本第三者割当増資について見ると、まず当社の直近の株価は、現在実施されている公開買付け及び完全子会社化に起因して公開買付け価格が引き上げられるのではないかと投機的な思惑に基づき高騰していると考え、当該公開買付けに関しては当初の公表が2024年3月1日付で行われており、同日以降は前記投機的な思惑の影響を受けた株価であると推測できることから6ヶ月という期間を採用することは、いずれも合理的なものであると言えます。次に、2023年12月中旬以降2024年2月29日までの間は当社の株価は下降傾向であったのに対し、前記のとおり公開買付けに関する当初の公表が2024年3月1日付で行われており、同日以降は当社の株価は急騰している状況にあると言えます。さらに、発行会社である当社に係る経済状況について見ると、2024年3月下旬に当社が債務超過に陥っている旨が公表された一方で、その後当社に関して株価上昇につながる開示・公表は行われていません。これらを踏まえると、本第三者割当増資に係る当社取締役会決議の直前日の価額(取引終値)のみ参考とするのではなく、「直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案」して6ヶ月を遡った期間の平均価額を参考にすることとして今般の本第三者割当増資に係る発行価額を決定することは合理的なものであると考えます。

なお、前記のとおり2023年12月中旬以降2024年2月29日までの間当社の株価は下降傾向であったとの点に関し、この期間及び当該期間に至るまでに、例えば当社における調査委員会の設置や決算の延期など当社事業に係る事項についての開示・公表が行われているところ、当該開示・公表が何らか当社株価へ影響を与える等の意図をもって行われた旨を推認させる状況は見当たらないと言える一方で、これらの開示・公表はいずれも当該時点における当社の実態・実情を対外的に明らかにするためのものであると言えることから、前記のとおり6ヶ月を遡った期間の平均価額を参考にすることとして今般の本第三者割当増資に係る発行価額を決定することについて、特段不相当な状況には無いものと考えます。

その上で、日本証券業協会が策定する自主ルールが直近の株価のみを絶対的な数字(基準)として取り扱うべきとはせず、所定の場合においては一定期間の平均株価を参考として第三者割当増資の価格を決定し得る旨を

定めている趣旨は、まさに今般のように当社の経営状況・財務状況が特段好転しているとは言い難く、むしろ全体として見れば各種数字が悪化していると言える状況にも関わらず、特に合理的な理由も無く当社の株価が高騰しているような場合への対応方法を示すものと整理でき、当社において当該自主ルールに則した対応を行うことは合理的であると考えます。また当社と割当予定先との間の協議においても、前記当社の株価の具体的な状況を踏まえた上で、当該自主ルールに沿う範囲の中で最終的に本第三者割当増資の価格を確定したものとすることであり、かかる対応により当社は実務的に可能な限り当社少数株主にも配慮をして本第三者割当増資を進めようとするものと言えます。

また、その他の発行条件についての当社からの説明についても、特に不合理な点を見出しておりません。この点に関し、本第三者割当増資実施の前提条件として2回目の公開買付けの成立が含まれているところ、当該公開買付けにおいては買付株式数の上限及び下限の設定が無いことから、当社においては応募のあった株式を全て買付けた上で当該公開買付けを成立させるものと理解されます。また公開買付けの撤回に関してはたしかに理論上の撤回事由が定められているものの、実務上は非常に限定的な場合のみを想定するものと考えられていることから、当該前提条件の存在は特段不合理なものとは考えられず、引き続き本第三者割当増資は上記公開買付けを含む一連の取引とあわせて当社事業の安定化を図るためのものと言えます。さらに、本第三者割当増資の手続きについては、当社のリーガルアドバイザーである外部の法律事務所における弁護士から当社は適宜の助言等を得ているとのことであり、プロセスの面においても特段の不備を見出しておりません。

さらに、本資本業務提携においては、当社の意思決定に際して割当予定先の事前の承諾が必要とされる事項が定められておりますが、割当予定先が、当社の独立した事業運営を尊重しつつ、割当予定先の傘下会社としてグループ会社管理を行うことを両立させる観点からは、事前承諾との方法をとることが必ずしも当社にとって不利な条件であるとは考えられず、また、その他の条件について当社に不利な取引条件が定められているとは考えられないことから、取引条件の公平性も確保されていると考えられます。

(iv) 希薄化について

本第三者割当増資により当社の既存株主の持株比率及び議決権比率に相応の規模の希薄化が生じるものの、本第三者割当増資により調達した資金は、商品の仕入(すなわち、発行諸費用を除いた全額を商品車両の仕入に充当することにより、1台あたり約2百万円の車両を740台程度確保することで小売販売台数を確保し、単月黒字化が可能であると試算したもの)に用いられるものであり、これらによる具体的な効果として期待、望まれる内容に照らせば、本第三者割当増資により、まずは当社の単月黒字化を可能とする旨を見込むとともに、あわせて当社の利益率の向上を期待した上で、債務超過となっている当社の財務状況を改善させ、また、事業活動を安定させることにそれぞれ資するものと考えられ、経営上の合理性を有するものであると考えられます。すなわち前記のとおり、当社は、2024年4月18日に金融機関から債務超過の解消に係る要請を受けたことを踏まえ、2024年4月下旬頃より当社の財務状況を改善させ、早急に事業を安定化させるための検討を本格的に開始し、債務超過の全額の即時の解消を目的とする資金調達と、事業の安定化のために業績を正常化させることを目的とする資金調達のいずれが望ましいかについて検討したところ、債務超過の解消と事業の安定化を両立する観点からは、将来の債務超過の解消に向けてまずは単月黒字化をすることで財政状態の更なる悪化を回避し、業績を正常化させることが望ましいと考え、その後、単月黒字化を実現すべくその手段について検討を重ね、2024年5月中旬、外部からの資金調達が必要不可欠であると判断するに至ったとのこと。そもそも当社においては、2023年9月上旬より当社に対する金融機関からの信用力が低下し、金融機関からの借入による資金調達を前提として計画していた当社の成長戦略の遂行が困難になったことを踏まえ、かかる状況の中、当社が成長戦略の遂行を継続していくためには、信用力を補完できる企業にスポンサーとして参画してもらい、当社及び当該スポンサーが共に成長を目指すことが望ましいとの背景事情のもと、先般より、当社株式に対する公開買付けを含む一連の取引が進められているところ。このような信用力の低下、それを受けての信用力の補完の必要性がある状況下で、金融機関から債務超過の解消に係る要請を踏まえ、また2024年5月15日に当社が公表した「2024年9月期第2四半期決算短信(日本基準)(連結)」に記載のとおり、当社の2024年9月期第2四半期累計期間(2023年10月1日~2024年3月31日)における売上高31,494百万円、営業損失1,233百万円、経常損失1,672百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失1,801百万円、さらに2024年9月期第2四半期累計期間末時点における純資産の額マイナス2,432百万円との数字も踏まえ、当社においてまずは事業の安定化を図る必要があると考えられ、これに続けて金融機関への対応を行うとともに、財政状態の更なる悪化を回避し業績を正常化させ、債務超過となっている当社の財務状況の改善を目指すことは合理的な対応であると考えます。

これらを踏まえると、当社においてまずは事業の安定化を図る必要がある中、これに続けて金融機関への対応を行い、財政状態の更なる悪化を回避し業績を正常化させ、債務超過となっている当社の財務状況の改善を目指すという本第三者割当増資が当社の株主価値の毀損防止につながる蓋然性は高いと思われ、当社の株主にとっては希薄化を上回る効果があると評価できます。仮に、いわゆる希薄化を可能な限り抑えようとして他の資金調達手法を試みるとしても、前記のとおり当社が適時に、また必要とする十分な資金額を、相当程度以上の確実性をもって調達できるか否かについては不透明な状況にあると言え、万一当社において必要な資金が不足する事態となれば、当社の事業運営、ひいては企業価値を著しく損なうことになりかねず、これは少数株主にとっても不利になるものと考えられます。現状、当社が債務超過の状況にあり、金融機関との交渉についても相当に困難な状況が続いていると言える中で、一定の希薄化を伴うものの、迅速にかつまずき必要な金額規模での資金調達をより確実に実施できると考えられる方法を当社が選択して当社事業の安定化を目指すことは、当社の少数株主の利益(すなわち当社事業の継続という全ての株主にとって根本的な利益)の確保に向けた合理的な対応であると考えられます。従って、当社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、本第三者割当増資による希薄化の程度に照らしてもなお合理性が認められるものと考えます。

なお前記のとおり、当社においては、2023年9月上旬より当社に対する金融機関からの信用力が低下し、金融機関からの借入による資金調達を前提として計画していた当社の成長戦略の遂行が困難になったことを踏まえ、かかる状況の中、当社が成長戦略の遂行を継続していくためには、信用力を補完できる企業にスポンサーとして参画してもらい、当社及び当該スポンサーが共に成長を目指すことが望ましいとの背景事情のもと、先般より、当社株式に対する公開買付けを含む一連の取引が進められているところ。このような信用力の低下、それを受けての信用力の補完の必要性がある状況下で、当該公開買付けを含む一連の取引の一環として本第三者割当増資が実施されることには一定の合理性が認められるものと考えます。

(3) 本第三者割当増資の払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性

当社からの説明によれば、本第三者割当増資における本新株式の発行価額は、日本証券業協会が策定する自主ルールを踏まえて、本第三者割当増資に係る当社取締役会決議の日から払込金額を決定するために適当な期間としての6ヶ月を遡った日から当該決議の直前営業日までの間の当社株式の平均価額(各取引日の取引市場における終値単純平均)に0.9を乗じた額以上の価額であるとのこと。この点、今般、割当予定先が相当程度まとまった金額での本第三者割当増資を引き受けるものであるところ、割当予定先の立場から見ると、現状、2024年5月15日に当社が公表した「2024年9月期第2四半期決算短信(日本基準)(連結)」に記載のとおり、当社の2024年9月期第2四半期累計期間(2023年10月1日~2024年3月31日)における売上高31,494百万円、営業損失1,233百万円、経常損失1,672百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失1,801百万円、さらに2024年9月期第2四半期累計期間末時点における純資産の額マイナス2,432百万円との数字の中で、当社株式について相当の割合を保有することは、当社の経営について相当程度のリスクを引き受けるものであると言えることから、発行価額について相応のディスカウントが行われることは特段不合理では無いと考えられます。加えて、当該ディスカウントの率(割合)も、日本証券業協会が策定する自主ルールの内容に沿うものであると言え、現在の実務に照らして特段不合理なものでは無いと考えられます。

なお、前記のとおり当社においては、信用力を補完できる企業にスポンサーとして参画してもらい、当社及び当該スポンサーが共に成長を目指すことが望ましいとの背景事情のもと、先般より、当社株式に対する公開買付けを含む一連の取引が進められているところ、当該公開買付けにおける買付価格(すなわち2回目の公開買付けに係る買付価格)と本第三者割当増資の割当価格が同水準となる形で、当社と割当予定先との間で本第三者割当増資の条件が合意されるに至っています。相当程度まとまった金額での増資を引き受ける先においては、特に今般の当社のように債務超過の状態にある場合には、より割安な割当価格を希望していただくことも考えられるところ、当社は割当予定先との本第三者割当増資の実施に向けた払込金額総額、一株当たりの発行価格、発行条件等に関する協議において当社の既存株主の経済的な利益が損なわれることのないようにとの考慮のもと当該協議を経て、2回目の公開買付けに係る買付価格と同じ水準の払込金額を確保したものとと言えます。これらの対応を通じて当社は、実務的に可能な限り当社少数株主にも配慮を行った上で本第三者割当増資を進めようとするものと言え、これらの事情は本第三者割当増資の払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性を補強するものであると考えます。

また、前提としての「本第三者割当増資に係る当社取締役会決議の日から払込金額を決定するために適当な期間としての6ヶ月を遡った日から当該決議の直前営業日までの間の当社株式の平均価額(各取引日の取引市場における終値単純平均)」についても、前記のとおり当社の直近の株価は、現在実施されている公開買付け及び完全子会社化に起因して公開買付価格が引き上げられるのではないかと投機的な思惑に基づき高騰していると考え、当該公開買付けに関しては当初の公表が2024年3月1日付で行われており、同日以降は前記投機的な思惑の影響を受けた株価であると推測できることから6ヶ月という期間を採用することは、いずれも合理的なものであると言えます。次に、2023年12月中旬以降2024年2月29日までの間は当社の株価は下降傾向であったのに対し、公開買付けに関する当初の公表が2024年3月1日付で行われており、同日以降は当社の株価は急騰している状況にあると言えます。さらに、発行会社である当社に係る経済状況について見ると、2024年3月下旬に当社が債務超過に陥っている旨が公表された一方で、その後当社に関して株価上昇につながる開示・公表は行われていません。これらを踏まえると、本第三者割当増資に係る当社取締役会決議の直前日の価額(取引終値)のみ参考とするのではなく、「直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案」して6ヶ月を遡った期間の平均価額を参考にすることとして今般の本第三者割当増資に係る発行価額を決定することは合理的なものであると考えます。

以上を踏まえて、本第三者割当増資の払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性が確保されているものと考えます。

上記意見書を参考に討議・検討した結果、当社は、2024年6月25日付の取締役会決議において、本第三者割当を行うことを決議いたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2019年9月	2020年9月	2021年9月	2022年9月	2023年9月
売上高 (千円)	-	-	42,947,178	56,237,187	64,466,026
経常利益又は経常損失() (千円)	-	-	88,863	644,288	1,518,420
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	-	-	151,013	306,021	3,527,232
包括利益 (千円)	-	-	151,013	306,021	3,527,232
純資産額 (千円)	-	-	1,576,202	2,284,525	647,090
総資産額 (千円)	-	-	23,621,814	31,897,164	31,895,085
1株当たり純資産額 (円)	-	-	500.94	657.44	179.29
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() (円)	-	-	49.13	93.86	943.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	48.41	92.34	-
自己資本比率 (%)	-	-	6.6	7.1	2.1
自己資本利益率 (%)	-	-	10.6	16.0	-
株価収益率 (倍)	-	-	46.4	18.2	1.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	65,723	3,641,804	658,732
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	3,445,928	2,407,023	2,554,268
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	3,882,556	6,598,560	2,003,023
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	1,476,637	2,026,369	816,392
従業員数 (人)	-	-	584	704	801

(注) 1. 第19期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期連結会計年度の期首から適用しており、第20期連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3. 従業員数は、就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。なお、臨時従業員数はその総数が従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。

4. 第21期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

5. 第21期の自己資本利益率については、親会社株式に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2019年 9月	2020年 9月	2021年 9月	2022年 9月	2023年 9月
売上高 (千円)	32,393,959	33,704,550	42,407,617	52,293,397	59,615,543
経常利益又は経常損失 () (千円)	318,082	3,315	47,527	508,451	1,389,263
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	193,349	24,080	13,244	315,052	3,360,603
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	437,330	437,330	441,806	699,209	1,007,202
発行済株式総数 (株)	1,532,500	3,065,000	3,125,900	3,448,800	3,783,500
純資産額 (千円)	1,396,413	1,292,111	1,438,433	2,155,788	609,198
総資産額 (千円)	12,672,905	16,441,321	22,954,470	29,381,828	28,861,653
1株当たり純資産額 (円)	455.60	431.31	456.87	620.11	169.28
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	10 (-)	- (-)	- (-)	10 (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	82.64	7.92	4.31	96.63	898.88
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	79.67	-	4.24	95.06	-
自己資本比率 (%)	11.0	7.8	6.2	7.3	2.2
自己資本利益率 (%)	21.6	-	1.0	17.7	-
株価収益率 (倍)	21.4	170.8	529.0	17.7	1.1
配当性向 (%)	7.9	-	-	10.3	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	502,586	1,745,232	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,611,282	1,910,749	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,277,325	3,103,306	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,654,689	1,105,733	-	-	-
従業員数 (人)	340	433	559	609	693
株主総利回り (%)	-	76.5	168.5	75.5	59.4
(比較指標:「東証マザーズ指数」現「東証グロース市場250指数」) (%)	(-)	(140.0)	(91.9)	(61.7)	(104.9)
最高株価 (円)	4,320	1,494 (3,950)	2,655	2,390	2,580
最低株価 (円)	1,519	500 (2,751)	1,183	1,370	935

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期の期首から適用しており、第20期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 第18期以前の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。第19期、第20期、第21期は、子会社はありますが関連会社がないため、記載しておりません。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、第18期、第19期、第21期は、配当を実施していないため、記載しておりません。

4. 第18期、第21期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式は2019年4月25日に東京証券取引所マザーズ市場(現 東京証券取引所グロース市場)に上場したため、第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から第17期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。第18期、第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
6. 第19期、第20期、第21期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー、現金及び現金同等物の期末残高については、第19期から連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。
7. 従業員数は、就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。なお、臨時従業員数はその総数が従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。
8. 当社は、2018年9月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を、2018年12月28日付で普通株式1株につき150株の株式分割を、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第17期(2019年9月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
9. 2019年4月25日に東京証券取引所マザーズ市場(現 東京証券取引所グロース市場)に上場したため、第17期の株主総利回り及び比較指標は記載しておりません。
10. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場(現 東京証券取引所グロース市場)における株価を記載しております。ただし、当社株式は、2019年4月25日から東京証券取引所マザーズ市場(現 東京証券取引所グロース市場)に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。また2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第18期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

2【沿革】

年月	概要
2002年 8月	当社創業店であるグッドスピード春日井SUV専門店(現 グッドスピード春日井ミニバン専門店)を愛知県春日井市にオープン
2003年 2月	中古車販売を目的に、資本金300万円で有限会社グッドスピード設立、名古屋市守山区に本社所在地を置く グッドスピード名東・守山SUV専門店(現 グッドスピード名東SUVカスタム専門店)を名古屋市守山区にオープン
2005年 9月	グッドスピード中川・港SUV専門店(現 グッドスピード中川・港カスタム専門店)を名古屋市港区にオープン
2006年 7月	有限会社グッドスピードを株式会社グッドスピードへ商号変更
2008年 4月	グッドスピード小牧SUV専門店(現 グッドスピード小牧ミニバン専門店)を愛知県小牧市にオープン
2009年 8月	グッドスピード安城SUV専門店(現 グッドスピード安城ミニバン専門店)を愛知県安城市にオープン
2011年 7月	車両品質管理・コーティング事業を目的に、子会社として株式会社グッドサービスを設立
2011年11月	グッドスピード岐阜SUV専門店を岐阜県岐阜市にオープン
2012年 4月	本社を名古屋市東区に移転
2012年10月	グッドスピード豊橋SUV専門店(現 グッドスピード豊橋ミニバン専門店)を愛知県豊橋市にオープン
2013年 2月	グッドスピードインターナショナル岡崎ベンツBMW専門店(現 SPORT岡崎輸入車専門店)を愛知県岡崎市にオープン
2013年 5月	钣金・塗装修理部門としてグッドスピード中川BPセンターを名古屋市中川区にオープン
2014年 2月	グッドスピード春日井BPセンターを愛知県春日井市にオープン
2014年12月	MINI販売を目的に、UNITED MINICARSを名古屋市名東区にオープン
2015年 3月	レンタカー事業を開始
2015年 7月	グッドスピード四日市SUV専門店を三重県四日市市にオープン グッドスピード浜松SUV専門店(現 グッドスピードMEGA 浜松店)を浜松市西区(現 浜松市中央区)にオープン
2015年 9月	マツハ車検名古屋守山店(現 グッドスピード名東守山店)を車検専門店として初のフランチャイズ契約で名古屋市守山区にオープン
2016年 4月	SPORT三重MINI専門店(現 グッドスピード津ミニバン専門店)を三重県津市にオープン
2017年 1月	グッドスピード緑SUV専門店(現 SPORT緑輸入車専門店)を名古屋市緑区にオープン
2017年 7月	子会社である株式会社グッドサービスを吸収合併
2017年10月	グッドスピードMEGA SUV春日井店を愛知県春日井市にオープン
2018年12月	グッドスピード大府有松インター買取専門店を愛知県大府市にオープン
2019年 2月	グッドスピードMEGA 大垣店を岐阜県大垣市にオープン
2019年 4月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2019年 8月	グッドスピード小牧BPセンターを愛知県小牧市にオープン グッドスピードMEGA SUV知立店を愛知県知立市にオープン
2019年10月	グッドスピード緑BPセンターを名古屋市緑区にオープン 株式会社ホクトモーターズを100%子会社化
2020年 1月	子会社である株式会社ホクトモーターズを吸収合併 グッドスピード車検名古屋天白店としてオープン
2020年 4月	株式会社エンジョイレンタカーより沖縄県のレンタカー店(現 グッドスピードレンタカー那覇空港前店)を事業譲受 グッドスピードMEGA SUV東海名和店を愛知県東海市にオープン
2020年 5月	グッドスピード豊田買取専門店(現 グッドスピード豊田元町買取専門店)を愛知県豊田市にオープン
2020年 9月	カーステーション株式会社より同社大府店の車検・整備・钣金・塗装事業等を事業譲受し、グッドスピード車検大府SS店としてオープン グッドスピード車検中川・港店を名古屋市港区にオープン
2021年 1月	グッドスピード春日井ハイエース・キャンピング専門店(現 グッドスピード VANLIFE春日井店)オープン
2021年 3月	株式会社チャンピオン(現 株式会社チャンピオン76)を子会社化
2021年 4月	グッドスピードMEGA SUV神戸大蔵谷店を神戸市西区にオープン
2021年 8月	CHAMPION76四日市店を三重県四日市市へオープン
2021年 9月	グッドスピードMEGA SUV清水鳥坂店、CHAMPION76清水鳥坂店を静岡県清水区にオープン
2021年10月	株式会社チャンピオンを株式会社チャンピオン76に商号変更し、当社のバイク事業を事業譲渡

年月	概要
2021年12月	グッドスピード車検岐阜店を岐阜県岐阜市にオープン
2022年2月	グッドスピードMEGA SUV豊川御油店を愛知県豊川市にオープン
2022年3月	CHAMPION76浜松店を静岡県浜松市にオープン
2022年4月	東京証券取引所グロース市場へ移行 CHAMPION76大垣店を岐阜県大垣市にオープン CHAMPION76豊川御油店を愛知県豊川市にオープン
2022年8月	CHAMPION76名古屋昭和橋店を名古屋市中川区にオープン
2022年10月	グッドスピードMEGA SUVイオンモール土岐店を岐阜県土岐市にオープン
2022年11月	CHAMPION76名古屋昭和橋店を名古屋市中川区にオープン グッドスピード沖縄豊見城SUV専門店を沖縄県豊見城市にオープン CHAMPION76イオンモール土岐店を岐阜県土岐市にオープン
2023年1月	グッドスピードMEGA 輸入車SUV 岡崎昭和町店を愛知県岡崎市にオープン CHAMPION76岡崎昭和町店を愛知県岡崎市にオープン
2023年3月	CHAMPION76尾張旭店を愛知県尾張旭市にオープン Motorrad Nagoya Meitoを愛知県名古屋市千種区にオープン
2023年7月	グッドスピードMEGA SUV 大阪豊中店を大阪府豊中市にオープン グッドスピード清水鳥坂買取専門店を静岡県静岡市清水区にオープン グッドスピードレンタカー石垣島店を沖縄県石垣市にオープン
2024年10月	グッドスピードMEGA SUV東福岡店を福岡市東区にオープン
2024年4月	グッドスピードMEGA SUV南風原店を沖縄市島尻郡南風原町にオープン

3【事業の内容】

当社グループは、「気持ちに勝るものはない」を経営理念として、車及びバイクにおける中古車販売並びに安心・快適・楽しいカーライフの提供を通じて「すべての人に感謝・感動・感激を与え続ける伝道師でありたい」をミッションに掲げ、その具現化を目指し、自動車販売及びその附帯事業を行っております。

当社グループは、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであります。中古車販売、自動車買取、整備・钣金、保険代理店及びレンタカー、ガソリンスタンドのサービスを提供しております。

なお、当社グループのサービスの内容、当該サービスに係る位置付け及びサービス系統図は以下のとおりであります。

(1) 中古車販売

中古車販売のM E G A 専門店、国産車専門店、輸入車専門店を展開しております。お客様のライフスタイルに合った車、バイクを提供することを目的として、取扱車種を絞ることにより専門性の高い店舗作りと人材教育を進めております。創業以来S U V（スポーツ・ユーティリティ・ビークル / Sports Utility Vehicleの頭文字を取った自動車の形態のひとつ。スポーツ多目的車。）・4WD専門中古車販売店及び輸入中古車販売店として蓄積してきたブランドイメージを武器として、高年式、低走行の絞り込んだ車種に特化した専門店展開を進めてまいりました。

出店方針といたしましては、東海エリア内におけるドミナント方式及び東海地方以外へのエリア拡大を狙いとした出店形態により、積極的に事業展開を進めております。集客は、インターネットやテレビ・ラジオCMによる広告を活用することにより、商圈エリアをより広げる取り組みも行っております。なお、2023年9月末現在、M E G A 専門店12店舗、国産車専門店11店舗、輸入車専門店3店舗、バイク専門店8店舗、買取専門店2店舗、車検専門店4店舗、B Pセンター5店舗、ガソリンスタンド1店舗、レンタカー2店舗を東海4県（愛知県・岐阜県・三重県・静岡県）および大阪府、兵庫県、沖縄県で展開しております。

小売販売台数の推移

	第20期実績 (2022年9月期)	第21期実績 (2023年9月期)
小売販売台数(台)	14,877	16,961

(2) 自動車買取

お客様の当社グループ店舗への持ち込みによる店頭買取の他、複数の企業が運営する一括買取査定サイト経由で当社グループへアクセスした自動車買取希望に対する出張買取を行っております。

自動車買取を展開していくことで、買取車両のうち当社グループの取扱ラインナップ車種は当社グループの店頭在庫として、オートオークションに依存しない店頭販売に寄与する仕入ルートの開拓強化を図っております。当社グループの取扱ラインナップでない車両は、オートオークション会場へ出品することで当社グループ売上へ寄与することが可能であります。今後も当社グループにとって重要な事業と位置付け、積極的な資本投入を考へております。

(3) 整備・钣金

販売した車両の整備や車検等のサービスを展開しております。ほとんどの販売店に整備工場を併設しており、整備工場を併設していない販売店についても、近隣店舗の整備工場や外注先にて整備を行い、車検整備の獲得件数増を実現しております。また、販売店は休日にお客様が集中するため、販売と整備を分離することにより、サービス向上、業務効率化を図っております。更に、2013年に钣金を専門に行うB Pセンター（ボディー&ペインティング / Body&Paintingのこと。車両の钣金塗装を行う。）の展開を開始し、より安心安全な車両利用が可能になるよう、サポート体制の強化を図っております。

(4) 保険代理店

損害保険会社の代理店業務のサービスを展開しております。中古車販売の各店舗において、当社グループ取扱車両の販売に際して、自動車保険を提案し、自動車保険の新規獲得を行っております。また販売後のアフターケアとして、社内に専門部署を設置し、保険契約継続率向上のため、サポート体制の強化を図っております。

(5) レンタカー

車両の貸出サービスを提供しております。サービス提供の目的としては、新たな収益の柱を作ること、お客様のレンタカー利用体験を動機として車両販売に繋げること、レンタカー車両として利用した後、当社グループ在庫車両へ転換するという仕入ルートの開拓であります。現在のレンタカー顧客は、一般のお客様及び当社グループが代理店契約をしている損害保険会社であり、主に観光目的や事故発生時のレンタカーとしてご利用頂いております。

(6) 当社グループの強み

専門性の特化

店舗ごとにSUV、ミニバン、輸入車及びバイクのように、取扱車種を絞り、各店舗に大型駐車場を用意し、常時3,000台以上の在庫車両を抱えてクルマ選びをサポートしております。これにより、ご来店いただいた際にお客様の希望に沿った車両をより多くの選択肢の中から選んでいただける環境を整えております。また、店舗ごとに取扱車種を絞り社内研修や店舗教育を受けることで、営業一人ひとりが短期間で豊富な専門知識を身に付けることができ、お客様が安心して購入できる豊富な提案を実現しております。

ドミナント出店戦略

店舗展開はドミナント出店戦略を基本としております。専門性に特化した店舗作りとの相乗効果により、特定のジャンルにおいて豊富な在庫台数を保持することができ、特にSUVは東海エリア最大級の在庫数と車種で豊富な品揃えを実現しております。

快適・清潔な店舗作り

従来の中古車販売店のイメージを覆すような、洗練された明るいショールームをコンセプトに、取扱車種に合わせたデザイン性の高い店舗作りを行っております。また、ショールームにはキッズスペースを設置するなど、ファミリー層にも気軽にご来店頂き、心地よくお過ごし頂ける店舗作りを進めております。

カーライフのトータルサポート

当社グループでは、中古車及びバイクの販売だけでなく、自動車保険の加入、車検・整備のアフターサービス、マイカーリース、下取、買取、レンタカー及びガソリンスタンドなど、お客様のカーライフをトータルでサポートできるサービス展開を行っております。具体的には下表の商品があります。

2023年9月30日現在

商品名	内容
車検・整備	店舗に併設されたピットには、国家資格保有整備士・検査員を配置。
钣金・塗装	B Pセンターによる、車両の傷及び凹みの钣金・塗装。
オートローン	店頭申込可能なオートローンにより、面倒もなく簡単な手続きで申請可能。
レンタカー	愛知県・兵庫県・沖縄県で展開。全て新車もしくは2年以内の好条件の中古車を中心にナビ・バックカメラ・ETC標準装備。気に入った車両はそのまま購入可能。
ガソリンスタンド	整備・钣金工場に併設され、ドライブスルー洗車機も利用可能
自動車保険	事故受付から車両の引取・修理・保険金請求手続きまで一貫対応。代車常時500台、土日対応可能。
買取（店頭・出張）・下取	特に、小売再販が可能なSUV及びバイクは高価買取を実現。

独自基準の仕入体制

全国のオートオークションや自動車販売業者から、当社グループの基準を満たす品質の確かな車両を仕入れております。具体的には、毎日のように開催されるオートオークションにおいて、当社グループは修復歴のない車両を取り扱う専門店として、高品質な車両を逃さず仕入れるために専門部署を設け、安定した供給を行うだけでなくお客様のニーズにマッチした優良車両をご提供できるよう努めております。

更に、当社グループ独自基準のもと、車両（車・バイク）の買取・下取を強化し、直接販売により高品質車両をより安くご提供できる環境作りを進めております。

豊富なオプション

車両販売においては、お客様の多様なニーズに応じられるよう、豊富なオプション商品を取り揃えております。このオプション商品によって、1台当たりの売上高・利益を確保し、同時に車両本体の低価格提供を目指すことで、お客様にとって購入しやすい金額で販売できるように努めております。

2023年9月30日現在

商品名	内容
GS WARRANTY	最長3年間。中古車販売の保証プログラム。オイル交換、オイルエレメント交換などの定期点検のメンテナンスパックも含む。
コーティング・スクラッチバリア	耐久性に優れたガラスコーティング。
ドライブレコーダー	車載型映像記録装置。事故、盗難などのトラブル時に備えて車内外の状況を記録。
VIP PASSPORT	グッドスピード車検大府SS店でのガソリン給油最大6円 / 引、オイル交換無料券、車検・コーティング割引クーポンなどの特典豊富なVIP会員。

サービスファクトリーの併設

購入頂いた後もお客様に安心してカーライフを送って頂けるよう、ほとんどの店舗に充実した整備ピットを併設しております。国家資格保有整備士が常駐し、納車前の点検をはじめ、車検や定期点検、カーナビゲーション取り付けやボディーコーティング、カークリーンなど常時対応しております。また、高機能・高品質な設備・機材を多数取り揃え、幅広い整備メニューも提供しております。運輸局指定工場も保有し、充実した設備と国家資格保有整備士の高い技術力で安心&リーズナブルな車検対応を行うことが可能であります。

ファン（お客様）との繋がり

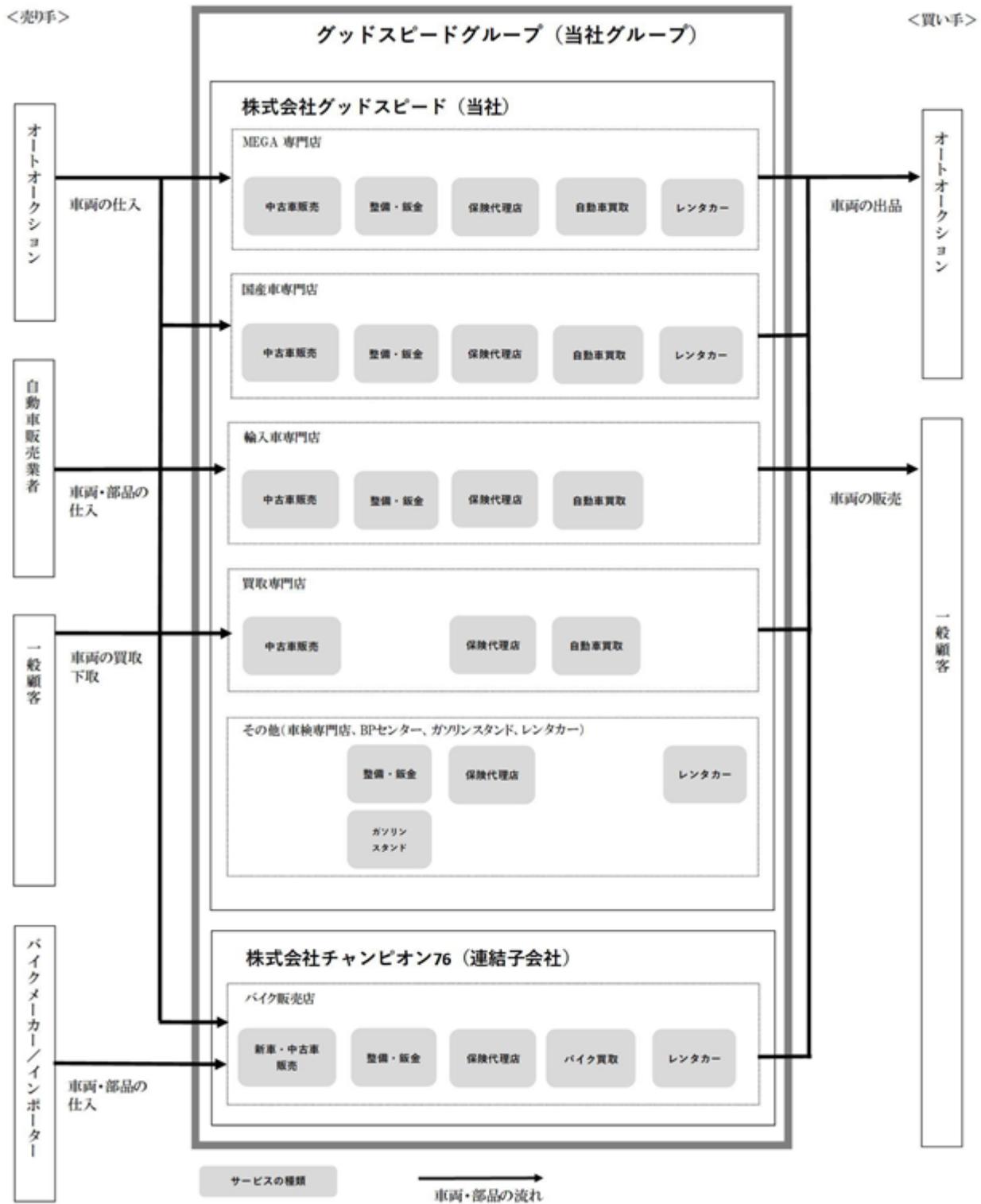
当社グループでは、当社グループの商品・サービスをご利用頂いたお客様との結びつきを大切にし、当社グループの「ファン」になって頂くことを重視しております。車は移動のための単なるツールではなく、ライフスタイルを彩る要素のひとつでもあり、SUV及びバイクであればその側面は更に顕著であります。キャンプやスノーボード、登山にサバイバルゲームなど、様々なアウトドアイベントとSUV及びバイクは繋がりやすく、車及びバイクを販売して終わりではなく、レジャー・スポーツを通してお客様との接点を増やし、長くお付き合い頂ける関係を築けるように取り組んでおります。

人材育成・採用

当社グループでは、長年培った独自の採用基準により、当社グループにマッチし活躍が期待できる人材の採用を行っており、2024年4月入社の新卒採用は71名でありました。

また入社後は、車両販売、整備、钣金それぞれに設定した目標を達成することで、チーフや店長、部長へ昇格できる制度を確立しており、モチベーション高く毎日の業務に取り組む社員が多く、計画的な育成を実現しております。

[サービス系統図]



事業所数と内訳を示すと以下のとおりであります。

なお、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

2023年9月30日現在

サービスの名称	MEGA 専門店	国産車 専門店	輸入車 専門店	バイク 販売店	買取 専門店	車検 専門店	BP センター	ガソリン スタンド	レンタカー 専門店	本社	合計
中古車販売	12	11	3	8	-	-	-	-	-	-	34
自動車買取	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2
車検	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	4
整備钣金	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	5
保険代理店	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
ガソリン スタンド	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
レンタカー	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2
合 計	12	11	3	8	2	4	5	1	2	1	49

事業所で複数のサービスを提供している場合、主要なサービスを実数で表しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社チャンピオン76	名古屋市千種区	30,000	バイク事業	100	役員の兼任あり

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループは、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントのため、部門別の従業員数を記載しております。

2024年5月31日現在

部門別の名称	従業員数（人）
営業職（販売、保険等）	259
営業職（買取）	39
整備/钣金・塗装	285
事務職・全社（共通）	229
合計	812

（注）1．従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。なお、臨時従業員数はその総数が従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2．従業員数が第21期事業年度末に比べ、11名増加しましたのは、主として新規出店に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2024年5月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
710	29.9	2.9	4,439

当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントのため、部門別の従業員数を記載しております。

部門別の名称	従業員数（人）
営業職（販売、保険等）	214
営業職（買取）	37
整備/钣金・塗装	260
事務職・全社（共通）	199
合計	710

（注）1．従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。なお、臨時従業員数はその総数が従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3．従業員数が第21期事業年度末に比べ、17名増加しましたのは、主として新規出店に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループは、労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、2023年9月29日付け「調査委員会設置のお知らせ」にてお知らせしたとおり、公表済みの決算に関して不適切な会計処理がある旨の疑義が生じていると会計監査人であった監査法人A&Aパートナーズから指摘されたことを受け、第三者調査委員会を設置し、第三者調査委員会による調査が2023年10月6日より開始されました。そして、調査により、2024年1月4日付「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」のとおり、実際には納車が未了にもかかわらず納車した旨の社内処理をすることによる売上の先行計上が行われていたこと及び件外調査による、钣金塗装を行うBPセンターの売上の後ろ倒しが行われていたこと、更にオプション費用の無断付帯等も判明し、取締役によるチェック機能の無効・形骸化、3ラインディフェンスの無効・形骸化等の内部統制上の不備が明らかになりました。

当社としましては、第三者調査委員会による調査結果を真摯に受け止め、「(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題 1. コンプライアンス及び内部統制」で記載しております対策を徹底して実行してまいります。

株主をはじめとしたステークホルダーの皆様には、多大なるご迷惑、ご心配をおかけいたしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

今後の方針としましては、再発防止策の徹底・ガバナンスの強化を図るとともに、引き続き顧客のニーズに的確に対応することで、SUV・4WD販売の全国展開を進め、「SUVといえばグッドスピード」の認知度を向上させていきたいと考えており、顧客から信頼を得られる企業を目指してまいります。

(2) 経営環境及び経営戦略

当社グループの主要事業が属する中古車業界におきましては、中古車販売店は小規模店が乱立する多数乱戦状態であります。全国には約3万店にのぼる中古車販売店があると言われておりますが、業界大手でも、年間販売台数におけるそのシェアは5%程度であります。今後、大手販売店への集約が進むと予想されており、当社グループがそのシェアに入り込む余地は大きいと考えております。

また、第21期連結会計年度における中古車業界は、不適切な疑義がある過去の事象について各種報道等により指摘を受けており、当社においても過年度決算において売上の先行計上が行われていたことが明らかとなり、第三者調査委員会の調査を受ける等、厳しい環境となりました。

このような状況下で当社グループにおいては、「SUV販売台数日本一」をスローガンに掲げ、その足掛かりを作るため以下の経営戦略の下、事業活動を進めております。

1. 店舗数の拡大

引き続き、中古車販売店の店舗展開を積極的に進めることにより、業績の拡大を推進してまいります。

また、販売チャンネルを拡大するため、新規出店は地域特性や競合の状況、店舗の規模等を勘案し、現在展開しているSUV・4WD、ミニバン、輸入車及びバイク以外の新しいジャンルの専門特化型店舗を展開してまいります。

2. カーライフサポートの拡充

2018年9月期より開始した出張査定件数拡大を図るとともに、2019年9月期に買取専門店の出店を開始し2023年9月期も継続的に出店することで、買取機能の強化を行い、買取台数の増加を図っております。これにより、売上高・売上総利益の拡大と同時に、高年式・低走行の良質な車両を仕入できる機会の増加につなげてまいります。

現在も中古車の販売だけに留まらず、自動車保険、車検・整備やレンタカーなどお客様のカーライフをトータルサポートできる様々なサービス展開を行っておりますが、更に新しいサービスの拡充を図ってまいります。

3. 来客数の増加

販売促進、広告宣伝の強化によって、当社グループから車両を購入した顧客への営業を強化してまいります。具体的には、2018年9月期に一新したCRMシステム（顧客管理システム）の活用並びにコールセンターの体制強化を通じて、過去に販売した顧客の再来店（リピート率）を高めてまいります。

また、リニューアルした自社在庫検索ページの強化や、他社専門サイトの活用を通じて、ブランドの認知度向上を図ってまいります。

4. 顧客当たりの単価の維持・拡大

G S W A R R A N T Yやコーティングなどの既存附帯品及び附帯サービスの商品構成の見直しや、新規戦略商品の投入により、顧客当たりの単価向上を図ってまいります。

5. 組織体制の強化

当社グループの成長を支える重要な要素として、人材の確保と育成は不可欠であります。採用チームの体制強化、リファラル採用の活用、積極的な外国人登用や退職者の再雇用、経験者採用やM & Aによる即戦力雇用など、人材の確保に努めております。併せて従業員への賃金アップ、福利厚生充実、教育訓練制度の実施により退職抑制を図っております。

C S (顧客満足度)やブランド力向上のためには、商品知識・コミュニケーション能力・営業力を備えた従業員の育成が必要であります。当社では人材教育にあたって、現場の先輩社員から直接指導を得る実践型の人材教育(OJT)を重視しております。加えて、座学によるセミナー形式の研修も導入しております。人材教育を重ねることにより、社員が会社の方針を理解したうえで、目標設定することで人材の育成を進めてまいります。

(3) 経営上の目標の達成の客観的な指標等

当社グループは、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等として、売上高営業利益率を重視しております。当社グループの売上高営業利益率を高めるためには、小売販売台数を増加し、売上高を増加させることが重要であると認識しております。

売上高営業利益率の推移

指標	第20期連結会計年度 (2022年9月期)	第21期連結会計年度 (2023年9月期)
売上高	56,237,187千円	64,466,026千円
営業利益又は営業 損失()	871,814千円	1,192,803千円
売上高営業利益率	1.6%	1.9%

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

1. コンプライアンス及び内部統制

当社は2024年1月4日付け「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」において公表しましたとおり、第三者調査委員会による調査結果を真摯に受け止め、具体的な再発防止策の策定について検討してまいりました。当社では、第三者調査委員会の調査報告書で指摘のありました売上の先行計上等に加え、関連当事者取引及びオプション費用の無断附帯に係る追加調査結果を踏まえた再発防止策を実行してまいります。

役員の意識改革と牽制機能の強化

業務執行取締役は株主から選任されている自覚を持ち、自らの役割・責任を再確認いたします。不適切な処理の主導や指示に従うことがないよう、外部専門家のアドバイスを受け構築する役員研修の受講を通じて、取締役としての役割・責任を理解し、自己研鑽を重ねてまいります。

内部統制システムを適切に機能させ情報収集を行うため本部長以上及び内部監査部長、コンプライアンス部長が出席する執行役員会の開催を2024年2月より開始しております。毎週開催とし、執行役員会で各部門の課題を共有し忌憚のない協議を行うことにより、従来の営業偏重ではない、風通しがよく自由闊達な協議ができる企業風土を構築し、業務執行取締役及び執行役員が相互の監視・牽制を行う場として運営いたします。

コンプライアンス強化を推進するため2024年2月より管理本部内にコンプライアンス部を新設し、再発防止策の計画作成及びその実行並びに各部門で導入する仕組みが有効に機能しているかの確認を行ってまいります。

監査等委員の監督強化

監査等委員会の監査方法と関与の在り方を再検討いたします。監査等委員会は、毎月の活動状況を取りまとめた月次監査報告書を作成し、重点的に取り組んだ事項や発見事項・改善点等につき、定例的に代表取締役社長と情報共有を行ってまいります。2024年2月より人員・体制を強化した内部監査部門を監査等委員会直下の兼任の補助使用人として活用し、本部や店舗の監査結果を共有し、よりきめ細かいチェック体制を構築いたします。

監査等委員会は、監査実施報告書に基づき、年度ごとの重点監査項目と取締役の職務執行について報告・議論し、業務適正確保のためにコミュニケーションを強化し、内部監査部門の監査項目を見直して業務全体の改善を図ってまいります。

役員の権限の適切な配分

取締役間の上司・部下、評価者・被評価者の関係を避け、相互の監督・監視を強化するため、取締役の業務分掌の見直しを行います。

指名・報酬諮問委員会は、取締役の評価に用いる客観的で合理的な基準及び体制を整備いたします。

取締役の就任後の評価には、業績や貢献度、相互の監視・牽制機能の遂行などを客観的かつ合理的に評価する基準を設け、指名・報酬諮問委員会が判定し、取締役会が評価を決定いたします。

内部監査部門の体制強化

内部監査部門の独立性を確保し、監視・牽制機能が有効に働くような体制整備を目指してまいります。

2024年2月より内部監査部門の人員を1名増員し、部長と課長の2名体制で内部監査を行い、監査機能を強化いたします。

内部監査を組織的かつ実効性あるものとし、内部監査部門と監査等委員会の連携をより強化するため、実務については内部監査部門を監査等委員会の直下に置き、体制及び内部監査計画の見直しを行ってまいります。

コンプライアンス意識の改革

コーポレート・ガバナンスを回復するために、役職員がルール遵守の意識を持つ環境を構築いたします。具体的には幹部向けのコンプライアンス研修プログラムの設立、全従業員向けのコンプライアンス研修動画の提供、研修後の理解度テストなどを、継続的にまいります。

不正取引を防ぐため、監査等委員会、内部監査部門、管理本部がルールの実現性と有効性を監修し、違反者への処分案をコンプライアンス委員会で決定し、取締役会で審議いたします。

インセンティブ報酬制度の見直し

営業成績に偏重したインセンティブ報酬制度からの脱却を前提とし、ルール遵守やサービス品質に焦点を移したルールへと見直しを行います。見直しを行ったルールはコンプライアンス委員会にて内容を監修し、取締役会にて審議いたします。また、見直しは継続的に実施してまいります。

売上計上に係る仕組みの整備

売上計上に係る書類偽造を防止し、偽造が発生した場合直ちに検出される仕組みを整備することで、より客観性を有する体系的な確認方法を導入し、内部監査部門の監査項目の一つといたします。

内部通報制度の周知徹底

当社グループでは、内部通報制度は既に導入されておりましたが、従業員等に内部通報制度の重要性と窓口の周知徹底を行うと同時に、周知時のアナウンス表記を改善し、利用を促進してまいります。

2024年3月より当社から完全に独立した相談窓口（日本公益通報サービス株式会社）を新たに設置し、従業員等に積極的な周知を行ってまいります。

営業偏重の組織風土からの脱却

経理部など管理部門や内部監査部の意見を尊重する組織風土の構築に取り組んでまいります。営業中心の風潮から転換し、執行役員会での協議を通じて議論を促進いたします。執行役員会は内部統制システムの適切な機能化及び情報収集を目的とし2024年2月より設置、運営を開始しております。議論内容としては各部門の課題を共有し忌憚のない協議を行っており、参加者は本部長以上及び内部監査部長、コンプライアンス部長であります。

予算に対する過度なプレッシャーを軽減するため、予算編成プロセスを変更いたします。各部門からボトムアップで提出させた後、予算編成及び進捗予想は外部専門業者に委託し、客観的な適正性評価を受けた後、取締役会で審議いたします。

利益相反取引を含む関連当事者の監視

代表取締役は、会社と個人との利益相反取引と決別し、原則今後一切の利益相反取引を行わないこととし、取引が発生する場合は取引実行前に正しく取締役会での承認がなければ実行しないルールの運用を行います。

関連当事者等取引管理規程の改定により、主管部署を経営戦略部から経理部に変更し、主管部署は売上管理システムから会計システムへ取り込むために出力するファイルと関連当事者リストを突合し、会計システムに取り込む前に関連当事者取引の有無確認による調査の厳格化や報告・照会手続きの明確化を行います。

監査等委員会は、監査の一環として実施中の取締役職務執行確認書（取締役の在職期間を通じて利益相反取引等の法令遵守を中心とした自己の確認書類）と関連当事者リストに記載された取引内容を突き合わせ、関連当事者取引及び利益相反取引が取締役会の承認を得ているかについて、事後確認を行います。

取締役管理本部長、内部監査部、監査等委員会で、利益相反取引の取締役会への付議状況及び役員利益相反取引の発生について、定期的に確認・監視を行う仕組みを導入いたします。

経営責任の明確化

2024年1月30日付け「取締役の辞任及び役員報酬の減額に関するお知らせ」で公表のとおり、経営責任の明確化を図るため、取締役3名が辞任いたしました。また、第三者調査委員会の調査報告書の提言内容を厳粛に受け止め、経営責任の明確化を図るため、代表取締役は売上先行計上を認識しておらず直接関与していないことから、月額報酬の50%を3ヶ月間減額することを指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会にて決議いたしました。前記開示当時進めておりました関連当事者取引調査は完了しており、調査結果及び既に実施済の処分内容等を踏まえ社内で検討した結果、追加処分等はありませんでした。

再発防止委員会の設置

上記それぞれの再発防止策が遅滞なく実行されること、監査等委員会監査及び内部監査並びに会計処理が適正に運用されていることをモニタリングするため、今般新たに、取締役管理本部長を委員長とし、委員として監査等委員、コンプライアンス部長、内部監査部長、経営戦略部部長の6名で構成した社内で「再発防止委員会」組織を設置いたします。また、コンサルティング会社などの助言を頂きながら進捗管理並びに再発防止に努めます。再発防止策の進捗は、適時開示してまいります。

2. 既存店の収益性向上

当社グループは、「SUV販売台数日本一」をスローガンに掲げ、「店舗数拡大」、「カーライフサポート充実」及び「組織体制強化」などを推進し、販売台数を拡大しております。今後、競争が激化するなかで収益を確保し続けるためには、既存のお客様がリピーターになっていただくことが重要であると認識しております。引き続き車両販売のみならず、附帯商品の販売及びサービスの提供、自動車保険、車検・整備、ガソリンスタンドやレンタカーなど、お客様のカーライフをトータルサポートできるサービスの充実を図ることで、既存店の収益力向上に努めてまいります。

3. 新規出店戦略

当社グループの持続的成長のために、前述の既存店の収益力向上に加え、新規出店による販売シェアの拡大は極めて重要であります。

今後とも全社としてより収益力が高まるよう、新規出店を行いローコスト化に取り組んでまいります。

4. 仕入ルートの開拓

当社グループは、仕入の多くをオークションに依存しております。オークションによる仕入れにおいて、当社は、独自の評価基準を満たした車両のみを仕入れる他、仕入れた車両に対しては第三者機関による鑑定を受けることで、良質な車両の確保に努めております。今後、販売台数を増やしていくなかで、品質及び数量の双方で十分な仕入を確保することが課題と認識しており、オークションに依存しない仕入ルートの開拓、具体的には買取専門店の拡大を通じた買取事業の強化を進めております。

5．人材確保と育成

当社グループの成長を支える重要な要素として、人材の確保と育成は不可欠であります。採用チームの体制強化、リファラル採用の活用、積極的な外国人登用や退職者の再雇用、経験者採用やM & Aによる即戦力雇用など、人材の確保に努めております。併せて従業員への賃金アップ、福利厚生充実、教育訓練制度の実施により退職抑制を図っております。

CS（顧客満足度）やブランド力向上のためには、商品知識・コミュニケーション能力・営業力を備えた従業員の育成が必要であります。当社では人材教育にあたって、現場の先輩社員から直接指導を得る実践型の人材教育（OJT）を重視しております。加えて、座学によるセミナー形式の研修も導入しております。人材教育を重ねることにより、社員が会社の方針を理解したうえで、目標設定することで人材の育成を進めてまいります。

6．販売後のサポート体制を含めた顧客管理体制の整備

当社グループは、お客様へのアンケートの実施、専門オペレーターを配置したコールセンターの体制強化、集約したお客様情報を分析する部署を設けることにより、お客様との関係強化を図っております。当社が提供する保証商品は保証期間を1年間から3年間まで、お客様に選択していただき、故障等の車両の受入は当社及び最寄りの整備工場で受付可能な体制を採っております。常にお客様目線でサービス提供ができるよう、お客様の意見を参考にしながら販売後のサポート体制を充実していきたいと考えております。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループは、すべてのステークホルダーの利益を重視した経営を行うことが当社の使命であると考えており、そのためには、当社グループの事業が安定的かつ持続的な発展を果たすことが不可欠で、このような発展の基盤となる経営の健全性、透明性及び効率性が確保された体制の整備を、取締役会中心に体制を構築しております。

(2) リスク管理

当社グループにおいて、組織全体のリスク管理は、リスク管理委員会において行っております。

リスク管理委員会は、リスク管理体制の整備・推進を目的とした委員会であり、個別課題について協議・決定、主にリスクマネジメントの方針・計画の検討や、類別したリスクごとの管理、発生した具体的リスクに対する対応方針等を、協議・決定事項としております。

(3) 人的資本への対応

当社グループにおける、人財の多様性の確保を含む人財育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、以下のとおりであります。

1 人財育成方針

CS（顧客満足度）やブランド力向上のために、商品知識・コミュニケーション能力・営業力を備えた従業員を育成する。

2 人財育成戦略

「第2事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (1)経営方針」に記載のとおり、当社は、「気持ちに勝るものはない」を経営理念として、中古車販売並びに安心・快適・楽しいカーライフの提供を通じて「すべての人に感謝・感動・感激を与え続ける伝道師でありたい」をミッションに掲げております。

このミッションを達成し、今後さらに持続的に成長させるためには、多様性に富んだ人財及び組織が必要であるという考えのもと、人財育成目標を掲げ、次のとおり推進しております。

a 採用活動の強化

当社グループは、採用チームの体制強化、リファラル採用の活用、積極的な外国人登用や退職者の再雇用、経験者採用やM&Aによる即戦力雇用など、人材の確保に努めております。

b 社員研修

当社では人財教育にあたって、現場の先輩社員から直接指導を得る実践型の人材教育（OJT）を重視しております。加えて、座学によるセミナー形式の研修も導入しております。

c 従業員エンゲージメントの向上

当社では、従業員のエンゲージメントを向上させるために、各分野で活躍した社員を年に一度の社員総会にて表彰を行っており、そのことがモチベーションや働きがいの向上の実現にもつながるよう努めております。

3 指標と目標

当社グループの人的資本に関する指標は以下の通りです。

指標	2023年9月期実績	2030年9月期目標
管理職に占める女性の割合	9.68%	30.0%
男女間賃金格差	正 規：63.9% 非正規：61.6% 全 体：59.5%	正 規：100.0% 非正規：100.0% 全 体：100.0%
男性の育児休業取得率	6.67%	100.0%

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 販売取引の統制リスク

当社は、2024年3月29日に提出した内部統制報告書において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではない旨を記載しております。

現在、当社は、当社グループの販売取引に対するモニタリングと連結決算プロセスに関する統制の改善及び強化に努めておりますが、今後、上記の取組みが有効に機能しなかった場合には、当社グループの財務報告の信頼性に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 経済情勢に係るリスク

新車市場及び中古車市場は、所得水準、物価水準等の変化に敏感であり、経済情勢に大きな影響を受けます。従って、経済情勢の急激な変化が発生した場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(3) 特定の仕入ルートへの依存について

当社グループは、販売用車両の仕入れの多くをオートオークションに依存しており、各オートオークション会場が定める規約を遵守し、継続的な仕入れが行えるよう、業務手を整備、運用しております。しかしながら、当該規約に抵触し、取引停止等の処分を受けた場合には、車両の仕入れが滞り、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。また、オートオークション会場へと出品される車両が減少すること、または為替の変動などによる海外輸出の増加による需要急増などより仕入価格が上昇し、当該上昇分を販売価格に転嫁出来ない場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(4) 仕入ルートの多角化に伴うコスト増加について

当社グループは、オートオークション会場からの仕入れへの依存を軽減するため、買取等、仕入ルートの多角化を図っております。しかしながら、買取等による仕入価格がオートオークション会場からの仕入価格を上回る等、仕入ルートの多角化に期待する効果が得られない場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(5) 賃貸物件による店舗展開について

当社グループは、賃貸物件による店舗展開を基本としており、出店の際には賃貸人に対し、敷金・保証金及び建設協力金の差入れを行っております。しかしながら、賃貸人の財政状態が悪化した場合や当社グループ側の場合により賃貸借契約を中途解約した場合等には、契約内容によっては差入保証金等の全部又は一部が返還されない可能性があり、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(6) 人材獲得及び育成について

当社グループは、顧客にとって満足度の高いサービスを提供する方針の下に、事業の拡大を図っておりますが、その実現のためには継続的に優秀な人材を確保していく必要があると考えております。このため当社グループでは、人員計画を綿密に作成し、人事制度の刷新を図ることで、魅力的な職場環境の実現並びに適切な採用コストの管理に取り組んでおります。しかしながら、予想以上に人材獲得競争が激化し、期待する優秀な人材を獲得できない、あるいは採用コストが増加する可能性もあり、その場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

また、当社グループは、CS（顧客満足度）やブランド力の維持・向上のためには、人材育成を更に強化していくことも必要であると考えております。従って、教育研修制度の改善に継続的に取り組んでおりますが、十分な知識・技能を持った従業員の育成に時間を要した場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(7) 情報管理に係るリスク

当社グループでは、顧客から個人情報を受領する機会があり、その管理について、研修等の啓蒙活動の実施により、役職員の個人情報保護に対する意識の向上に努めております。2016年12月6日には一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得、また個人情報の具体的な取り扱いについて定めた「個人情報保護規程」を制定しております。情報セキュリティ面でも、アクセス権限を設定し、権限を持つ者以外のシステム

へのアクセスを制限する等、情報漏えいを防止するための対策を講じております。しかしながら、このような対策にも関わらず、外部からの不正アクセス及びコンピュータ・ウイルス等の攻撃により、外部への情報漏えいが発生した場合には、当社グループへの社会的信用の著しい低下や損害賠償請求等につながり、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(8) 社会的信用力の低下リスクについて

当社グループが扱う中古車は同型車種であっても前所有者による使用状況や整備状況によって、それぞれ品質が異なります。このような特性を鑑み、当社グループでは仕入れた中古車の点検整備に細心の注意を払うとともに、購入後のアフターサービスとしての保証にも注力しておりますが、車両の故障等によりクレームが発生することがあります。当社グループがこのようなクレームに適切に対応できない状況が生じた場合、顧客及び社会からの信頼を失い、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(9) 消費嗜好、生活スタイルの変化に伴うリスクについて

当社グループが扱う中古車の販売は、消費者の消費嗜好や生活スタイルに大きな影響を受けます。当社グループでは消費者のニーズに的確に対応できるよう専門性の高い店舗の運営を行っておりますが、燃料価格の高騰等により消費者が嗜好する車種が変化した場合、あるいは生活スタイルの急速な変化により自動車そのものに対するニーズに低迷が生じた場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(10) 同業他社との競合について

当社グループの事業は当社グループと同じく中古車の販売・買取を手掛ける業者のみならず、自動車メーカー系のディーラー等とも競合が生じることがあります。そのような中、当社グループでは取り扱い車種の選別による専門性の向上、ドミナント方式の店舗展開による地域販売シェアの拡大、更にはアフターサービスの充実等により差別化を図っておりますが、今後更に同業他社との競争が激化した場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(11) 有利子負債への依存について

当社グループは、積極的な出店戦略による事業拡大を図っており、新規出店に際しては、金融機関からの借入れを行っております。そのため、有利子負債の残高は増加傾向にあり、有利子負債依存度も高い水準にあります（下表参照）。

当社グループでは、借入れに際し、取締役会で十分な協議・検討を重ね決議することとしておりますが、今後金融政策の変更等により市中金利に変動が生じた場合には、当社が販売する割賦売上の増加も見込まれますが、反面で支払利息の増加等により、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

	2023年9月期末
有利子負債残高（千円）	25,524,469
有利子負債依存度（％）	80.0

(12) 法的規制等について

当社グループは、企業経営の基本として、会社法、金融商品取引法、不正競争防止法等の各種法令や諸規則及び金融商品取引所が定める関係規則等を遵守することを極めて重要な企業の責務と認識し、コンプライアンス体制及び内部管理体制の強化・徹底を図っております。

また、当社グループは、事業活動を行うにあたり、古物営業法、道路運送車両法、道路運送法、保険業法等の適用を受けており、これらの法規制を遵守すべく社内規程を整備しており、現在のところ運営の停止や許可の取消等の事態は発生しておりません。

しかしながら、これらの法令・規則や法的規制に抵触する重大な事態が生じた場合には、当社グループの業務運営に支障が生じ、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(13) 出店に係るリスクについて

当社グループでは投資効率が高い用地を主たる出店用地としており、建設費用等の出店コストも抑制しております。しかしながら、出店予定地域において、当社グループの希望する条件の用地が確保できない場合には、出店が遅延または中止、もしくは出店コストが増加することにより、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

また、新規出店する店舗へ配属する人員の確保や育成の進捗が著しく遅れた場合には、出店が遅延または中止となることも考えられるため、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(14) 風評リスクについて

当社グループでは、テレビ・ラジオCMやホームページ等のメディアを通じた集客に努めており、各メディアより発信される情報は顧客が当社グループを利用しようとする重要な判断材料となります。

その一方で、インターネット掲示板等を通じて当社グループの商品、サービス、役職員に対する悪評、誹謗・中傷等の風説が流布される可能性もあり、このような場合には、それら風説が事実であるか否かに関わらず、顧客の当社グループへの信頼や企業イメージの低下により、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(15) 財務制限条項について

当社グループの借入金に係る金融機関との契約には、財務制限条項が付されているものがあり、当該条項に抵触し、一括返済が必要となった場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

当社グループは、第21期連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、債務超過となっております。このため、後記（追加情報）（財務制限条項）のとおり財務制限条項に抵触しておりますが、関係金融機関と財務状態及び資金計画等の協議を行った結果、2024年6月末までは期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。

(16) 自然災害の影響について

当社グループは東海エリアを中心とした各地域に店舗展開しております。各地域において大雪や台風、地震等、自然災害による被害が発生した場合、一部または全ての店舗で営業活動を行えなくなる可能性があります。自然災害の被害については、保険に加入しリスクを低減しておりますが、災害被害が保険の支払限度額を超えた場合には当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(17) 戦争の影響について

政治・経済の不安定な局面などによる戦争のリスクに世界はさらされております。当社は国内で販売と仕入を完結させており、海外市場への販売が制限されるリスク、海外流通網の混乱による材料・部品・資材などの調達リスクは限定的と考えております。しかしながら、当該リスクが国内まで及んだ場合には、前述の影響やそれ以外の影響については予測しがたく、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(18) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、第21期連結会計年度において、営業損失1,192,803千円、経常損失1,518,420千円、親会社株主に帰属する当期純損失3,527,232千円及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、第22期第2四半期連結累計期間の業績においても、営業損失1,233,312千円、経常損失1,672,173千円及び親会社株主に帰属する四半期純損失1,801,217千円を計上していることから、2,432,607千円の債務超過となっております。このため、当社グループの資金繰り計画に重要な影響があり、後記（追加情報）（財務制限条項）のとおり財務制限条項に抵触していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

今後、当該状況を解消又は改善するための取り組みについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等注記事項（継続企業の前提に関する事項）」をご参照ください。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

第21期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

経営成績の状況

第21期連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善するなか、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに持ち直しつつあります。ただし、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気が下振れるリスクや、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動の影響に注意する必要があります。

このような環境のなか、中古車業界におきましては、2022年10月から2023年9月までの国内中古車登録台数は、3,508,361台（前期比1.3%減）と前年同期を下回る結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ）

また、昨今の中古車業界につきましては、各種報道等により過去の事案で不適切と指摘されているものがあります。当社グループにおきましては、把握した事象に対して適切な対応を行うこととともに、再発防止を行うことと、お客様からの信頼回復に努めていく所存です。

このような厳しい状況の下、当社グループにおきましては、2022年10月に岐阜県土岐市にグッドスピードMEGA SUVイオンモール土岐店、2022年11月に名古屋市中川区にCHAMPION 7 6名古屋昭和橋店、沖縄県豊見城市にグッドスピード沖縄豊見城SUV専門店、CHAMPION 7 6イオンモール土岐店、2023年1月に愛知県岡崎市にグッドスピードMEGA輸入車SUV岡崎昭和町店、2023年3月に愛知県尾張旭市にCHAMPION 7 6尾張旭店、名古屋市千種区にMotorrad Nagoya Meito（旧CHAMPION 7 6名古屋店）、2023年7月にグッドスピードレンタカー石垣島店をオープンするなど、車、バイクにおける新車・中古車販売の拡大及び買取や整備・钣金・ガソリンスタンド、レンタカーサービス、保険代理店サービスを強化し、顧客の車に関する需要に対し、ワンストップでサービスを提供できる体制作りを積極的に進めてまいりました。

その結果、第21期連結会計年度における売上高は、64,466百万円（前期比14.6%増）と増益となったものの、各種報道等による中古車業界に対する不信感等から販売台数が伸び悩み、営業損失は1,192百万円（第20期は営業利益871百万円）、経常損失は1,518百万円（第20期は経常利益644百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は、中川・港SUV専門店および春日井ミニバン専門店の閉店に伴う減損損失や、MEGA SUV神戸大蔵谷店、グッドスピードVANLIFE春日井店およびMEGA輸入車名古屋昭和橋店の収益性低下に伴う減損損失、第三者調査委員会の調査費用による特別損失、繰延税金資産の取り崩し等が発生したことにより、3,527百万円（第20期は親会社株主に帰属する当期純利益306百万円）という結果となりました。

なお、当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントのため、サービスごとの経営成績の内容を記載しており、セグメントごとの記載はしておりません。

（自動車販売関連）

第21期連結会計年度は、2022年10月以降に出店したMEGA専門店3店舗が寄与し、小売販売台数は、16,961台（前期比14.0%増）となりました。加えて、買取専門店出店と、子会社の株式会社チャンピオンのバイク販売店出店が寄与し、第21期連結会計年度における売上高は59,735百万円（前期比13.6%増）となりました。なお、新車・中古車販売、買取を自動車販売関連としております。

（附帯サービス関連）

自動車販売台数増加に伴う当社顧客数の拡大及び整備工場の新設により整備件数が増加したことと、沖縄の観光需要回復によるレンタカー事業拡大により、第21期連結会計年度における売上高は4,730百万円（前期比28.8%増）と好調に推移しました。なお、整備・钣金・ガソリンスタンド、レンタカーサービス、保険代理店サービスを附帯サービス関連としております。

財政状態の状況

（流動資産）

第21期連結会計年度末における流動資産の残高は19,740百万円で第20期連結会計年度末に比べ911百万円減少しております。主な要因は、商品が2,302百万円増加し、現金及び預金が1,209百万円、前払金が826百万円、売掛金が986百万円減少したことなどによるものであります。

（固定資産）

第21期連結会計年度末における固定資産の残高は12,154百万円で第20期連結会計年度末に比べ909百万円増加しております。主な要因は、リース資産（純額）が1,161百万円増加し、建物（純額）が311百万円減少したことなどによるものであります。

（流動負債）

第21期連結会計年度末における流動負債の残高は24,412百万円で第20期連結会計年度末に比べ1,256百万円増加しております。主な要因は、短期借入金が986百万円、前受金が536百万円増加したことなどによるものであります。

（固定負債）

第21期連結会計年度末における固定負債の残高は8,129百万円で第20期連結会計年度末に比べ1,673百万円増加しております。主な要因は、長期借入金が240百万円及びリース債務が1,365百万円増加したことなどによるものであります。

（純資産）

第21期連結会計年度末における純資産の残高は647百万円で第20期連結会計年度末に比べ2,931百万円減少しております。主な要因は、資本金が307百万円、資本剰余金が307百万円増加したものの利益剰余金が3,561百万円減少したことなどによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

第21期連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は816百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は658百万円となりました。これは主に、売上債権の減少986百万円や減損損失1,547百万円、減価償却費938百万円を計上した一方で、棚卸資産の増加額2,332百万円や、税金等調整前当期純損失3,298百万円があったことなどによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は2,554百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出2,302百万円、保証金の支払による支出271百万円があったことなどによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、獲得した資金は2,003百万円となりました。これは主に、長期借入れによる収入2,580百万円、短期借入金の純増減額986百万円があった一方、長期借入金の返済による支出2,363百万円があったことなどによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社は、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b．受注実績

当社の受注実績は、販売実績とほぼ一致しておりますので、受注実績に関しては販売実績の項をご参照ください。

c．販売実績

第21期連結会計年度における販売実績をサービス別に示すと、次のとおりであります。

サービス別	第20期連結会計年度 （自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）	第21期連結会計年度 （自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）	前期
	販売高（百万円）	販売高（百万円）	
自動車販売関連	52,563	59,735	13.6%増
附帯サービス関連	3,673	4,730	28.8%増
合計	56,237	64,466	14.6%増

（注）1．総販売実績の10%以上を占める販売顧客に該当するものではありません。

2．当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントのため、サービス別により記載しております。

第22期第2四半期累計期間(自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)

財政状態の状況

(流動資産)

第22期第2四半期連結会計期間末における流動資産の残高は18,843百万円で、第20期連結会計年度末に比べ896百万円減少しております。主な要因は、現金及び預金が851百万円増加した一方、商品が1,485百万円減少したこと等によるものであります。

(固定資産)

第22期第2四半期連結会計期間末における固定資産の残高は12,736百万円で、第20期連結会計年度末に比べ582百万円増加しております。主な要因は、新規出店等により建物が582百万円増加したこと等によるものであります。

(流動負債)

第22期第2四半期連結会計期間末における流動負債の残高は26,341百万円で、第20期連結会計年度末に比べ1,928百万円増加しております。主な要因は、前受金が1,348百万円減少した一方、短期借入金が3,507百万円増加したこと等によるものであります。

(固定負債)

第22期第2四半期連結会計期間末における固定負債の残高は7,671百万円で、第20期連結会計年度末に比べ457百万円減少しております。主な要因は、長期借入金が187百万円、リース債務が215百万円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

第22期第2四半期連結会計期間末における純資産の残高は2,432百万円で、第20期連結会計年度末に比べ1,785百万円減少しております。主な要因は、利益剰余金が1,801百万円減少したこと等によるものであります。

経営成績の状況

第22期第2四半期連結累計期間における我が国経済は、雇用・所得環境が改善するなか、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに持ち直しつつあります。ただし、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気が下振れるリスクや、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動の影響に注意する必要があり、また、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要があります。

このような環境のなか、中古車業界におきましては、2023年10月から2024年3月までの国内中古車登録台数は、1,866,542台(前年同期比5.4%増)と前年同期を上回る結果となりました。(出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ)

このような状況の下、当社グループにおきましては、2023年10月に福岡県福岡市に「グッドスピードMEGA SUV東福岡店」、2023年11月にグッドスピードMEGA SUV東福岡店の併設店として「グッドスピード東福岡買取専門店」をオープンしました。一方で、2023年10月に「グッドスピード安城ミニバン専門店」、「グッドスピード豊橋ミニバン専門店」、「グッドスピードSPORT岡崎輸入車専門店」、「グッドスピード津ミニバン専門店」、2023年12月に「グッドスピード名東SUVカスタム専門店」の一時休業を行うなど、経営資源の効率化を目指してまいりました。

その結果、第22期第2四半期連結累計期間における売上高は、第21期に出店したMEGA専門店3店舗と第22期に出店したMEGA専門店1店舗が寄与したことや、第21期第2四半期連結累計期間に抑制していたオークションでの販売を第22期第2四半期連結累計期間において積極的に進めたことなどから31,494百万円(前年同期比8.6%増)となりました。しかしながら店舗数の増加に伴い人件費、賃借料、減価償却費等の販売費及び一般管理費が増加し、営業損失は1,233百万円(前年同期は187百万円の営業損失)、経常損失は1,672百万円(前年同期は305百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する四半期純損失は1,801百万円(前年同期は212百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失)という結果となりました。

なお、当社グループは、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントのため、サービスごとの経営成績の内容を記載しており、セグメントごとの記載はしていません。

(自動車販売関連)

第22期第2四半期連結累計期間の四輪小売販売台数は、第21期にMEGA専門店3店舗、当期にMEGA専門店1店舗を出店しましたが、5店舗の休業等も行ったことから7,434台(前年同期比2.5%減)となりました。一方、相場環境等を踏まえて第21期第2四半期連結累計期間に抑制していたオークションでの販売を、第22期第2四半期連結累計期間において積極的に進めたことで第22期第2四半期連結累計期間における売上高は29,514百万円(前年同期比10.2%増)となりました。なお、新車・中古車販売、買取を自動車販売関連としております。

(附帯サービス関連)

沖縄の観光需要回復などによりレンタカー事業は拡大した一方、整備・钣金・ガソリンスタンド等を含む整備売上が前年同期を下回ったことから、第22期第2四半期連結累計期間における売上高は1,980百万円(前年同期比10.4%減)となりました。なお、整備・钣金・ガソリンスタンド、保険代理店、レンタカーを附帯サービス関連としております。

キャッシュ・フローの状況

第22期第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、第21期連結会計年度末に比べ851百万円増加し、1,668百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、使用した資金は1,135百万円となりました。これは主に、減価償却費485百万円、売上債権の増加額99百万円、棚卸資産の減少1,482百万円、前受金の減少額1,507百万円があったことなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は1,001百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出997百万円があったことなどによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、獲得した資金は2,988百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出269百万円、リース債務の返済による支出249百万円があった一方で、短期借入金の純増加額3,507百万円があったことなどによるものであります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

第21期事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績

(売上高)

第21期連結会計年度における売上高は64,466百万円(前年同期比14.6%増)となりました。主な要因としては、2022年10月以降に出店したM E G A専門店3店舗が寄与したことに加え附帯サービス関連の売上が順調に推移したことによるものです。

(売上原価、売上総利益)

第21期連結会計年度における売上原価は、55,501百万円、売上総利益は8,964百万円となりました。その結果、売上総利益率は13.9%となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

第21期連結会計年度における販売費及び一般管理費は、主に人件費、賃借料、販売促進費、広告宣伝費、減価償却費などの計上により10,156百万円となりました。この結果、営業損失は1,192百万円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

第21期連結会計年度における営業外収益は41百万円、営業外費用は主に支払利息の計上により367百万円となりました。この結果、経常損失は1,518百万円となりました。

(特別利益、特別損失、親会社株主に帰属する当期純利益)

第21期連結会計年度における特別利益は、災害損失戻入益の計上により27百万円、特別損失は主に減損損失の計上により1,807百万円となりました。この結果、親会社株主に帰属する当期純損失は3,527百万円となりました。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループは、前述「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、サービスの性質、コンプライアンス等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社グループは常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保し、市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行って参ります。

c. 財政状態

（流動資産）

第21期連結会計年度末における流動資産の残高は19,740百万円となりました。主な内訳は、主に新規出店に伴い車両在庫台数が増加したことなどの要因により商品が14,864百万円となったことによるものであります。

（固定資産）

第21期連結会計年度末における固定資産の残高は12,154百万円となりました。主な内訳は、新規出店及び改装に伴い有形固定資産が10,723百万円となったことによるものであります。

（流動負債）

第21期連結会計年度末における流動負債の残高は24,412百万円となりました。主な内訳は、新規出店及び改装に伴う借入を行った結果、短期借入金15,387百万円、1年内返済予定の長期借入金2,208百万円となったことによるものであります。

（固定負債）

第21期連結会計年度末における固定負債の残高は8,129百万円となりました。主な内訳は、新規出店及び改装に伴う設備投資を長期借入金で充当したことにより、長期借入金の残高が5,498百万円となったことによるものであります。

（純資産）

第21期連結会計年度末における純資産の残高は、647百万円となりました。内訳は資本金1,007百万円、資本剰余金1,026百万円、利益剰余金2,711百万円となっております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

（キャッシュ・フロー）

当社グループは、財務バランスを意識した経営に努めております。第21期連結会計年度における営業活動の結果、使用した資金は658百万円、投資活動の結果、使用した資金は2,554百万円、財務活動の結果、獲得した資金は2,003百万円となりました。この結果、第21期連結会計年度末における現金及び現金同等物は、第21期期首に比べ1,209百万円減少し、816百万円となりました。

当社グループの資金需要のうち主なものは、事業規模拡大に伴い必要となる運転資金と新規出店に伴う設備投資であります。これらの資金は、主として銀行借入により調達しております。

重要な会計方針及び見積り

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

第22期第2四半期累計期間（自 2023年10月1日 至 2024年3月31日）

「(1) 経営成績等の状況の概要」をご参照ください。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、第21期連結会計年度においても事業を拡大するために、店舗設備を中心に2,316百万円の設備投資を実施しました。その主なものは、「グッドスピードMEGA SUVイオンモール土岐店」及び「グッドスピードMEGA輸入車SUV岡崎昭和町店」によるものであります。当社グループは、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

なお、第21期連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2024年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
		建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地		その他	合計	
				面積(m ²)	金額			
本社 (名古屋市東区)	本社機能	164,900	15,461	(565.66)	368	70,240	250,969	139
名東SUVカスタム専門店 (名古屋市名東区)	店舗 整備工場 钣金工場	29,545	186	663.00 (1,771.00)	122,539	4,318	156,588	0
中川・港SUVカスタム専門店 (名古屋市港区)		0	25	(2,715.64)	-	0	25	0
春日井ミニバン専門店 (愛知県春日井市)		0	-	(1,335.36)	-	9	9	0
小牧ミニバン・ハイエース専門店 (愛知県小牧市)		44,989	843	724.95 (6,098.49)	93,079	126,691	265,602	16
安城ミニバン専門店 (愛知県安城市)		57,295	-	519.31 (2,095.91)	42,635	2,258	102,188	0
岐阜SUV専門店 (岐阜県岐阜市)		98,693	-	812.00 (3,560.49)	33,415	41,580	173,688	6
豊橋ミニバン専門店 (愛知県豊橋市)		31,924	425	(5,230.39)	-	3,762	36,111	0
SPORT名古屋輸入車専門店 (愛知県尾張旭市)		26,686	-	(914.27)	-	798	27,484	0
SPORT岡崎輸入車専門店 (愛知県岡崎市)		50,554	1,024	(4,200.51)	-	3,395	54,973	6
UNITEDMINICARS (名古屋市名東区)		3,289	-	(2,496.77)	-	7,489	10,778	6
四日市SUV専門店 (三重県四日市市)		100,812	256	4,189.92 (2,810.26)	142,723	2,982	246,773	9
津ミニバン専門店 (三重県津市)		100,300	1,077	2,072.40 (2,766.00)	84,618	2,453	188,448	0
MEGA浜松店 (浜松市中央区)		141,457	1,762	(8,681.35)	4,232	3,739	151,190	19
SPORT緑輸入車専門店 (名古屋市緑区)		31,900	-	(4,088.72)	-	6,512	38,412	16
MEGASUV春日井店 (愛知県春日井市)		216,772	725	(10,451.22)	-	42,073	259,570	33
MEGA大垣店 (岐阜県大垣市)		437,092	5,711	(9,246.92)	-	34,113	476,916	10
MEGASUV知立店 (愛知県知立市)		585,275	1,042	4,316.00 (8,219.39)	99,940	40,462	726,719	27
MEGASUV東海名和店 (愛知県東海市)		550,843	32,724	439.47 (11,626.38)	56,233	10,904	650,704	22
MEGASUV神戸大蔵谷店 (神戸市西区)		0	-	(14,020.95)	-	0	0	30
MEGASUV清水鳥坂店 (静岡市清水区)		567,150	-	(10,170.20)	-	63,627	630,777	23
大府有松インター買取専門店 (愛知県大府市)	30,100	-	239.00 (4,706.32)	5,779	1,041	36,920	14	
豊田元町買取専門店 (愛知県豊田市)	24,181	-	(2,578.22)	-	2,076	26,257	12	
グッドスピード守山SUV専門店 (名古屋市守山区)	49,248	2,182	482.92 (2,284.00)	61,305	50,304	163,039	11	
中川BPセンター (名古屋市中川区)	2,523	1,653	(1,293.33)	-	8,223	12,399	10	

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
		建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地		その他	合計	
				面積(m ²)	金額			
春日井BPセンター (愛知県春日井市)	店舗 整備工場 钣金工場	11,331	794	(2,685.32)	-	23,811	35,936	26
小牧BPセンター (愛知県小牧市)		465	4,104	(1,308.60)	-	13,575	18,144	10
緑BP (名古屋市緑区)		8,894	3,125	(2,539.65)	-	25,530	37,549	12
車検名古屋天白店 (名古屋市天白区)		8,227	2,555	(683.00)	-	1,019	11,801	4
車検名古屋中川店 (名古屋市中川区)		219,667	1,668	350.00 (1,292.24)	29,617	42,977	293,929	11
レンタカー那覇空港前店 (沖縄県那覇市)		21,329	0	(7,446.26)	-	4,430	25,759	16
車検大府SS店 (愛知県大府市)		1,567	5,273	(4,505.03)	-	19,761	26,601	14
MEGA SUV豊川御油店 (愛知県豊川市)		450,772	-	(7,429.11)	-	88,211	538,983	19
MEGA 輸入車名古屋昭和橋店 (名古屋市中川区)		0	-	(6,533.26)	-	270	270	18
グッドスピード車検岐阜店 (岐阜県岐阜市)		138,818	-	(643.49)	-	7,846	146,664	5
沖縄豊見城SUV専門店 (沖縄県豊見城市)		13,867	-	(3,749.99)	-	2,735	16,602	5
GOODSPEED VANLIFE春日井店 (愛知県春日井市)		0	0	(4,100.38)	-	0	0	6
MEGASUV イオンモール土岐店 (岐阜県土岐市)		26,468	-	(10,589.55)	-	593,287	619,755	16
MEGA 輸入車SUV岡崎昭和町店 (愛知県岡崎市)		221,961	-	(6,655.41)	-	322,105	544,066	25
グッドスピードレンタカー石垣島店 (沖縄県石垣市)		100,440	0	(3,161.77)	-	5,960	106,400	6
MEGASUV大阪豊中店 (大阪府豊中市)		422,363	-	(8,415.15)	-	101,825	524,188	22
MEGASUV東福岡店 (福岡市東区)		581,374	14,936	(7,573.00)	-	72,075	668,385	31

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産であり、建設仮勘定を含んでおりません。
2. 面積の(外書)は、貸借分を示しております。
3. 当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(2) 国内子会社

2024年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (人)
		建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地		その他	合計	
				面積（㎡）	金額			
ハ・レ・ダビッドソン名古屋 (名古屋市千種区)	店舗 整備工場 本社機能	248,173	8,197	880.57	204,044	49,461	509,875	24
モトラッド名古屋名東 (名古屋市千種区)	店舗 整備工場	107,409	4,324	747.31	113,000	6,334	231,067	5
ハ・レ・ダビッドソンMEGA東海 (愛知県岡崎市)		165,080	5,242	1,766.56	134,451	3,315	308,088	12
ハ・レ・ダビッドソン浜松 (静岡県浜松市)		90,851	6,719	1,304.60	93,930	2,229	193,729	8
モトラッド岐阜店 (岐阜県岐阜市)		146,657	4,042	(1,530.00)	-	3,140	153,839	9
CHAMPION76東海名和店 (愛知県東海市)		2,640	1,289	(570.00)	-	1,442	5,371	7
CHAMPION76四日市店 (三重県四日市市)	店舗	4,049	-	(231.59)	-	657	4,706	0
CHAMPION76神戸大蔵谷店 (神戸市西区)		-	-	(303.15)	-	364	364	6
CHAMPION76清水鳥坂店 (静岡市清水区)		-	-	(459.96)	-	338	338	6
CHAMPION76浜松店 (静岡県浜松市)		84,367	-	504.07	115,427	2,191	201,985	5
CHAMPION76大垣店 (岐阜県大垣市)		14,617	623	(313.36)	-	360	15,600	4
CHAMPION76豊川御油店 (愛知県豊川市)		-	-	(475.50)	-	167	167	0
CHAMPION76名古屋昭和橋店 (名古屋市中川区)		9,808	-	(274.20)	-	0	9,808	4
CHAMPION76イオンモール土岐店 (岐阜県土岐市)		5,471	1,065	(337.98)	-	0	6,536	3
CHAMPION76岡崎昭和町店 (愛知県岡崎市)		8,004	5,222	(317.11)	-	349	13,575	4
CHAMPION76尾張旭店 (愛知県尾張旭市)		161,639	328	(3,484.38)	-	1,945	163,912	6

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産であり、建設仮勘定を含んでおりません。

2. 当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

3. 面積の(外書)は、賃借分を示しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、提出日現在における重要な設備の新設は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力 (展示可能台数)
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
MEGASUV金沢店 (石川県金沢市)	店舗設備	500,000	498,712	自己資本及び 借入金	2023年6月	2024年1月	300台
MEGASUV南風原店 (沖縄県島尻郡)	店舗設備	642,326	639,779	自己資本及び 借入金	2023年7月	2024年2月	280台

(注)当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称については省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,200,000
計	7,200,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,783,500	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容 に何ら限定のない当社における標 準となる株式であります。なお、 単元株式数は100株であります。
計	3,783,500	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2024年6月1日から、本書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

2019年ストックオプション

決議年月日	2019年11月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 60
新株予約権の数（個）	895 (注) 6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式24,500 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円） (注) 2	1,525 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2022年1月1日 至 2027年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,525 資本組入額 762.5 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

第21期事業年度の末日（2023年9月30日）における内容を記載しております。本書提出日の前月末現在（2024年5月31日）において、記載すべき内容が第21期事業年度の末日における内容から変更がないため、本書提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、付与株式数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員のいずれかの地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 各新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとする。

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記5. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び取得条件

上記に準じて決定する。

譲渡による新株予約権取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 2019年11月13日開催の取締役会決議により、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2022年ストックオプション

決議年月日	2022年12月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役員 2 当社子会社役員 1
新株予約権の数（個）	5,650
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式56,500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）2	2,236円
新株予約権の行使期間	自 2024年12月24日 至 2029年12月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,236 資本組入額 1,118
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

第21期事業年度の末日（2023年9月30日）における内容を記載しております。本書提出日の前月末現在（2024年5月31日）において、記載すべき内容が第21期事業年度の末日における内容から変更がないため、本書提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、付与株式数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社及び当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 各新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとする。

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記5. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び取得条件

上記に準じて決定する。

譲渡による新株予約権取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2020年1月1日 （注）1	1,532,500	3,065,000	-	437,330	-	407,330
2020年10月31日 （注）2	41,400	3,106,400	3,042	440,372	3,042	410,372
2021年2月28日 （注）2	19,500	3,125,900	1,433	441,806	1,433	411,806
2021年12月31日 （注）3	38,100	3,164,000	37,192	478,998	37,192	448,998
2022年1月31日 （注）3	39,200	3,203,200	32,372	511,370	32,372	481,370
2022年2月28日 （注）3	30,500	3,233,700	24,493	535,864	24,493	505,864
2022年3月31日 （注）3	34,500	3,268,200	22,091	557,955	22,091	527,955
2022年4月30日 （注）3	32,900	3,301,100	26,840	584,795	26,840	554,795
2022年5月31日 （注）3	26,100	3,327,200	20,091	604,887	20,091	574,887
2022年6月30日 （注）3	4,500	3,331,700	3,400	608,287	3,400	578,287
2022年7月31日 （注）3	16,700	3,348,400	6,142	614,430	6,142	584,430
2022年8月31日 （注）3	66,900	3,415,300	55,461	669,891	55,461	639,891
2022年9月30日 （注）3	33,500	3,448,800	29,317	699,209	29,317	669,209
2022年10月31日 （注）3	50,900	3,499,700	35,298	734,508	35,298	704,508
2022年11月30日 （注）3	233,900	3,733,600	227,081	961,590	227,081	931,590
2022年12月23日 （注）3	47,200	3,780,800	45,414	1,007,004	45,414	977,004
2023年9月27日 （注）3	2,700	3,783,500	198	1,007,202	198	977,202

- （注）1．株式分割（1：2）によるものであります。
2．ストックオプションの行使によるものであります。
3．新株予約権の行使によるものであります。

（４）【所有者別状況】

2023年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株 式の状況 （株）
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	2	18	30	17	6	2,214	2,287	-
所有株式数 （単元）	-	1,573	1,423	10,654	2,603	13	21,531	37,797	3,800
所有株式数の割 合（％）	-	4.16	3.76	28.19	6.89	0.03	56.96	100.0	-

（注）自己株式52株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(5) 【大株主の状況】

2024年4月15日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
加藤久統	愛知県名古屋市東区	911,200	24.08
株式会社Anela	愛知県名古屋市東区泉2丁目13-10	900,000	23.78
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1ST FLOOR, SENATOR HOUSE, 85 QUEEN VICTORIA STREET, LONDON, EC4V 4AB (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	679,400	17.95
MICHAEL 1925 LLC (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	251 LITTLE FALLS DR, WILMINGTON, DE, USA, 19808 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	163,300	4.31
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都恵比寿1丁目28番1号	150,000	3.96
山本 文彦	三重県四日市市	72,000	1.90
株式会社伊藤工務店	愛知県名古屋市中川区小碓通2丁目25	69,300	1.83
グッドスピード従業員持株会	愛知県名古屋市東区泉2丁目28-23	68,100	1.79
横地真吾	愛知県名古屋市千種区	40,000	1.05
篠山豪了	北海道室蘭市	22,900	0.60
計	-	3,076,200	81.30

(注) 2024年6月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC及び共同保有者1社が2024年6月4日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年4月15日時点における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況は2024年4月15日時点の株主名簿に基づいて記載しております。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ニッポン・アクティブ・ バリュー・ファンド (NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC)	6th Floor, 125 London Wall, London, England	938,300	24.79
エヌイーブイエフ・セレ クト・エルエルシー (NAVF Select LLC)	251 Little Falls Drive, Wilmington, New Castle County, Delaware USA	167,600	4.43
合計	-	1,105,600	29.22

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年4月15日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,780,700	37,807	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 2,736	-	-
発行済株式総数	3,783,500	-	-
総株主の議決権	-	37,807	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式64株が含まれております。

【自己株式等】

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	第21期事業年度		第21期期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	52	-	52	-

(注) 第21期期間における保有自己株式には、2024年2月29日から本書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、継続的な配当を行うことを基本方針としております。将来的には、安定的かつ持続的な収益体質の構築と財務体質の改善が見込まれたのちに、更なる株主への利益還元を充実させていくことを基本方針としております。

なお、当社は取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として中間配当を、9月30日を基準日として期末配当を行うことができる旨を定款に定めております。

第21期は収益体質及び財務体質の改善を優先し、内部留保を確保することが望ましいと判断したため、配当を取りやめております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営目標の達成に向けて事業を推進していくと共に、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーの利益を重視した経営を行うことが当社の使命であると考えております。

そのためには、当社事業が安定的かつ持続的な発展を果たすことが不可欠であり、このような発展の基盤となる経営の健全性、透明性及び効率性が確保された体制の整備を進めてまいります。

当社では、当該支配株主と取引等を検討する際には、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性等の取引内容について取締役会に議案を上程し、独立役員、監査等委員会の見解を踏まえた上で取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしており、少数株主の利益を害することのないよう努めております。

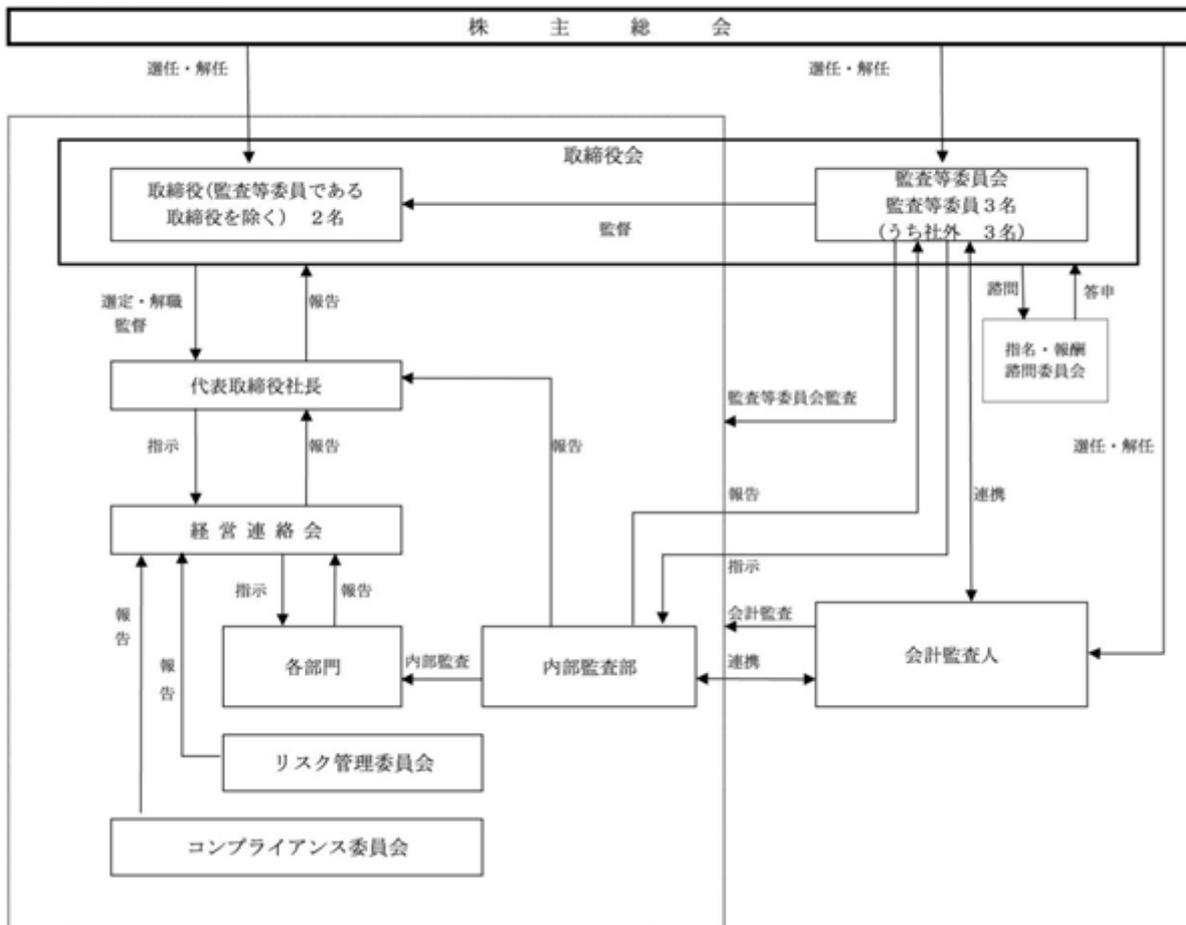
企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。また、社内の統治体制の構築手段として、コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を設置しております。これらの機関が相互連携することによって、経営の健全性・効率性及び透明性が確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

(当社の企業統治体制図)

【模式図（参考資料）】



(a)取締役会

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名及び監査等委員である取締役3名の合計5名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会については、原則として毎月1回の定期開催と、必要に応じて随時機動的に開催しております。取締役会では経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。

構成員の氏名及び役職

代表取締役社長 加藤久統（議長）
取締役 大庭寿一
監査等委員である取締役 桑山賢治（社外取締役）
監査等委員である取締役 松井隆（社外取締役）
監査等委員である取締役 岩本一良（社外取締役）

第21期事業年度において、当社は取締役会を18回開催しており、個々の出席者の出席状況は下表のとおりです。

役員区分	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	加藤 久統	18回	16回
専務取締役	横地 真吾	18回	18回
取締役	平松 健太	18回	18回
取締役	松井 靖幸	18回	18回
取締役	大庭 寿一		
取締役常勤監査等委員	桑山 賢治	18回	18回
取締役監査等委員	松井 隆	18回	18回
取締役監査等委員	岩本 一良	18回	18回

(b)監査等委員会

当社における監査等委員会は、監査等委員3名(全員が独立社外取締役、うち1名が常勤監査等委員)で構成され、月1回の定時又は必要に応じて随時開催しています。監査等委員会では、監査方針・監査計画の策定、監査等委員の活動報告及び会計監査人や内部監査部門との連携状況等について、情報共有や検討を行っています。

第21期事業年度において、当社は監査等委員会を22回開催しており、個々の出席者の出席状況は下表のとおりです。

役員区分	氏名	開催回数	出席回数
取締役常勤監査等委員	三津川康之	5回	5回
取締役常勤監査等委員	桑山 賢治	17回	17回
取締役監査等委員	保坂 憲彦	5回	5回
取締役監査等委員	松井 隆	22回	22回
取締役監査等委員	岩本 一良	17回	17回

(c)会計監査人

当社は、有限責任中部総合監査法人と監査契約を締結しております。

(d)内部監査部

当社は、内部監査部を設置し、監査等委員会の承認を得た内部監査計画に基づき当社及び連結子会社の業務全般を監査しています。内部監査結果については、内部監査終了後に監査調書を作成するとともに、月次分を取り纏めて内部監査報告書として監査等委員会に報告の後、代表取締役社長にも報告しています。

内部監査部は、監査等委員会の兼任の補助使用人として、各監査等委員及び監査等委員会の職務執行のサポートを行っています。

(e)経営連絡会

経営連絡会は、当社経営の執行機関であり、また経営に関する基本方針、戦略及び経営執行に関する重要事項を協議する機関であります。なお、取締役会規程に基づく決議事項は、その協議の概要も含め取締役会に報告され取締役会にて承認します。

経営連絡会は、取締役(監査等委員である非常勤取締役を除く。)で構成されており、適宜関係部署担当者も参加しております。原則として月1回の開催であります。必要に応じて随時開催し、迅速かつ適切に対応しております。

なお、会議の運営は経営の根幹をなす業務執行に関わる重要な意思決定プロセスであるという性格を鑑み、監査等委員会による監査機能を強化するために常勤監査等委員が出席し、有効・適切な監査が行なわれるようにしております。

構成員の氏名及び役職

代表取締役社長 加藤久統(議長)

取締役 大庭寿一

(f)コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は主に、コンプライアンスに係わる方針、組織体制及び規程など重要事項の調査、企画、立案を審議しております。また、コンプライアンス違反等があった際には、事実関係の調査結果について報告を受けております。

コンプライアンス委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員3名で構成されており、適宜内部監査担当者、関係部署担当者も参加しております。原則として毎月の開催であります。必要に応じて随時開催し、迅速かつ適切に対応しております。

構成員の氏名及び役職

代表取締役社長 加藤久統（議長）

取締役 大庭寿一

監査等委員である取締役 桑山賢治（社外取締役）

監査等委員である取締役 松井隆（社外取締役）

監査等委員である取締役 岩本一良（社外取締役）

(g)リスク管理委員会

リスク管理委員会は、あらゆるリスクを想定し、個別課題について協議・決定、主にリスクマネジメントの方針・計画の検討や、類別したリスクごとの管理、発生した具体的リスクに対する対応方針等を、協議・決定事項としております。

リスク管理委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員3名で構成されており、適宜内部監査担当者、関係部署担当者も参加しております。原則として毎月の開催であります。必要に応じて随時開催し、迅速かつ適切に対応しております。

構成員の氏名及び役職

代表取締役社長 加藤久統（議長）

取締役 大庭寿一

監査等委員である取締役 桑山賢治（社外取締役）

監査等委員である取締役 松井隆（社外取締役）

監査等委員である取締役 岩本一良（社外取締役）

(h)指名・報酬諮問委員会

当社は2023年1月の取締役会にて、指名・報酬諮問委員会の設置を決定しました。当社の指名・報酬諮問委員会は、指名・報酬諮問委員会規程に則り代表取締役社長及び監査等委員（すべて独立社外取締役）3名の計4名で構成されています。2023年9月期は、後継者計画（育成を含む）、監査等委員でない取締役の選任候補、内部監査部門が取締役会・監査等委員又は監査等委員会に直接報告を行う仕組み並びに取締役のスキルマトリックス等について審議を行いました。

第21期事業年度において、当社は指名・報酬諮問委員会を2回開催しており、個々の出席者の出席状況は下表のとおりです。

役員区分	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	加藤 久統	2回	2回
取締役常勤監査等委員	桑山 賢治	2回	2回
取締役監査等委員	松井 隆	2回	2回
取締役監査等委員	岩本 一良	2回	2回

ロ．当該体制を採用する理由

当社は、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く監査等委員会設置会社により、取締役会の監督機能の強化を図り、経営の透明性の確保と効率性の向上を図ることができると考えたためであります。

また、監査等委員会及び内部監査部による監査体制を整え、内部統制システムの構築・運用状況を監視しております。重要な法律問題及びコンプライアンスに関する事項については、顧問弁護士等と適宜協議し指導を受けております。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）といたしましては、2022年11月14日開催の取締役会で次のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」について決議し、全社的な統制環境の一層の整備と統制活動の円滑な推進に努めております。

(a)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、役員・社員への周知徹底を行う。

「コンプライアンス管理規程」を制定し、役員・社員への継続的な教育・研修を実施し、コンプライアンス遵守の意識の醸成を行う。

「内部通報規程」を制定し、子会社を含めた法令遵守および企業倫理に関する情報の早期把握及び問題の解決を図る。

(b)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」を制定し、取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理する。

取締役及び監査等委員は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

各種法令及び証券取引所の適時開示規則に基づき、会社情報を適時適切に開示する。

個人情報への不正な使用・開示・漏洩を防止し、個人情報を適切に取り扱うため、「個人情報保護規程」を明示させ、周知徹底する。

(c)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を制定し、事業に伴う様々なリスクの把握及び管理に努める。

リスク管理委員会において、当社の事業遂行に伴うリスクの見直しや発見及び対抗手段の検討等を行うほか、各部門責任者は、所管部門におけるリスク管理の遂行及び管理を行う。

緊急事態発生の際には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実施等を行い、事態の早期解決に努める。

(d)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、定款及び「取締役会規程」に基づいて運営し、毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて適時臨時に開催する。

「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「稟議規程」を制定し、効率的に職務を遂行する。

(e)当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・「子会社管理規程」に基づき、子会社が経営上の重要事項を実行する際には、事前に関係書類を提出させ、検討・審議しその可否を決定する体制とする。

- ・「子会社管理規程」に基づき、子会社から経営方針・事業計画・決算書類・各種議事録等の報告書の提出を受ける体制とする。

当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク管理規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会等を通じて、当社及び子会社が一体となったリスク管理体制を整備する。

- ・取締役会に子会社の取締役を陪席させ、当該取締役から事業に伴う様々なリスクについて報告を受ける体制とする。

当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営の自主性を尊重するとともに経営改善や職務執行の効率化に向けて指導を行う体制とする。

当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社の取締役を子会社の取締役に派遣し、当該取締役が子会社における職務執行の監督を行う体制を構築する。

- ・「子会社管理規程」に基づき、内部監査部が実地監査を行う体制とする。

- (f) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員が、監査等委員会における審議のうえ、その職務を補助すべき使用人を要請する場合は、取締役会で協議のうえ、人数及び権限等を決定し、監査等委員の職務を補助するものとして任命する。この場合には当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保することとし、業務の執行に係る役職を兼任しないこととする。
当該使用人への人事評価・異動については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- (g) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は業務又は業務に与える重要な事項については、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。前記にかかわらず、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
監査等委員は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、必要事項の報告を求めることができる。
- (h) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「内部通報規程」、「ハラスメント防止規程」を定め、監査等委員へ報告を行った者及びその内容につき、必要な対応を行うとともに、情報の保護等を含め当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (i) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
監査等委員が、その職務の執行について費用の前払い等の請求をしたときは、内容を確認のうえ、速やかに当該費用等を支弁する。
- (j) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、意思の疎通を図る。
監査等委員は、会計監査人、内部監査担当者と情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保する。

ロ．反社会的勢力排除に向けた体制

(a) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、以下の「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、健全な会社運営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たせず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

当社は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては、断固として拒絶します。
当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、社員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

当社は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

当社は、反社会的勢力による不当請求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から、法的処置を講じる等、断固たる態度で対応します。

(b) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

社内規程の整備

当社は、上記宣言の下、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対策規程」、「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

対応管轄部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応管轄部署を総務部総務課と定めるとともに、不当要求防止責任者を選任しております。また、平素から外部専門機関と緊密な関係を構築しており、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに当該管轄部署に報告・相談する体制を整備しております。

反社会的勢力排除の対応方法

(1) 新規取引先について

原則として、民間の調査機関を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査しております。取引の開始時には、各種契約書等には「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や、「関係を持った場合」の暴力団排除条項を明記することとしております。

(2) 既取引先等について

通常必要と思われる注意を払うと共に、一定の範囲を対象として、調査・確認を実施しております。

(3) 既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

速やかに取引関係等を解消する体制を取っております。

八．リスク管理体制の整備の状況

当社は、毎月開催している経営連絡会や取締役会で法令遵守への理解の向上を図る取り組みを行っております。また、一般のホットラインとは別に女性専用のホットラインも設置した内部通報体制の整備や、監査等委員である取締役及び内部監査部による監査によってコンプライアンスの水準を向上させるよう努めております。なお、内部通報については内部通報規程に通報者の保護を定め、内部通報制度を利用した役職員が不利な取扱いを受けることがないように適正に運用しております。

リスク管理に関する取り組みを強化するため、全社横断的な組織としてリスク管理委員会を設置しております。6ヶ月に1回リスクを洗い出し、その評価、対応方針策定を行い、必要に応じ研修の実施、規程・マニュアルの作成等を行っております。また、その概要を定期的に取締役会及び代表取締役社長に報告しております。

当社子会社の管理につきましては、経営連絡会及び取締役会を開催し、業績及び経営の状況の報告を受けております。また経営上の重要事項に関しては、「子会社管理規程」に基づき、必要な決裁を受け実施しております。

二．責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

非業務執行取締役が職務を行うとき善意でかつ重大な過失がない場合の当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

ホ．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。

へ．取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。なお、剰余金の配当の基準日は、期末配当は9月30日、中間配当は3月31日とする旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

また、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

ト．取締役の定数

当社の取締役（監査等委員であるものは除く。）は6名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

チ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう旨、また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

リ. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 5名 女性 -名（役員のうち女性の比率 - %）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	加藤 久統	1976年11月16日	1995年4月 (株)シーアイシー（現 (株)ファブリカコミュニケーションズ）入社 2002年8月 グッドスピード創業 2003年2月 (有)グッドスピード（現 当社）設立 代表取締役社長（現任） 2011年7月 (株)グッドサービス代表取締役（合併後消滅会社） 2021年3月 (株)チャンピオン（現 (株)チャンピオン76）代表取締役（現任）	(注) 3	-
取締役 管理本部長	大庭 寿一	1961年12月6日	1984年4月 (株)協和銀行（現 (株)りそな銀行）入行 2013年6月 (株)いなげや取締役 2017年6月 (株)カーチスホールディングス取締役兼執行役 2018年12月 (株)カーチスホールディングス取締役兼代表執行役社長 2021年9月 当社入社執行役員サービス本部長 2023年11月 当社執行役員第四営業本部長 2023年12月 当社取締役管理本部長（現任） 2024年1月 (株)チャンピオン76取締役（現任）	(注) 3	-
取締役 (常勤監査等 委員)	桑山 賢治	1955年3月27日	1978年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行 2000年1月 さくらキャピタルインディアリミテッド社長 2002年4月 株式会社三井住友銀行ムンバイ支店長 2007年10月 アルフレッサ ホールディングス株式会社入社 2009年4月 同社内部統制・法務部長 2014年6月 同社監査役 2022年12月 当社取締役（監査等委員）（現任）	(注) 4	-
取締役 (監査等委員)	松井 隆	1976年11月1日	2007年9月 司法試験合格 2008年12月 弁護士登録 川上・原法律事務所（現 オリオンピア 法律事務所） 2012年1月 松井法律事務所設立 2013年4月 日本知的財産仲裁センター名古屋支部 運営委員（現任） 2016年4月 弁護士法人菅沼・松井・三宅法律事務所（現 御園 総合法律事務所）代表社員（現任） 2020年12月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2022年4月 名古屋市行政不服審査会委員（現任） 2022年6月 サン電子株式会社社外取締役（監査等委員）（現 任）	(注) 4	-
取締役 (監査等委員)	岩本 一良	1974年3月6日	1996年10月 監査法人伊東会計事務所（現有限責任あずさ監査法 人）入所 2000年4月 公認会計士登録 2020年7月 岩本一良公認会計士事務所開業（現任） 2022年12月 当社取締役（監査等委員）（現任）	(注) 4	-
計					-

(注) 1. 監査等委員である取締役桑山賢治、松井隆、岩本一良は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

委員長 桑山賢治、委員 松井隆 委員 岩本一良

なお、桑山賢治は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、監査をはじめとした監査等委員会としての機能を果たすためには、監査環境の整備や社内情報を収集して、収集した情報を監査等委員会で共有することが必要であるためであります。

3. 2023年12月28日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 2022年12月28日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社では、社外取締役3名を選任しております。

社外取締役桑山賢治と当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。同氏は監査役としての豊富な経験を有しており、内部統制やコンプライアンスに関する的確な助言及び意見が期待されることから選任しております。また、当社との利害関係がなく東京証券取引所の定める独立性の基準を充足しており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として東京証券取引所へ届出をしております。

社外取締役松井隆と当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。同氏は御園総合法律事務所の代表社員です。同氏は弁護士として法律に関する専門的な知識と経験を有しており、社外取締役として当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割が期待できることから選任しております。また、当社との利害関係がなく東京証券取引所の定める独立性の基準を充足しており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として東京証券取引所へ届出をしております。

社外取締役岩本一良と当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。同氏は岩本一良公認会計士事務所の所長であります。公認会計士として専門的な知識及び豊富な経験を有しており、社外取締役として当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割が期待できることから選任しております。また、当社との利害関係がなく東京証券取引所の定める独立性の基準を充足しており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として東京証券取引所へ届出をしております。

当社は、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、社外取締役を選任することで経営への監視機能を強化しております。当社の意思決定に対して、幅広い視野を持った有識者に第三者の立場から適時適切なアドバイスを受けております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の内部監査及び監査等委員会の組織は、内部監査につきましては監査等委員会直属の内部監査部2名を設置、監査等委員会につきましては監査等委員である取締役3名（いずれも社外取締役）で構成されております。

内部監査部及び会計監査人との相互連携については、監査等委員会において会計監査人及び内部監査部から適宜それぞれの監査の方法と結果について報告を求めるほか、個別に情報交換を行っております。内部監査部においても、監査等委員会や監査等委員である取締役から要請があった場合には、適宜報告及び情報交換を行うほか、会計監査人とも個別に情報交換を行っております。

社外取締役である監査等委員は、内部統制部門の各部署の責任者と定時又は随時に報告を求める等情報交換を行っています。

(3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準等に従い、監査方針・監査計画を立案し監査職務を分担するとともに、取締役会を始め重要会議に出席し意思決定の適法性、妥当性等について独立した立場から監視、監督しています。

監査等委員会は、毎月1回又は必要に応じて臨時に開催し、監査等に関する重要事項についての報告、協議又は決議を行っています。常勤監査等委員は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び重要な使用人からの報告の聴取等を行なうとともに、本部及び店舗等の実地監査を行っています。

監査等委員は、内部監査部及び会計監査人と随時情報交換を行ない、相互の連携を深め、会社業務の適法性・妥当性の確保に万全を期しています。

常勤監査等委員である桑山賢治は、事業会社で内部統制・法務部長及び常勤監査役の経験を有しています。監査等委員である松井隆は弁護士であり、法務に関する専門的な知識と豊富な経験を有しています。監査等委員である岩本一良は公認会計士であり、財務会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しています。

内部監査の状況

2024年2月内部監査室を内部監査部に変更するとともに、社長直轄の組織から監査等委員会に直属する組織に変更し、人員も1名から2名に増員しました。

内部監査部は、毎年度内部監査計画書を作成し、本社・店舗への実地監査を主体に各部門における経理及び財産保全の適否、組織・制度及び業務運営の適否、並びに諸規程及びマニュアル等の遵守状況の確認を行っています。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任中部総合監査法人

b. 継続監査期間

2024年3月29日以降2024年6月21日現在まで

c. 業務を執行した公認会計士

堀江 将仁
藤井 正之

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名 その他 2名

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選定に際しては、監査法人の品質管理体制が適切で独立性に問題がないこと、監査計画並びに監査報酬の妥当性等を勘案し、総合的に判断しております。なお、当社は、法令の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には監査等委員全員の同意により監査等委員会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案します。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員及び監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等において会計監査人に解任または不再任に該当する事由は認められないと評価しております。

g. 監査人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しています。

() 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

(a) 選任する監査公認会計士等の名称

有限責任中部総合監査法人

(b) 退任する監査公認会計士等の名称

監査法人A&Aパートナーズ

- () 当該異動の年月日
2024年3月29日
- () 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日
2018年12月26日
- () 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項
- | | |
|---|--------|
| 2021年9月期第1四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日） | 結論の不表明 |
| 2021年9月期第2四半期（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日） | 結論の不表明 |
| 2021年9月期第3四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日） | 結論の不表明 |
| 2021年9月期（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日） | 意見不表明 |
| 2022年9月期第1四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日） | 結論の不表明 |
| 2022年9月期第2四半期（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日） | 結論の不表明 |
| 2022年9月期第3四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日） | 結論の不表明 |
| 2022年9月期（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日） | 意見不表明 |
| 2023年9月期第1四半期（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日） | 結論の不表明 |
| 2023年9月期第2四半期（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日） | 結論の不表明 |
| 2023年9月期第3四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日） | 結論の不表明 |
| 2023年9月期（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日） | 意見不表明 |

2023年8月31日に金融庁が監査法人A&Aパートナーズに対して、金融庁の公益通報窓口にて「会社が売上の先行計上の不正を行っている。」という通報があったことを伝えたことを契機に、監査法人A&Aパートナーズは当社に対して、第三者調査委員会による事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の提案を受けることが必要である旨の提言を行い、これを受けて当社が社内にて対応を検討した結果、2023年10月6日に第三者調査委員会を設置し、2024年1月4日に第三者調査委員会の調査報告書を受領し、財務諸表の訂正を行っています。

しかしながら、監査法人A&Aパートナーズは、当社の当事業年度に係る財務諸表に対して意見を表明する根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、財務諸表に重要な修正が必要かどうかについて判断することができないとして、2021年9月期、2022年9月期及び2023年9月期の監査報告書について監査意見を表明していません。また2021年9月期、2022年9月期及び2023年9月期の各四半期の四半期レビュー報告書においても、結論を表明していません。

- () 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯
- 当社は、2024年1月4日付け「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、公表済みの決算に関して不適切な会計処理がある旨の疑義が生じていると会計監査人である監査法人A&Aパートナーズから指摘されたことを受け、第三者調査委員会を設置し、第三者調査委員会による調査を行い、調査報告書を受領しております。
- 当社は調査報告書受領後も監査法人A&Aパートナーズと協議を重ねてまいりましたが、監査法人A&Aパートナーズより、同監査法人の本拠地が東京であり当社が名古屋である当社の監査を行うにあたって効率性の観点及び今般の不適切な会計処理など総合的な判断の結果、2024年2月1日付で第21期事業年度（自2022年10月1日 至 2023年9月30日）に係る期末監査が終了した日をもって、会計監査人を辞任したいとの申し出があり、2024年3月29日をもって当該監査が終了したことから、同日、会計監査人を辞任しました。これに伴い、監査等委員会は当社の事業規模に適した会計監査人としての専門性、独立性、監査品質の確保、監査計画及び監査体制の適切性を有し、会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を整えており、さらに監査費用等を総合的に勘案した結果、名古屋に本拠地のある有限責任中部総合監査法人を新たに一時会計監査人として選任するものであります。

- () 上記()の理由及び経緯に対する意見
- (a) 退任する監査公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。
- (b) 監査役会の意見
妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	第20期連結会計年度		第21期連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	29,500	-	127,570	-
連結子会社	-	-	-	-
計	29,500	-	127,570	-

第21期連結会計年度における監査証明業務に基づく報酬には、金融商品取引法に基づく訂正報告書に関する財務諸表等の監査報酬97,570千円を含んでおります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する者に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査人員数、監査日程等を勘案の上、決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

（４）【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を「役員報酬規程」に定めております。その内容は役位別に報酬月額の基本額と上限額を定め、当期の売上高、営業利益、経常利益の予算達成比率に応じて、翌期の報酬月額を定めております。原則として役員賞与につきましても売上高、営業利益、経常利益の全ての項目が予算達成した場合に限り支給しております。またその決定方法は代表取締役社長が素案を作成し、監査等委員会の意見を求めたのち、取締役会でこれを決定しております。

当社の役員報酬の額については、2018年12月26日開催の第16期定時株主総会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年額2億円以内、監査等委員である取締役については年額2,000万円以内と定めております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名、取締役（監査等委員）は3名であります。

また非金銭報酬等として、株価変動のメリットとリスクを株主と共有することにより、株価上昇及び企業価値向上の貢献意欲を高めることを目的として、2022年12月23日開催の株主総会で決定した報酬総額の限度内（年額1億円以内）において、ストック・オプションとして新株予約権を割り当てるものとしております。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有するものは取締役会であります。

なお、当事業年度における報酬等の額の決定については、2021年12月24日に開催した取締役会で代表取締役が作成した素案を議論のうえ、決議しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	145,700	134,200	11,500	-	4
社外役員	14,800	14,700	100	-	5

(注) 社外役員5名は監査等委員である取締役であります。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期連結会計年度(2022年10月1日から2023年9月30日まで)の連結財務諸表及び第21期事業年度(2022年10月1日から2023年9月30日まで)の財務諸表について、監査法人A & A パートナーズより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期第2四半期連結会計期間(2024年1月1日から2024年3月31日まで)及び第22期第2四半期連結累計期間(2023年10月1日から2024年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任中部総合監査法人による四半期レビューを受けております。
なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。
第21期連結会計年度 監査法人A & A パートナーズ
第22期第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間 有限責任中部総合監査法人

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、専門的な団体等が主催する研修等へ参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	第20期連結会計年度 (2022年9月30日)	第21期連結会計年度 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,026,369	816,392
売掛金	¹ 3,706,621	¹ 2,720,027
商品	² 12,561,485	² 14,864,183
貯蔵品	2,877	3,247
前払金	1,282,073	455,232
前払費用	195,838	267,454
未収還付法人税等	-	254,455
その他	877,251	359,687
流動資産合計	20,652,517	19,740,680
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,685,332	6,558,934
減価償却累計額	1,249,963	1,435,029
建物（純額）	² 5,435,369	² 5,123,905
構築物	1,439,518	1,312,553
減価償却累計額	403,161	432,076
構築物（純額）	1,036,357	880,477
機械及び装置	143,289	154,786
減価償却累計額	59,499	81,918
機械及び装置（純額）	83,789	72,868
車両運搬具	115,555	122,267
減価償却累計額	36,933	54,524
車両運搬具（純額）	78,622	67,742
工具、器具及び備品	765,220	756,949
減価償却累計額	482,366	555,552
工具、器具及び備品（純額）	282,853	201,396
土地	² 1,487,787	² 1,488,337
リース資産	910,633	2,331,958
減価償却累計額	307,158	541,848
リース資産（純額）	603,474	1,790,109
建設仮勘定	790,085	1,098,666
有形固定資産合計	9,798,340	10,723,504
無形固定資産		
のれん	52,571	32,577
ソフトウェア	16,273	36,864
リース資産	108,042	83,143
その他	6,555	6,555
無形固定資産合計	183,443	159,141
投資その他の資産		
関係会社株式	-	6,913
出資金	868	888
保証金	891,732	1,042,431
長期前払金	110,096	108,103
長期前払費用	12,449	24,209
繰延税金資産	176,208	-
その他	71,506	89,212
投資その他の資産合計	1,262,862	1,271,759
固定資産合計	11,244,646	12,154,404
資産合計	31,897,164	31,895,085

（単位：千円）

	第20期連結会計年度 (2022年9月30日)	第21期連結会計年度 (2023年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,141,157	1,061,597
短期借入金	2, 3 14,400,827	2, 3 15,387,324
1年内償還予定の社債	30,000	-
1年内返済予定の長期借入金	2, 3 2,232,854	2, 3 2,208,965
リース債務	166,851	414,049
未払金	148,417	413,735
未払費用	272,214	396,366
未払法人税等	58,383	-
前受金	3,186,535	3,723,017
預り金	88,068	133,598
返金負債	259,847	415,177
賞与引当金	141,990	135,398
役員賞与引当金	9,700	11,600
その他	19,802	111,841
流動負債合計	23,156,649	24,412,671
固定負債		
長期借入金	2, 3 5,258,204	2, 3 5,498,888
リース債務	649,717	2,015,241
繰延税金負債	33,695	64,058
資産除去債務	25,080	40,149
長期前受金	489,291	511,165
固定負債合計	6,455,988	8,129,503
負債合計	29,612,638	32,542,175
純資産の部		
株主資本		
資本金	699,209	1,007,202
資本剰余金	718,175	1,026,168
利益剰余金	850,094	2,711,625
自己株式	112	112
株主資本合計	2,267,367	678,366
新株予約権	17,157	31,276
純資産合計	2,284,525	647,090
負債純資産合計	31,897,164	31,895,085

【四半期連結貸借対照表】

（単位：千円）

当第2四半期連結会計期間
(2024年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,668,232
売掛金	2,819,762
商品	13,378,451
貯蔵品	3,079
前払金	383,899
前払費用	234,630
未収還付法人税等	140,682
その他	1,215,079
流動資産合計	18,843,819
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	5,706,482
構築物（純額）	915,377
機械及び装置（純額）	82,736
車両運搬具（純額）	51,885
工具、器具及び備品（純額）	227,147
土地	1,488,337
リース資産（純額）	1,663,399
建設仮勘定	1,217,245
有形固定資産合計	11,352,612
無形固定資産	
のれん	22,580
ソフトウェア	37,477
リース資産	70,694
その他	7,245
無形固定資産合計	137,997
投資その他の資産	
関係会社株式	6,913
出資金	1,068
保証金	1,024,883
長期前払金	97,829
長期前払費用	22,660
その他	92,655
投資その他の資産合計	1,246,012
固定資産合計	12,736,622
資産合計	31,580,441

(単位:千円)

当第2四半期連結会計期間
(2024年3月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	1,144,543
短期借入金	1,218,894,688
1年内返済予定の長期借入金	1,226,664
リース債務	476,087
未払金	275,113
未払費用	449,737
前受金	2,374,842
預り金	70,627
返金負債	338,239
賞与引当金	63,611
その他	126,929
流動負債合計	26,341,084
固定負債	
長期借入金	1,25,311,610
リース債務	1,799,911
資産除去債務	36,557
長期前受金	457,006
繰延税金負債	66,879
固定負債合計	7,671,965
負債合計	34,013,049
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,007,202
資本剰余金	1,026,168
利益剰余金	4,512,842
自己株式	122
株主資本合計	2,479,594
新株予約権	46,986
純資産合計	2,432,607
負債純資産合計	31,580,441

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	第20期連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	第21期連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
売上高	1 56,237,187	1 64,466,026
売上原価	2 46,979,677	2 55,501,849
売上総利益	9,257,510	8,964,177
販売費及び一般管理費	3 8,385,695	3 10,156,980
営業利益又は営業損失()	871,814	1,192,803
営業外収益		
受取利息	1,352	1,274
受取配当金	0	8
受取手数料	6,522	10,141
販売協力金収入	4,000	-
物品売却益	6,344	8,400
受取保険金	-	2,668
その他	9,383	19,344
営業外収益合計	27,602	41,838
営業外費用		
支払利息	184,332	310,875
支払手数料	70,374	37,548
その他	421	19,030
営業外費用合計	255,129	367,455
経常利益又は経常損失()	644,288	1,518,420
特別利益		
固定資産売却益	4 6,886	-
災害損失戻入益	-	6 27,883
特別利益合計	6,886	27,883
特別損失		
固定資産除却損	5 1,034	5 1,013
災害による損失	6 145,645	-
減損損失	7 2,414	7 1,547,224
特別調査費用等	-	244,932
その他	12,890	14,431
特別損失合計	161,984	1,807,601
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	489,190	3,298,138
法人税、住民税及び事業税	225,046	22,522
法人税等調整額	41,876	206,571
法人税等合計	183,169	229,093
当期純利益又は当期純損失()	306,021	3,527,232
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	306,021	3,527,232

【連結包括利益計算書】

(単位:千円)

	第20期連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	第21期連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
当期純利益又は当期純損失()	306,021	3,527,232
包括利益	306,021	3,527,232
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	306,021	3,527,232
非支配株主に係る包括利益	-	-

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)
売上高	31,494,953
売上原価	27,539,875
売上総利益	3,955,077
販売費及び一般管理費	5,188,390
営業損失()	1,233,312
営業外収益	
受取利息	740
受取手数料	3,178
物品売却益	4,720
受取保険金	46,910
その他	5,020
営業外収益合計	60,570
営業外費用	
支払利息	314,093
支払手数料	132,293
その他	53,045
営業外費用合計	499,432
経常損失()	1,672,173
特別利益	
固定資産売却益	260
特別利益合計	260
特別損失	
固定資産除却損	955
課徴金	9,600
特別調査費用等	104,391
特別損失合計	114,947
税金等調整前四半期純損失()	1,786,860
法人税、住民税及び事業税	11,535
法人税等調整額	2,820
法人税等合計	14,356
四半期純損失()	1,801,217
親会社株主に帰属する四半期純損失()	1,801,217

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位:千円)

当第2四半期連結累計期間
(自 2023年10月1日
至 2024年3月31日)

四半期純損失()	1,801,217
四半期包括利益	1,801,217
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	1,801,217
非支配株主に係る四半期包括利益	-

【連結株主資本等変動計算書】

第20期連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	441,806	460,772	663,361	53	1,565,887
会計方針の変更による 累積的影響額			119,288		119,288
会計方針の変更を反映し た当期首残高	441,806	460,772	544,073	53	1,446,599
当期変動額					
新株の発行	257,403	257,403			514,806
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			306,021		306,021
自己株式の取得				59	59
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	257,403	257,403	306,021	59	820,768
当期末残高	699,209	718,175	850,094	112	2,267,367

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	10,315	1,576,202
会計方針の変更による 累積的影響額		119,288
会計方針の変更を反映し た当期首残高	10,315	1,456,914
当期変動額		
新株の発行		514,806
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）		306,021
自己株式の取得		59
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	6,842	6,842
当期変動額合計	6,842	827,611
当期末残高	17,157	2,284,525

第21期連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	699,209	718,175	850,094	112	2,267,367
当期変動額					
新株の発行	307,992	307,992			615,985
剰余金の配当			34,487		34,487
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			3,527,232		3,527,232
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	307,992	307,992	3,561,720	-	2,945,734
当期末残高	1,007,202	1,026,168	2,711,625	112	678,366

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	17,157	2,284,525
当期変動額		
新株の発行		615,985
剰余金の配当		34,487
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）		3,527,232
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	14,118	14,118
当期変動額合計	14,118	2,931,615
当期末残高	31,276	647,090

【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（ ）	489,190	3,298,138
減価償却費	654,463	938,168
のれん償却額	19,994	19,994
災害損失	145,645	-
災害損失戻入益	-	27,883
減損損失	2,414	1,547,224
特別調査費用等	-	244,932
その他の特別損益（ は益）	12,890	14,431
固定資産除売却損益（ は益）	5,852	1,013
賞与引当金の増減額（ は減少）	33,185	6,592
役員賞与引当金の増減額（ は減少）	1,630	1,900
受取利息及び受取配当金	1,352	1,282
支払利息	184,332	310,875
売上債権の増減額（ は増加）	1,301,243	986,594
未収入金の増減額（ は増加）	-	605,615
棚卸資産の増減額（ は増加）	3,329,984	2,332,242
前払金及び長期前払金の増減額（ は増加）	628,891	828,834
前払費用の増減額（ は増加）	2,882	84,942
仕入債務の増減額（ は減少）	425,427	1,080,649
返金負債の増減額（ は減少）	64,821	155,330
前受金及び長期前受金の増減額（ は減少）	192,862	570,905
未払費用の増減額（ は減少）	61,839	124,182
未払法人税等（外形標準課税）の増減額（ は減少）	6,972	12,584
未収消費税等の増減額（ は増加）	349,369	108,624
その他	104,471	226,809
小計	3,213,670	133,710
利息及び配当金の受取額	29	56
利息の支払額	179,560	304,214
法人税等の支払額	248,603	220,751
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,641,804	658,732
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,254,153	2,302,772
有形固定資産の売却による収入	67,634	-
無形固定資産の取得による支出	4,862	14,187
投資有価証券の取得による支出	-	6,913
貸付けによる支出	500	-
貸付金の回収による収入	166	333
保証金の支払いによる支出	213,689	271,686
保証金の払戻しによる収入	3,958	45,083
保険積立金の積立による支出	3,962	4,106
その他	1,614	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,407,023	2,554,268
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	4,595,055	986,497
長期借入れによる収入	4,722,907	2,580,000
長期借入金の返済による支出	3,126,731	2,363,205
セール・アンド・リースバックによる収入	-	652,806
リース債務の返済による支出	47,591	397,463
社債の償還による支出	60,000	30,000
新株予約権の発行による収入	10,395	-
株式の発行による収入	504,585	608,589
自己株式の取得による支出	59	-
配当金の支払額	-	34,201
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,598,560	2,003,023
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	549,732	1,209,977
現金及び現金同等物の期首残高	1,476,637	2,026,369
現金及び現金同等物の期末残高	1,206,369	1,816,392

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

当第2四半期連結累計期間
（自 2023年10月1日
至 2024年3月31日）

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失（ ）	1,786,860
減価償却費	485,956
のれん償却額	9,997
課徴金	9,600
特別調査費用等	104,391
固定資産除売却損益（ は益）	695
賞与引当金の増減額（ は減少）	71,786
役員賞与引当金の増減額（ は減少）	11,600
受取利息及び受取配当金	740
受取保険金	46,910
支払利息	314,093
売上債権の増減額（ は増加）	99,735
未収入金の増減額（ は増加）	44,926
棚卸資産の増減額（ は増加）	1,482,657
前払金及び長期前払金の増減額（ は増加）	81,606
前払費用の増減額（ は増加）	34,222
仕入債務の増減額（ は減少）	82,946
返金負債の増減額（ は減少）	76,938
前受金及び長期前受金の増減額（ は減少）	1,507,373
未払費用の増減額（ は減少）	53,334
未払法人税等（外形標準課税）の増減額（ は減少）	8,922
未払消費税等の増減額（ は減少）	289,123
その他	284,877
小計	992,046
利息及び配当金の受取額	29
利息の支払額	301,445
保険金の受取額	46,910
法人税等の支払額	3,208
法人税等の還付額	114,368
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,135,392
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	997,816
有形固定資産の売却による収入	260
無形固定資産の取得による支出	6,427
保証金の支払いによる支出	57,952
保証金の払戻しによる収入	64,243
保険積立金の積立による支出	3,442
その他	180
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,001,314
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（ は減少）	3,507,363
長期借入金の返済による支出	269,579
リース債務の返済による支出	249,226
自己株式の取得による支出	10
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,988,547
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	851,840
現金及び現金同等物の期首残高	816,392
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,668,232

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

当社グループは、棚卸資産の増加等により、第20期連結会計年度以前より継続して営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。また、第21期連結会計年度においても、営業損失1,192,803千円、経常損失1,518,420千円、親会社株主に帰属する当期純損失3,527,232千円及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、647,090千円の債務超過となっております。このため、当社グループの資金繰り計画に重要な影響があり、後記（追加情報）（財務制限条項）のとおり財務制限条項に抵触していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

今後、当社グループは当該状況をいち早く解消し経営基盤の安定化を実現するために、以下の改善策に取り組んでまいります。

当社グループは、収益改善及びコスト削減等の施策を行っております。具体的には、新規店舗の出店と並行して中川・港SUVカスタム専門店や春日井ミニバン専門店といった既存店舗の撤退も行うことで収益性の改善に向けた施策を行っております。

当社グループの各種ステークホルダー（金融機関等）との緊密な連携関係を高め、必要に応じた返済条件の柔軟化等を含めた協力体制の強化を行っております。

後記（重要な後発事象）（多額な資金の借入）のとおり、当社は、2023年12月25日の取締役会にて、主に運転資金へ充当することを目的とし、金融機関から2,000,000千円の借入を決議し、実行しております。

後記（追加情報）（財務制限条項）のとおり、財務制限条項が付された借入について、財務制限条項に抵触しておりますが、関係金融機関と財務状態及び資金計画等の協議を行った結果、2024年6月末までは期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。

2024年3月1日付にて開示いたしました「株式会社宇佐美鋳油による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に係る意見表明に関するお知らせ」のとおり、当社は株式会社宇佐美鋳油による株式公開買付けに賛同しており、公開買付者による信用補完を図ることを目指します。

しかしながら、収益改善等の施策の成果が、売上高及び業績に及ぼす影響について見通すことが容易ではないこと、また金融機関等との間で返済条件等の協力体制を築くために一定の期間を要することも想定されること及び、株式公開買付けが成立せず予定通り資金調達ができない場合があることから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社
株式会社チャンピオン76

(2) 非連結子会社の数 2社

- ・株式会社76Motors
- ・GS JM BRIDGE COMPANY LIMITED

（連結の範囲から除いた理由）

連結の範囲から除外した非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の各合計は、連結財務諸表上の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等に対し、いずれも僅少であり、全体として連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称

- ・株式会社76Motors
- ・GS JM BRIDGE COMPANY LIMITED

（持分法の適用の範囲から除いた理由）

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備）及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3 ～ 47年
構築物	5 ～ 45年
機械及び装置	7 ～ 15年
車両運搬具	2 ～ 6年
工具、器具及び備品	3 ～ 20年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

自動車販売関連

新車・中古車販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し履行義務が充足されることから、当該商品の引渡時点で収益を認識しており、取引価格は、顧客との契約において値引きを控除した金額が約束された対価で算定しております。なお、取引価格には顧客がメンテナンス等を受ける契約上の権利が含まれており、当該履行契約による収益は繰り延べられ、契約期間にわたり収益として認識しております。

また、ローン販売で収受するローン手数料については、顧客に商品を引渡した時点で収益を認識しており、将来の早期返済により見込まれる返金額を除いた額を売上高として認識しております。

附帯サービス関連

整備・钣金等の整備売上、保険代理店手数料売上等の自動車販売関連については、財又はサービスに対する支配が一時点で顧客に移転するため、顧客の検収行為により支配が顧客に移転した時に収益を認識しており、取引価格は、顧客との契約において値引きを控除した金額が約束された対価で算定しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金利息

ヘッジ方針

金利変動のリスク負担の適正化に限定しております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

1．棚卸資産の評価

（1）連結財務諸表に計上した額

（単位：千円）

	第20期連結会計年度 （2022年9月30日）	第21期連結会計年度 （2023年9月30日）
商品	12,561,485	14,864,183

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、商品を、個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しております。商品の評価にあたっては、定期的に滞留等の有無を検討し、該当する場合には正味売却価額で評価しております。

また、正味売却価額の見積りに関しては、過去の実績や評価時点で入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で、一定の仮定を置いて判断しております。

上記の仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、市場環境が予測より悪化すること等により、正味売却価額の下落が生じた場合は、翌連結会計年度の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2．固定資産の減損

（1）連結財務諸表に計上した額

（単位：千円）

	第20期連結会計年度 （2022年9月30日）	第21期連結会計年度 （2023年9月30日）
有形固定資産	9,798,340	10,723,504
減損損失	2,414	1,547,224

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、減損損失を認識するにあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各店舗単位とし、個別の店舗ごとにグルーピングしております。

また、業績の悪化が認められる店舗等について、減損の兆候があると識別した資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較により、減損損失を認識するかどうかの検討をしております。なお、減損の兆候は、店舗が連続して営業赤字になること、土地等の著しい時価の下落、退店決議等の固定資産の使用範囲や方法及び経営環境の著しい悪化の有無により判定しております。

上記の割引前将来キャッシュ・フローは、店舗ごとの事業計画を基礎として算定しており、この事業計画は、新車・中古車の販売台数予測による売上高及び利益予測、サービス売上及び手数料収入の予測、人件費、販売費といった経費予測などの重要な仮定を用いております。また、事業計画を超える期間におけるキャッシュ・フローについては、各店舗の販売台数と営業利益に与える影響を過去の実績に基づき仮定し算定しております。

上記の仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、競争条件の悪化により想定外の販売の減少や販売価格の下落が生じた場合は、翌連結会計年度の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を第21期連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

（表示方法の変更）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）

（1）概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等（以下「企業会計基準第28号等」）が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものです。

- ・税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等（子会社株式又は関連会社株式）の売却に係る税効果

（2）適用予定日

2025年9月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（追加情報）

（不正な財務報告の訂正）

2023年8月31日に金融庁が当社の会計監査人に対して、金融庁の公益通報窓口で「当社が売上の先行計上の不正を行っている。」という通報があったことを伝えたことを契機に、会計監査人から、第三者調査委員会による事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の提案を受けることが必要である旨の提言を受け、売上計上時期の適切性について社内でも検討した結果、専門的かつ客観的な調査が必要であるとの判断に至り、2023年10月6日に利害関係を有しない外部専門家4名から構成される第三者調査委員会を設置し、調査を行い、2024年1月4日に第三者調査委員会から調査報告書を受領いたしました。

当該調査の結果、車両納品確認書の偽造等による車両売上の先行計上、B Pセンターにおける売上計上時期の調整等の不適切な会計処理が行われていた事が判明し、また、社内調査の結果、オプション売上の架空計上等が行われていた事が判明しました。このため、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されております連結財務諸表及び財務諸表並びに四半期連結財務諸表等で対象となる取引について、売上高及び関連する勘定科目の会計処理を訂正しました。なお、訂正に際しては、これらの調査の結果以外に判明した事項の訂正も併せて行っております。

（財務制限条項）

当社の金融機関からの借入金には、後記（連結貸借対照表関係） 3 財務制限条項のとおり、財務制限条項が付されております。当社の当事業年度の経常損益がマイナスであり、財務制限条項に規定される基準事業年度と比べ純資産額が80%超下落しているため、財務制限条項が付された全ての借入金について、財務制限条項に抵触しておりますが、関係金融機関と財務状態及び資金計画等の協議を行った結果、2024年6月末までは、期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。

（連結貸借対照表関係）

- 1 顧客との契約から生じた債権の金額は連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）3．（1）契約残高等」に記載しております。
- 2 担保資産及び担保付債務
担保に供している資産は、次のとおりであります。

	第20期連結会計年度 (2022年9月30日)	第21期連結会計年度 (2023年9月30日)
建物	606,529千円	553,248千円
土地	1,121,516	1,121,516
商品	231,975	327,170
計	1,960,021	2,001,935

担保付債務は、次のとおりであります。

	第20期連結会計年度 (2022年9月30日)	第21期連結会計年度 (2023年9月30日)
短期借入金	2,838,012千円	3,072,538千円
1年内返済予定の長期借入金	706,946	333,096
長期借入金	1,321,333	964,941
計	4,866,292	4,370,575

3 財務制限条項

第20期連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

株式会社みずほ銀行とのコミットメントライン契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、コミットメント期間が終了し、かつ借入人が貸付人およびエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、次の各号を遵守することを確約する。

- ・2021年9月決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2020年9月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
- ・2021年9月決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
- ・本契約締結日以降、以下の(a)および(b)の両時点における在庫回転月数が2ヶ月連続して3.5ヶ月を超過しないこと。

(a) 各基準月の末日における在庫回転月数

(b) 上記(a)が3.5ヶ月を超過した場合、当該基準月の翌月末日における在庫回転月数

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日におけるコミットメントライン契約による借入金残高は、短期借入金4,140,000千円であります。

株式会社りそな銀行とのコミットメントライン契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ借入人が貸付人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、以下を遵守し、費用が発生する場合は自ら負担することを確約する。

- ・本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比80%以上に維持すること。
- ・本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）における単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。
- ・各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3.5ヶ月以下に維持すること。なお、ここでいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した値をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日におけるコミットメントライン契約による借入金残高は、短期借入金500,000千円であります。

株式会社三菱UFJ銀行とのリボルビング・クレジット・ファシリティ契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

・2019年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2018年9月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の80%以上に維持すること。

・2019年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日におけるリボルビング・クレジット・ファシリティ契約による借入金残高は、短期借入金500,000千円であります。

株式会社新生銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

債務者は、本契約締結日以降、本契約上の全ての債務を完済するまでの間、次の各号を厳守するものとします。

・2020年9月期決算以降、各年度の単体の決算期の末日における貸借対照表上の純資産の部の金額を、2019年9月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。

・2020年9月決算期以降、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。

・本契約締結日以降、以下の(a)および(b)の両時点における在庫回転月数が2ヶ月連続して3.5ヶ月を超過しないこと。

(a) 各基準月の末日における在庫回転月数

(b) 上記(a)が3.5ヶ月を超過した場合、当該基準月の翌月末日における在庫回転月数

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、長期借入金33,120千円(内1年内返済33,120千円)であります。

株式会社りそな銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ借入人が貸付人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、以下を遵守し、費用が発生する場合は自ら負担することを確約する。

・2021年9月期以降の決算期(第2四半期を含まない。)の末日における単体の貸借対照表における純資産の部(資本の部)の金額を、前年同期比80%以上に維持すること。

・2021年9月期以降の決算期(第2四半期を含まない。)における単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。

・2021年9月期以降の決算期における単体の損益計算書に示されるキャッシュフローを369百万円以上に維持すること。なお、ここでいうキャッシュフローとは、経常損益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額を控除した金額をいう。

・本契約締結日以降の決算期(第2四半期を含まない。)の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3.5ヶ月以下に維持すること。なお、ここでいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した値をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、長期借入金599,247千円(内1年内返済81,708千円)であります。

株式会社三菱UFJ銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を2021年9月決算期の末日における純資産の部の合計額又は、前年度決算期の末日における純資産の部の合計額の大きい方の80%以上に維持すること。
- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常利益を0円以上に維持すること。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、短期借入金200,000千円、長期借入金409,367千円(内1年内返済-千円)であります。

株式会社清水銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前期決算の80%以上を計上するものとする。
- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常利益の金額を0円以上に維持すること。
- ・本契約締結日以降の決算期(四半期を含まない。)の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3.5ヶ月以下に維持すること。なお、ここでいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した値をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、長期借入金96,430千円(内1年内返済14,280千円)であります。

株式会社三菱UFJ銀行とのリボルビング・クレジット・ファシリティ契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2021年9月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の80%以上に維持すること。
- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。
- ・2023年9月決算期を初回とする各年度決算期の第2四半期末日における借入人の連結の四半期報告書において、営業利益の金額を本事業計画上の当該年度決算期末日における営業利益の金額の30%未満としないこと。
- ・2023年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、営業利益の金額を本事業計画上の当該年度決算期末日における営業利益の金額の100%未満としないこと。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日におけるリボルビング・クレジット・ファシリティ契約による借入金残高は、短期借入金700,000千円であります。

第21期連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

株式会社みずほ銀行とのコミットメントライン契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、コミットメント期間が終了し、かつ借入人が貸付人およびエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、次の各号を遵守することを確約する。

- ・2021年9月決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2020年9月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
- ・2021年9月決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
- ・本契約締結日以降、以下の(a)および(b)の両時点における在庫回転月数が2ヶ月連続して3.5ヶ月を超過しないこと。

(a) 各基準月の末日における在庫回転月数

(b) 上記(a)が3.5ヶ月を超過した場合、当該基準月の翌月末日における在庫回転月数

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2023年9月30日におけるコミットメントライン契約による借入金残高は、短期借入金3,840,000千円であります。

株式会社りそな銀行とのコミットメントライン契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ借入人が貸付人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、以下を遵守し、費用が発生する場合は自ら負担することを確約する。

- ・本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比80%以上に維持すること。
- ・本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）における単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。

・各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3.5ヶ月以下に維持すること。なお、ここでいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した値をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2023年9月30日におけるコミットメントライン契約による借入金残高は、短期借入金500,000千円であります。

株式会社三菱UFJ銀行とのリボルビング・クレジット・ファシリティ契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2019年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2018年9月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の80%以上に維持すること。
- ・2019年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2023年9月30日におけるリボルビング・クレジット・ファシリティ契約による借入金残高は、短期借入金500,000千円であります。

株式会社新生銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

債務者は、本契約締結日以降、本契約上の全ての債務を完済するまでの間、次の各号を厳守するものとします。

- ・2020年9月期決算以降、各年度の単体の決算期の末日における貸借対照表上の純資産の部の金額を、2019年9月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
- ・2020年9月決算期以降、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
- ・本契約締結日以降、以下の(a)および(b)の両時点における在庫回転月数が2ヶ月連続して3.5ヶ月を超過しないこと。

(a) 各基準月の末日における在庫回転月数

(b) 上記(a)が3.5ヶ月を超過した場合、当該基準月の翌月末日における在庫回転月数

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2023年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、長期借入金20,000千円（内1年内返済20,000千円）であります。

株式会社りそな銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ借入人が貸付人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、以下を遵守し、費用が発生する場合は自ら負担することを確約する。

- ・2021年9月期以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比80%以上に維持すること。
- ・2021年9月期以降の決算期（第2四半期を含まない。）における単体の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。
- ・2021年9月期以降の決算期における単体の損益計算書に示されるキャッシュフローを369百万円以上に維持すること。なお、ここでいうキャッシュフローとは、経常損益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額を控除した金額をいう。
- ・本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3.5ヶ月以下に維持すること。なお、ここでいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した値をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2023年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、長期借入金1,107,952千円（内1年内返済146,712千円）であります。

株式会社三菱UFJ銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を2021年9月決算期の末日における純資産の部の合計額又は、前年度決算期の末日における純資産の部の合計額の大きい方の80%以上に維持すること。
- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常利益を0円以上に維持すること。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2023年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、短期借入金200,000千円であります。

株式会社清水銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前期決算の80%以上を計上するものとする。
- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常利益の金額を0円以上に維持すること。
- ・本契約締結日以降の決算期（四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3.5ヶ月以下に維持すること。なお、ここでいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した値をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2023年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、長期借入金83,340千円（内1年内返済14,280千円）であります。

（連結損益計算書関係）

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下に伴う簿価切下額は、次のとおりであります。

	第20期連結会計年度 （自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）	第21期連結会計年度 （自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）
売上原価	33,253千円	180,242千円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	第20期連結会計年度 （自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）	第21期連結会計年度 （自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）
給料及び手当	2,727,297千円	3,318,698千円
賞与引当金繰入額	141,990	135,398
役員賞与引当金繰入額	9,700	11,600
減価償却費	647,138	923,579
賃借料	1,190,231	1,548,647
販売促進費	896,540	1,178,572

4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	第20期連結会計年度 （自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）	第21期連結会計年度 （自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）
車両運搬具	6,886千円	-千円
計	6,886	-

5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	第20期連結会計年度 （自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）	第21期連結会計年度 （自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）
建物	289千円	803千円
機械	-	209
構築物	566	-
工具器具	177	-
計	1,034	1,013

6 災害による損失及び災害損失戻入益

第20期連結会計年度における災害による損失は2022年9月の台風15号による損害額であり、固定資産及び商品の毀損額並びに固定資産の復旧工事費用である145,645千円を計上しております。

第21期連結会計年度における災害損失戻入益は、第20期連結会計年度において計上した台風15号による損害の戻入益であります。

7 減損損失

第20期連結会計年度（自 2021年10月1日至 2022年9月30日）

場所	用途	種類
愛知県名古屋市	中古車販売店	構築物

当社グループは、資産のグルーピングを他の資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行うこととしており、継続的な収支の把握を行っていることから各店舗ごとをグルーピングの最小単位としております。

当社グループは、2022年9月30日をもって愛知県名古屋市の中古車販売店1店舗を閉鎖しました。

第20期会計年度において、上記資産の内、撤去が決まっている資産グループの帳簿価額を0円まで減額し、当該減少額を減損損失（2,414千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、構築物2,414千円であります。

なお、当該資産グループのうち、上記の資産以外については子会社への譲渡又は他の店舗に移転を予定しており、減損損失を計上しておりません。

第21期連結会計年度（自 2022年10月1日至 2023年9月30日）

場所	用途	種類
静岡県浜松市	中古車販売店(1店舗)	保証金、その他
愛知県春日井市	中古車販売店(2店舗)	建物、構築物、工具器具備品、その他
愛知県名古屋市	中古車販売店(2店舗)	建物、構築物、工具器具備品、リース資産
兵庫県明石市	中古車販売店(1店舗)	建物、構築物、工具器具備品、リース資産
岡山県岡山市	中古車販売店(開業準備中 1店舗)	保証金

当社グループは、資産のグルーピングを他の資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行うこととしており、継続的な収支の把握を行っていることから各店舗ごとをグルーピングの最小単位としております。

当社グループは、2023年9月30日をもって愛知県名古屋市及び愛知県春日井市の中古車販売店を1店舗ずつ閉鎖しました。また、営業活動から生ずる損益が継続してマイナス、又は継続してマイナスとなる見込みである上記の店舗について、割引前将来キャッシュ・フローを見積もった結果、各資産グループの帳簿価額を0円まで減額し当該減少額を減損損失(1,547,224千円)として特別損失に計上しております。その種類ごとの主な内訳は以下のとおりであります。

建物	1,083,631千円
構築物	138,937千円
工具、器具備品	34,703千円
リース資産	237,988千円
保証金	51,620千円
その他	341千円
合計	1,547,224千円

（連結包括利益計算書関係）

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

第20期連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	第20期連結会計年度 期首株式数（株）	第20期連結会計年度 増加株式数（株）	第20期連結会計年度 減少株式数（株）	第20期連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式 （注）1.	3,125,900	322,900	-	3,448,800
合計	3,125,900	322,900	-	3,448,800
自己株式				
普通株式 （注）2.	24	28	-	52
合計	24	28	-	52

（注）1. 第20期連結会計年度において株式数が322,900株増加したのは新株予約権の行使によるものであります。

2. 第20期連結会計年度において自己株式が28株増加したのは、単元未満株式の買取請求があったことによるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				第20期連結会計年度末残高 （千円）
			第20期連結会計年度期首	第20期連結会計年度増加	第20期連結会計年度減少	第20期連結会計年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	11,788
提出会社 （親会社）	第3回新株予約権 （注）1. 2.	普通株式	-	630,000	304,600	325,400	5,369
合計		-	-	630,000	304,600	325,400	17,157

（注）1. 2021年新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2. 2021年新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が第20期連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2022年11月14日 取締役会	普通株式	34,487	利益剰余金	10	2022年9月30日	2022年12月26日

第21期連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	第21期連結会計年度 期首株式数（株）	第21期連結会計年度 増加株式数（株）	第21期連結会計年度 減少株式数（株）	第21期連結会計年度 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式 （注）	3,448,800	334,700	-	3,783,500
合計	3,448,800	334,700	-	3,783,500
自己株式				
普通株式	52	-	-	52
合計	52	-	-	52

（注）第21期連結会計年度において株式数が334,700株増加したのは新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				第21期連 結会計年 度末残高 （千円）
			第21期連 結会計年 度期首	第21期連 結会計年 度増加	第21期連 結会計年 度減少	第21期連 結会計年 度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	31,276
提出会社 （親会社）	第3回新株予約権 （注）	普通株式	325,400	-	325,400	-	-
合計		-	325,400	-	325,400	-	31,276

（注）第3回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2022年11月14日 取締役会	普通株式	34,487	10	2022年9月30日	2022年12月26日

(2) 基準日が第21期連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	第20期連結会計年度 （自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）	第21期連結会計年度 （自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）
現金及び預金勘定	2,026,369千円	816,392千円
現金及び現金同等物	2,026,369千円	816,392千円

（リース取引関係）

（借主側）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

（ア）有形固定資産

主として、店舗における点検設備（機械及び装置）、商品運搬用の積車（車両運搬具）でありま
す。

（イ）無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4. 会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資
産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用を行っており、また、資金調達につ
いては主として銀行借入により行う方針であります。

デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引に限定し、
投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

保証金は、主に当社グループの店舗出店に伴う賃貸借契約に基づくもので、取引先企業等の信用リス
クに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、そのほとんどが1カ月以内の支払期日であります。

社債、借入金及びリース債務は、主に運転資金または設備投資に必要な資金調達を目的としたものであ
ります。このうち一部は、変動金利であり金利の変動リスクに晒されておりますが、借入金の一部につい
て、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を行っております。

デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ
取引であり、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価等につ
いては、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4. 会計方針に関する事項(5) 重要な
ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモ
ニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の
早期把握や軽減を図っております。

保証金は、定期的に取引先企業等の財務状態等を把握しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

社債及び借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場金利の動向に応じて固定金利
での借入に切り替えることによりそのリスクを回避しております。また、借入金に係る金利の変動リス
クを抑制するために、借入金の一部について、金利スワップ取引を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、財務課が適時に資金繰り計画を作成するとともに、手許流動性の維持等
により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用すること
により、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払費用」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

第20期連結会計年度（2022年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
保 証 金	891,732	822,861	68,871
資 産 計	891,732	822,861	68,871
社 債 (1)	30,000	29,925	74
長 期 借 入 金 (2)	7,491,058	7,490,642	416
リ ー ス 債 務 (3)	816,568	791,595	24,973
負 債 計	8,337,627	8,312,164	25,463

(*1)社債については1年内償還予定分を含めております。

(*2)長期借入金については1年内返済予定分を含めております。

(*3)リース債務については流動負債と固定負債の合計であります。

(*4)出資金868千円については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、市場価格のない株式等であるため、上表に含めておりません

第21期連結会計年度（2023年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
保 証 金	1,042,431	963,151	79,279
資 産 計	1,042,431	963,151	79,279
長 期 借 入 金 (1)	7,707,853	7,706,892	960
リ ー ス 債 務 (2)	2,429,291	1,918,051	511,239
負 債 計	10,137,144	9,624,944	512,199

(*1)長期借入金については1年内返済予定分を含めております。

(*2)リース債務については流動負債と固定負債の合計であります。

(*3)出資金888千円については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価の開示の対象とはしておりません。

(*4)市場価格のない株式等は上記の表に含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	6,913

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
第20期連結会計年度（2022年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,026,369	-	-	-
売掛金	3,706,621	-	-	-
合計	5,732,991	-	-	-

第21期連結会計年度（2023年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	816,392	-	-	-
売掛金	2,720,027	-	-	-
合計	3,536,419	-	-	-

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
第20期連結会計年度（2022年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	14,400,827	-	-	-	-	-
社債	30,000	-	-	-	-	-
長期借入金	2,232,854	1,770,312	1,394,107	822,817	473,141	797,827
リース債務	166,851	158,370	131,018	110,446	90,638	159,244
合計	16,830,532	1,928,682	1,525,125	933,263	563,779	957,071

第21期連結会計年度（2023年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	15,387,324	-	-	-	-	-
長期借入金	2,208,965	1,990,600	1,235,241	819,092	500,834	953,121
リース債務	414,049	417,510	299,457	269,575	201,292	827,406
合計	18,010,339	2,408,110	1,534,698	1,088,667	702,126	1,780,527

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

第20期連結会計年度（2022年9月30日）

該当事項はありません。

第21期連結会計年度（2023年9月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第20期連結会計年度（2022年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
保証金	-	822,861	-	822,861
資産計	-	822,861	-	822,861
社債	-	29,925	-	29,925
長期借入金	-	7,490,642	-	7,490,642
リース債務	-	791,595	-	791,595
負債計	-	8,312,164	-	8,312,164

第21期連結会計年度（2023年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
保証金	-	963,151	-	963,151
資産計	-	963,151	-	963,151
長期借入金	-	7,706,892	-	7,706,892
リース債務	-	1,918,051	-	1,918,051
負債計	-	9,624,944	-	9,624,944

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

1. 保証金

時価については、保証金は契約年数を参照した国債金利で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

2. 社債、長期借入金、リース債務

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

第20期連結会計年度(2022年9月30日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	1,105,000	835,000	(注)

(注)金利スワップは、特例処理によっており、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

第21期連結会計年度(2023年9月30日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	835,000	270,000	(注)

(注)金利スワップは、特例処理によっており、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	第20期連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	第21期連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	1,473	19,487

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2018年 ストック・オプション	2019年 ストック・オプション	2022年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 38名	当社従業員60名	当社役員 2名 当社子会社役員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 96,600株	普通株式 24,500株	普通株式 56,500株
付与日	2018年9月30日	2019年12月27日	2023年1月10日
権利確定条件	付与日(2018年9月30日)以降、権利確定日(2020年10月1日)まで継続して勤務していること。	付与日(2019年12月27日)以降、権利確定日(2022年1月1日)まで継続して勤務していること。	付与日(2023年1月10日)以降、権利確定日(2024年12月24日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2018年9月30日 至 2020年10月1日	自2019年12月27日 至 2022年1月1日	自2023年1月10日 至 2024年12月24日
権利行使期間	自2020年10月1日 至 2025年9月30日	自2022年1月1日 至 2027年12月31日	自 2024年12月24日 至 2029年12月23日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2018年12月28日付株式分割(普通株式1株につき150株の割合)及び2020年1月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

第21期連結会計年度(2023年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2018年 ストック・オプション	2019年 ストック・オプション	2022年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	56,500
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	56,500
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	17,400	23,800	-
権利確定	-	-	-
権利行使	17,400	6,600	-
失効	-	-	-
未行使残	-	17,200	-

単価情報

	2018年 ストック・オプション	2019年 ストック・オプション	2022年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	147	1,525	2,236
行使時平均株価 (円)	1,742	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	495.33	1,084.86

(注) 2018年12月28日付株式分割（普通株式1株につき150株の割合）及び2020年1月1日付株式分割（普通株式1株につき2株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

2018年のストック・オプションについては、当社株式は未公開株式であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、類似会社比準方式によっております。

第21期連結会計年度において付与された2022年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	2022年ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	64.14%
予想残存期間 (注) 2	4.4534年
予想配当 (注) 3	10円/株
無リスク利率(注) 4	0.20%

(注) 1. 2019年4月25日から2023年1月10日の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 2022年9月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の第21期連結会計年度末における本源的価値の合計額及び第21期連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使における本源的価値の合計額

(1) 第21期連結会計年度末における本源的価値の合計額	千円
(2) 第21期連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	19,570千円

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第20期連結会計年度 (2022年9月30日)	第21期連結会計年度 (2023年9月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注) 2	6,045千円	436,629千円
賞与引当金	43,877	41,940
役員賞与引当金	2,968	3,549
未払事業税	9,932	-
前受金	37,646	50,006
減価償却超過額	1,542	1,562
在庫評価損	8,294	3,970
返金負債	71,253	94,550
減損損失	13,917	488,168
資産除去債務	12,922	14,776
未払金	-	74,949
その他	40,545	41,721
繰延税金資産小計	248,945	1,251,826
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	-	436,629
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	45,619	815,196
評価性引当額小計(注) 1	45,619	1,251,826
繰延税金資産合計	203,325	-
繰延税金負債		
連結子会社の時価評価差額	50,577	50,577
特別償却準備金	2,203	-
資産除去債務に対応する除去費用	6,410	6,189
その他	1,621	7,291
繰延税金負債合計	60,812	64,058
繰延税金資産(負債)の純額	142,512	64,058

(注) 1. 評価性引当額が1,206,206千円増加しております。この増加の主な内容は、減損損失に係る評価性引当額を488,168千円、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を436,629千円追加で認識したことに伴うものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
第20期連結会計年度(2022年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 ()	-	-	-	-	-	6,045	6,045
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	6,045	6,045

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。当該繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上しており、当該繰延税金資産を回収可能と判断した理由は「税効果会計に係る会計基準」等に準拠し、現状における会社分類と利益計画に基づく将来の課税所得を総合的に勘案し繰延税金資産を計上しております

第21期連結会計年度(2023年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	436,629	436,629
評価性引当額	-	-	-	-	-	436,629	436,629
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第20期連結会計年度 (2022年9月30日)	第21期連結会計年度 (2023年9月30日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	税金等調整前当期純損失を計上しているため記
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5	載を省略しております。
住民税均等割	3.7	
評価性引当額の増減	0.4	
留保金課税	5.7	
税額控除	6.2	
その他	0.7	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.4	

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗の定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物の耐用年数と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

八 当該資産除去債務の総額の増減

	第20期連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	第21期連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
期首残高	24,868千円	25,080千円
見積の変更による増加額	-	14,855
時の経過による調整額	211	213
期末残高	25,080	40,149

2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社が使用している本社及び一部の店舗等の不動産賃貸借契約については、賃貸資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該資産に見合う資産除去債務を計上しておりません。

3. 資産除去債務の見積もりの変更の内容

不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店に伴う新たな情報の入手に基づき、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積もりの変更を行いました。見積りの変更による増加額14,855千円を変更前の資産除去債務残高に加算するとともに、同時に計上した有形固定資産について全額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当該見積りの変更の結果、第21期連結会計年度の税金等調整前当期純損失は14,855千円増加しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

第20期連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	第20期連結会計年度（千円） （2021年10月1日～2022年9月30日）
車両売上（新車・中古車販売）	48,168,465
オークション売上（買取）	4,394,975
整備売上（整備・钣金・ガソリンスタンド）	2,789,865
保険代理店手数料（保険代理店）	346,646
顧客との契約から生じる収益	55,699,952
その他の収益（レンタカー）	537,235
外部顧客への売上高	56,237,187

第21期連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	第21期連結会計年度（千円） （2022年10月1日～2023年9月30日）
車両売上（新車・中古車販売）	53,885,696
オークション売上（買取）	5,849,517
整備売上（整備・钣金・ガソリンスタンド）	3,321,306
保険代理店手数料（保険代理店）	396,758
顧客との契約から生じる収益	63,453,278
その他の収益（レンタカー）	1,012,748
外部顧客への売上高	64,466,026

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、前述の「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに第21期連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高等

契約残高は顧客との契約から生じた債権、契約負債があります。連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に計上しており、契約負債は「前受金」及び「長期前受金」に計上しております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

第20期連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

	第20期連結会計年度期首（千円） （2021年10月1日）	第20期連結会計年度期末（千円） （2022年9月30日）
顧客との契約から生じた債権	2,405,378	3,706,621
契約負債	3,484,331	3,675,826

第21期連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

	第21期連結会計年度期首（千円） （2022年10月1日）	第21期連結会計年度期末（千円） （2023年9月30日）
顧客との契約から生じた債権	3,706,621	2,720,027
契約負債	3,675,826	4,234,183

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	第20期連結会計年度（千円） （2022年9月30日）	第21期連結会計年度（千円） （2023年9月30日）
1年以内	3,186,535	3,723,017
1年超2年以内	409,246	441,349
2年超3年以内	80,044	69,816
合計	3,675,826	4,234,183

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

・第20期連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

当社グループは、主に自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

・第21期連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

当社グループは、主に自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

第20期連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

第21期連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

・第20期連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）
当社グループは、主に自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、記載を省略しておりま
す。

・第21期連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）
当社グループは、主に自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、記載を省略しておりま
す。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

・第20期連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）
当社グループは、主に自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、記載を省略しておりま
す。

・第21期連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）
当社グループは、主に自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、記載を省略しておりま
す。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

・第20期連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）
該当事項はありません。

・第21期連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

第20期連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）	
役員及び個人主要株主	加藤久統	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接26.3 間接26.0	債務被保証	銀行借入に関する連帯被保証（注）1	33,000	-	-	
							商品の仕入	車両の買取（注）2	25,316	車両仕入高	-
							資金の仮払	仮払金の発生（注）3	80,000	仮払金	-
								仮払金の回収（注）3	80,000	仮払金	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社の銀行借入に対して連帯保証をうけております。なお、保証料の支払は行っておりません。
2. 商品の買取については、一般の取引条件と同様に決定しております。
3. 当社は代表取締役社長である加藤久統氏に対して、仮払を行い短期間で全額回収を受けております。

第21期連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び個人主要株主	加藤久統	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接24.0 間接23.7	債務被保証	銀行借入に関する連帯被保証（注）	33,000	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の銀行借入に対して連帯保証をうけております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

	第20期連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	第21期連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり純資産額	657.44円	179.29円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ()	93.86円	943.45円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	92.34円	

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第20期連結会計年度 (2022年9月30日)	第21期連結会計年度 (2023年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	2,284,525	647,090
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	17,157	31,276
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,267,367	678,366
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通 株式の数(株)	3,448,748	3,783,448

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第20期連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	第21期連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主 に帰属する当期純損失()(千円)	306,021	3,527,232
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純 損失()(千円)	306,021	3,527,232
普通株式の期中平均株式数(株)	3,260,307	3,738,635
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	53,818	13,279
(うち新株予約権(株))	(53,818)	(13,279)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概 要	第3回新株予約権 (3,254個)	-

（重要な後発事象）

（多額な資金の借入）

当社は、2023年12月25日開催の取締役会において、以下のとおり、資金の借入を決議し、2023年12月27日から2024年2月8日までの間に合計2,000,000千円の借入を実行しました。

1. 資金の借入の理由

主に運転資金へ充当することを目的とし、金融機関から借入を行うものです。

2. 借入の概要

借入先 株式会社みずほ銀行
借入金額 2,000,000千円
借入金利 基準金利 + スプレッド
借入期間 3ヶ月
返済方法 期日一括返済
担保の有無 有

（株式会社宇佐美鉱油による当社株式に対する公開買付けについて）

当社は、2024年3月1日開催の取締役会において、株式会社宇佐美鉱油（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式及び新株予約権（以下「当社株券等」といいます。）に対する2段階の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、第1回公開買付け価格と第2回公開買付け価格が異なることから、第1回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び第1回公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、第1回公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、当社の株主並びに第2回新株予約権及び第4回新株予約権の新株予約権者（以下、「本新株予約権者」といいます。）の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。

また、2024年3月1日時点においては、第2回公開買付けが行われた場合には第2回公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様に対しては第2回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、第2回公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明するべきであり、第2回公開買付けが開始される時点で改めてその旨の意見表明について決議するべきであると考える旨を併せて決議いたしました。

なお、当該取締役会決議は、本公開買付け及びその後の一連の手続により当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

詳細については、2024年3月1日付で公表しました「株式会社宇佐美鉱油による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に係る意見表明に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 公開買付者の概要

（1）名称	株式会社宇佐美鉱油
（2）所在地	愛知県津島市埋田町一丁目8番地
（3）代表者の役職・氏名	代表取締役会長 宇佐美三郎 代表取締役副会長 宇佐美裕子 代表取締役社長 宇佐美智也
（4）事業内容	・宇佐美グループ全体の経営統括及び資本統括 ・グループ会社への石油製品卸
（5）資本金	1,000万円
（6）設立日	1979年10月23日
（7）大株主及び持株比率 （2023年12月31日現在）	株式会社宇佐美 100%
（8）公開買付者の関係	
資本関係	該当状況はありません。
人的関係	該当状況はありません。
取引関係	該当状況はありません。
関連当事者への該当状況	該当状況はありません。

2. 本公開買付けの概要

（1）当社株式等の買付け等の価格

第1回公開買付け	普通株式	722円/株
	第2回新株予約権 第4回新株予約権	1円/個
第2回公開買付け	普通株式	850円/株
	第2回新株予約権 第4回新株予約権	1円/個

(2) 買付け等の期間

第1回公開買付け	2024年4月上旬を目途
第2回公開買付け	2024年5月上旬を目途

第1回及び第2回公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第が速やかにお知らせするとのことです。

(3) 公開買付け予定株式数

種別	株券等の種類	買付予定数	買付予定数の上限	買付予定数の下限
第1回公開買付け	普通株式	911,308株		911,308株
	第2回新株予約権	880個		
	第4回新株予約権	5,650個		
第2回公開買付け	普通株式	1,972,140株		
	第2回新株予約権	880個		
	第4回新株予約権	5,650個		

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

当社グループは、第21期連結会計年度において、営業損失1,192,803千円、経常損失1,518,420千円、親会社株主に帰属する当期純損失3,527,232千円及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、当第2四半期連結累計期間の業績においても、営業損失1,233,312千円、経常損失1,672,173千円及び親会社株主に帰属する四半期純損失1,801,217千円を計上していることから、2,432,607千円の債務超過となっております。このため、当社グループの資金繰り計画に重要な影響があり、後記（追加情報）（財務制限条項）のとおり財務制限条項に抵触していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

今後、当社グループは当該状況をいち早く解消し経営基盤の安定化を実現するために、以下の改善策に取り組んでまいります。

当社グループは、収益改善及びコスト削減等の施策を行っております。具体的には、新規店舗の出店と並行して中川・港SUVカスタム専門店や春日井ミニバン専門店といった既存店舗の撤退も行うことで収益性の改善に向けた施策を行っております。

当社グループの各種ステークホルダー（金融機関等）との緊密な連携関係を高め、必要に応じた返済条件の柔軟化等を含めた協力体制の強化を行っております。

当社は、2023年12月25日の取締役会にて、主に運転資金へ充当することを目的とし、金融機関から2,000,000千円の借入を決議し、実行しております。

後記（追加情報）（財務制限条項）のとおり、財務制限条項が付された借入について、財務制限条項に抵触しておりますが、関係金融機関と財務状態及び資金計画等の協議を行った結果、2024年6月末までは期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。

2024年3月1日付にて開示いたしました「株式会社宇佐美鉱油による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に係る意見表明に関するお知らせ」のとおり、当社は株式会社宇佐美鉱油による株式公開買付けに賛同しており、公開買付者による信用補完を図ることを目指します。

しかしながら、収益改善等の施策の成果が、売上高及び業績に及ぼす影響について見通すことが容易ではないこと、また金融機関等との間で返済条件等の協力体制を築くために一定の期間を要することも想定されること及び、株式公開買付けが成立せず予定通り資金調達ができない場合があることから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

（追加情報）

（第三者調査委員会の調査報告書の受領）

当社は、2024年1月4日付、「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表の通り、同日に第三者調査委員会の調査報告書を受領しました。

2023年8月31日に金融庁が当社の会計監査人に対して、金融庁の公益通報窓口にて「当社が売上の先行計上の不正を行っている。」という通報があったことを伝えたことを契機に、会計監査人から、第三者調査委員会による事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の提案を受けることが必要である旨の提言を受け、売上計上時期の適切性について社内にて検討した結果、専門的かつ客観的な調査が必要であるとの判断に至り、2023年10月6日に利害関係を有しない外部専門家4名から構成される第三者調査委員会を設置し、調査を行い、2024年1月4日に第三者調査委員会から調査報告書を受領いたしました。

当該調査の結果、車両納品確認書の偽造等による車両売上の先行計上、B Pセンターにおける売上計上時期の調整等の不適切な会計処理が行われていた事が判明し、また、社内調査の結果、オプション売上の架空計上等が行われていた事が判明しました。このため、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されております連結財務諸表及び財務諸表並びに四半期連結財務諸表等で対象となる取引について、売上高及び関連する勘定科目の会計処理を訂正しました。なお、訂正に際しては、これらの調査の結果以外に判明した事項の訂正も併せて行っております。

（財務制限条項）

当社の金融機関からの借入金には、後記（四半期連結貸借対照表関係） 2 財務制限条項のとおり、財務制限条項が付されております。当社の当事業年度の経常損益がマイナスであり、財務制限条項に規定される基準事業年度と比べ純資産額が80%超下落しているため、財務制限条項が付された全ての借入金について、財務制限条項に抵触しておりますが、関係金融機関と財務状態及び資金計画等の協議を行った結果、2024年6月末までは、期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。

（会計上の見積りにおける一定の仮定）

当社グループでは、固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、現時点で入手可能な情報に基づき実施しております。

（四半期連結貸借対照表関係）

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間 (2024年3月31日)	
現金及び預金	267,881千円
売掛金	1,342,296
商品	12,451,295
建物	805,049
土地	1,065,283
その他	65,611
計	15,997,418

担保付債務は、次のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間 (2024年3月31日)	
短期借入金	5,035,302千円
1年内返済予定の長期借入金	207,804
長期借入金	615,088
計	5,858,194

2 財務制限条項

当第2四半期連結会計期間（自 2023年10月1日 至 2024年3月31日）

株式会社みずほ銀行とのコミットメントライン契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、コミットメント期間が終了し、かつ借入人が貸付人およびエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、次の各号を遵守することを確約する。

- ・2023年9月決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2022年9月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
- ・2023年9月決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
- ・本契約締結日以降、以下の(a)および(b)の両時点における在庫回転月数が2ヶ月連続して3.5ヶ月を超過しないこと。

(a) 各基準月の末日における在庫回転月数

(b) 上記(a)が3.5ヶ月を超過した場合、当該基準月の翌月末日における在庫回転月数

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2024年3月31日におけるコミットメントライン契約による借入金残高は、短期借入金3,840,000千円であります。

株式会社りそな銀行とのコミットメントライン契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ借入人が貸付人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、以下を遵守し、費用が発生する場合は自ら負担することを確約する。

- ・本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比80%以上に維持すること。
- ・本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）における単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。
- ・各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3.5か月以下に維持すること。なお、ここでいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した値をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2024年3月31日におけるコミットメントライン契約による借入金残高は、短期借入金500,000千円であります。

株式会社三菱UFJ銀行とのリボルビング・クレジット・ファシリティ契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2019年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2018年9月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の80%以上に維持すること。
- ・2019年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2024年3月31日におけるリボルビング・クレジット・ファシリティ契約による借入金残高は、短期借入金500,000千円であります。

株式会社SBI新生銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

債務者は、本契約締結日以降、本契約上の全ての債務を完済するまでの間、次の各号を厳守するものとします。

- ・2020年9月期決算以降、各年度の単体の決算期の末日における貸借対照表上の純資産の部の金額を、2019年9月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
- ・2020年9月決算期以降、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
- ・本契約締結日以降、以下の(a)および(b)の両時点における在庫回転月数が2ヶ月連続して3.5ヶ月を超過しないこと。

(a) 各基準月の末日における在庫回転月数

(b) 上記(a)が3.5ヶ月を超過した場合、当該基準月の翌月末日における在庫回転月数

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2024年3月31日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、長期借入金20,000千円（内1年内返済20,000千円）であります。

株式会社りそな銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ借入人が貸付人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、以下を遵守し、費用が発生する場合は自ら負担することを確約する。

- ・2021年9月期以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比80%以上に維持すること。
- ・2021年9月期以降の決算期（第2四半期を含まない。）における単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。
- ・2021年9月期以降の決算期における単体の損益計算書に示されるキャッシュフローを369百万円以上に維持すること。なお、ここでいうキャッシュフローとは、経常損益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額を控除した金額をいう。
- ・本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3.5か月以下に維持すること。なお、ここでいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した値をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2024年3月31日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、長期借入金1,107,952千円（内1年内返済146,712千円）であります。

株式会社三菱UFJ銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を2021年9月決算期の末日における純資産の部の合計額又は、前年度決算期の末日における純資産の部の合計額の大きい方の80%以上に維持すること。
- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常利益を0円以上に維持すること。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2024年3月31日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、短期借入金200,000千円であります。

株式会社清水銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前期決算の80%以上を計上するものとする。
- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常利益の金額を0円以上に維持すること。
- ・本契約締結日以降の決算期（四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3.5ヶ月以下に維持すること。なお、ここでいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した値をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2024年3月31日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、長期借入金82,150千円（内1年内返済14,280千円）であります。

（四半期連結損益計算書関係）

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)
給料及び手当	1,851,669千円
賞与引当金繰入額	63,611

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)
現金及び預金勘定	1,668,232千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-
現金及び現金同等物	1,668,232

（株主資本等関係）

当第2四半期連結累計期間（自 2023年10月1日 至 2024年3月31日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、当第2四半期連結累計期間において親会社株主に帰属する四半期純損失1,801,217千円を計上し、利益剰余金が4,512,842千円となっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間（自2023年10月1日 至2024年3月31日）

当社グループは、主に自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

当社グループは、主に自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)
車両売上（新車・中古車販売）	23,619,971千円
オークション売上（買取）	5,894,191
整備売上（整備・钣金・ガソリンスタンド）	1,335,915
保険代理店手数料売上（保険代理店）	190,722
顧客との契約から生じる収益	31,040,801
その他の収益（レンタカー）	454,151
外部顧客への売上高	31,494,953

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎、並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純損失 ()	476円08銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失 () (千円)	1,801,217
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純損失 () (千円)	1,801,217
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,783,447
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (千円)	-
普通株式増加数 (株)	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要	-

(注) 当第2四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

（重要な後発事象）

（株式会社宇佐美鋳油による当社株式に対する公開買付けについて）

当社は、2024年4月10日開催の取締役会において、2024年3月1日付「株式会社宇佐美鋳油による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に係る意見表明に関するお知らせ」にて公表しておりました、株式会社宇佐美鋳油（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式及び新株予約権（以下「当社株券等」といいます。）に対する2段階の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、第1回公開買付け価格と第2回公開買付け価格が異なることから、第1回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び第1回公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、第1回公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、当社の株主並びに第2回新株予約権及び第4回新株予約権の新株予約権者（以下、「本新株予約権者」といいます。）の皆様判断に委ねることを改めて決議し、2024年4月10日付「株式会社宇佐美鋳油による当社株券等に対する公開買付けに係る意見表明に関するお知らせ」にて公表いたしました。

その後、2024年4月24日付「（開示事項の変更）株式会社宇佐美鋳油による当社株券等に対する公開買付けに係る意見表明に関するお知らせ」の通り、株式会社Anela所有株式を第1回公開買付けにより公開買付者が取得することになりましたが、当初スキームと比較すると、公開買付者が当社を子会社化する時期及び完全子会社化する時期が早まる点及び第1回公開買付け後の時点で株式会社Anelaが当社の株主ではなくなる点が異なりますが、その他の変更はないため、公開買付者は、少数株主の皆様からの公募を想定している第2回公開買付けを含め実質的な影響はないと考えているとのことです。

詳細については、2024年4月24日付で公表しました「（開示事項の変更）株式会社宇佐美鋳油による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に係る意見表明に関するお知らせ」をご参照ください。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
株式会社グッドスピード	第7回無担保社債	2018年3月9日	30,000 (30,000)	- (-)	0.30	なし	2023年3月9日
合計	-	-	30,000 (30,000)	- (-)	-	-	-

(注)()内書きは、1年以内の償還予定額であります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	14,400,827	15,387,324	0.93%	-
1年以内に返済予定の長期借入金	2,232,854	2,208,965	0.89%	-
1年以内に返済予定のリース債務	166,851	414,049	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	5,258,204	5,498,888	0.95%	2024年～2035年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	649,717	2,015,241	-	2024年～2031年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	22,708,454	25,524,468	-	-

(注)1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,990,600	1,235,241	819,092	500,834
リース債務	417,510	299,457	269,575	201,292

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

第21期連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第21期連結会計年度
売上高(千円)	13,588,083	28,989,671	46,754,497	64,466,026
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期(当期)純損失()(千円)	14,758	286,461	672,055	3,298,138
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失()(千円)	1,324	212,255	493,662	3,527,232
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	0.36	57.42	132.63	943.45

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	0.36	56.49	74.43	802.37

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,876,933	738,233
売掛金	3,703,323	2,715,625
商品	10,822,455	12,802,296
貯蔵品	2,460	2,621
前払金	1,206,982	444,969
前払費用	183,429	251,622
短期貸付金	2,200,333	2,200,000
1年内回収予定の長期貸付金	2,42,852	2,42,852
未収還付法人税等	-	222,042
その他	677,388	306,728
流動資産合計	18,716,160	17,726,991
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,633,501	5,277,047
減価償却累計額	780,557	905,715
建物(純額)	1,4,852,944	1,4,371,332
構築物	1,331,425	1,151,928
減価償却累計額	372,582	392,139
構築物(純額)	958,842	759,788
機械及び装置	148,404	146,195
減価償却累計額	67,593	77,622
機械及び装置(純額)	80,811	68,572
車両運搬具	29,280	37,902
減価償却累計額	3,996	13,805
車両運搬具(純額)	25,284	24,096
工具、器具及び備品	661,650	636,124
減価償却累計額	414,713	473,561
工具、器具及び備品(純額)	246,936	162,562
土地	1,776,487	1,776,487
リース資産	892,026	2,298,664
減価償却累計額	306,107	537,744
リース資産(純額)	585,919	1,760,919
建設仮勘定	736,885	869,085
有形固定資産合計	8,264,112	8,792,846
無形固定資産		
のれん	52,571	32,577
ソフトウェア	14,227	31,637
リース資産	95,001	72,667
その他	6,555	793
無形固定資産合計	168,355	137,676

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
投資その他の資産		
関係会社株式	890,474	894,388
出資金	798	788
保証金	833,898	986,881
長期貸付金	2 155,299	2 112,447
長期前払金	110,096	106,502
長期前払費用	10,252	15,115
繰延税金資産	161,387	-
その他	70,994	88,015
投資その他の資産合計	2,233,200	2,204,138
固定資産合計	10,665,668	11,134,661
資産合計	29,381,828	28,861,653
負債の部		
流動負債		
買掛金	2 2,084,064	2 894,850
短期借入金	1, 4 14,139,914	1, 4 15,021,616
1年内償還予定の社債	30,000	-
1年内返済予定の長期借入金	1, 4 1,901,930	1, 4 1,808,989
リース債務	161,148	406,548
未払金	2 116,111	2 387,049
未払費用	237,923	353,240
未払法人税等	49,010	-
前受金	2,838,151	3,221,950
預り金	75,992	112,737
賞与引当金	129,110	120,130
役員賞与引当金	9,700	11,600
返金負債	259,847	415,177
その他	17,140	111,841
流動負債合計	22,050,044	22,865,732
固定負債		
長期借入金	1, 4 4,048,955	1, 4 4,081,072
リース債務	621,762	1,973,006
資産除去債務	25,080	40,149
長期前受金	480,198	500,968
繰延税金負債	-	9,922
固定負債合計	5,175,996	6,605,119
負債合計	27,226,040	29,470,851

(単位:千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	699,209	1,007,202
資本剰余金		
資本準備金	669,209	977,202
その他資本剰余金	48,966	48,966
資本剰余金合計	718,175	1,026,168
利益剰余金		
利益準備金	5,400	5,400
その他利益剰余金		
特別償却準備金	4,997	-
繰越利益剰余金	710,959	2,679,133
利益剰余金合計	721,357	2,673,733
自己株式	112	112
株主資本合計	2,138,630	640,475
新株予約権	17,157	31,276
純資産合計	2,155,788	609,198
負債純資産合計	29,381,828	28,861,653

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
売上高	1 52,293,397	1 59,615,543
売上原価	1, 2 43,985,581	1, 2 51,589,031
売上総利益	8,307,815	8,026,512
販売費及び一般管理費	1, 3 7,580,782	1, 3 9,110,779
営業利益又は営業損失()	727,032	1,084,266
営業外収益		
受取利息	3,877	3,550
受取手数料	5,658	4,928
助成金収入	2,729	-
物品売却益	6,344	11,153
保険金収入	-	2,419
その他	5,765	18,603
営業外収益合計	24,375	40,656
営業外費用		
支払利息	173,161	295,073
支払手数料	69,374	31,548
その他	420	19,030
営業外費用合計	242,956	345,653
経常利益又は経常損失()	508,451	1,389,263
特別利益		
事業譲渡益	45,419	-
災害損失戻入益	-	6 27,883
固定資産売却益	4 6,886	-
特別利益合計	52,305	27,883
特別損失		
固定資産除売却損	5 289	5 1,013
災害による損失	6 46,509	-
減損損失	7 2,414	7 1,547,224
解約撤去損失	12,890	14,094
特別調査費用等	-	244,932
特別損失合計	62,103	1,807,265
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	498,654	3,168,645
法人税、住民税及び事業税	222,763	20,648
法人税等調整額	39,161	171,310
法人税等合計	183,601	191,958
当期純利益又は当期純損失()	315,052	3,360,603

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)		当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品売上原価					
期首商品棚卸高		9,302,936		10,822,455	
当期商品仕入高		45,666,457		53,139,531	
合計		54,969,393		63,961,986	
他勘定振替高		658,827		-	
期末商品棚卸高		10,822,455		12,802,296	
当期商品売上原価		43,488,111	98.9	51,159,689	99.2
経費		497,470	1.1	429,341	0.8
売上原価		43,985,581		51,589,031	

(注) 1. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
事業譲渡(千円)	658,827	-

2. 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
支払手数料(千円)	496,161	428,787
減価償却費(千円)	1,309	553

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	特別償却準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	441,806	411,806	48,966	460,772	5,400	9,995	510,197	525,593	53	1,428,118
会計方針の変更による累積的影響額							119,288	119,288		119,288
会計方針の変更を反映した当期首残高	441,806	411,806	48,966	460,772	5,400	9,995	390,909	406,304	53	1,308,830
当期変動額										
新株の発行	257,403	257,403		257,403						514,806
特別償却準備金の取崩						4,997	4,997	-		-
当期純利益又は当期純損失()							315,052	315,052		315,052
自己株式の取得									59	59
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	257,403	257,403	-	257,403	-	4,997	320,050	315,052	59	829,800
当期末残高	699,209	669,209	48,966	718,175	5,400	4,997	710,959	721,357	112	2,138,630

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	10,315	1,438,433
会計方針の変更による累積的影響額	-	119,288
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,315	1,319,145
当期変動額		
新株の発行		514,806
特別償却準備金の取崩		-
当期純利益又は当期純損失()		315,052
自己株式の取得		59
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,842	6,842
当期変動額合計	6,842	836,643
当期末残高	17,157	2,155,788

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						特別償却準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	699,209	669,209	48,966	718,175	5,400	4,997	710,959	721,357	112	2,138,630
当期変動額										
新株の発行	307,992	307,992		307,992						615,985
特別償却準備金の取崩						4,997	4,997	-		-
剰余金の配当							34,487	34,487		34,487
当期純利益又は当期純損失()							3,360,603	3,360,603		3,360,603
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	307,992	307,992	-	307,992	-	4,997	3,390,093	3,395,091	-	2,779,105
当期末残高	1,007,202	977,202	48,966	1,026,168	5,400	-	2,679,133	2,673,733	112	640,475

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	17,157	2,155,788
当期変動額		
新株の発行		615,985
特別償却準備金の取崩		-
剰余金の配当		34,487
当期純利益又は当期純損失()		3,360,603
自己株式の取得		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	14,118	14,118
当期変動額合計	14,118	2,764,986
当期末残高	31,276	609,198

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

当社は、当事業年度において、営業損失1,084,266千円、経常損失1,389,263千円及び当期純損失3,360,603千円を計上しており、609,198千円の債務超過となっております。このため、当社の資金繰り計画に重要な影響があり、連結財務諸表（追加情報）（財務制限条項）のとおり財務制限条項に抵触していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

今後、当社は当該状況をいち早く解消し経営基盤の安定化を実現するために、以下の改善策に取り組んでまいります。

当社は、収益改善及びコスト削減等の施策を行っております。具体的には、新規店舗の出店と並行して中川・港SUVカスタム専門店や春日井ミニバン専門店といった既存店舗の撤退も行うことで収益性の改善に向けた施策を行っております。

当社の各種ステークホルダー（金融機関等）との緊密な連携関係を高め、必要に応じた返済条件の柔軟化等を含めた協力体制の強化を行っております。

後記（重要な後発事象）（多額な資金の借入）のとおり、当社は、2023年12月25日の取締役会にて、主に運転資金へ充当することを目的とし、金融機関から2,000,000千円の借入を決議し、実行しております。

連結財務諸表（追加情報）（財務制限条項）のとおり財務制限条項が付された借入について、財務制限条項に抵触しておりますが、関係金融機関と財務状態及び資金計画等の協議を行った結果、2024年6月末までは期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。

2024年3月1日付にて開示いたしました「株式会社宇佐美鋳油による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に係る意見表明に関するお知らせ」のとおり、当社は株式会社宇佐美鋳油による株式公開買付けに賛同しており、公開買付者による信用補完を図ることを目指します。

しかしながら、収益改善等の施策の成果が、売上高及び業績に及ぼす影響について見通すことが容易ではないこと、また金融機関等との間で返済条件等の協力体制を築くために一定の期間を要することも想定されること及び、株式公開買付けが成立せず予定通り資金調達ができない場合があることから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、財務諸表は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

（重要な会計方針）

（1）棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（2）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備）及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3 ～ 47年
構築物	5 ～ 45年
機械及び装置	7 ～ 15年
車両運搬具	2 ～ 6年
工具、器具及び備品	3 ～ 20年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりであります。

自動車販売関連

新車・中古車販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し履行義務が充足されることから、当該商品の引渡時点で収益を認識しており、取引価格は、顧客との契約において値引きを控除した金額が約束された対価で算定しております。なお、取引価格には顧客がメンテナンス等を受ける契約上の権利が含まれており、当該履行契約による収益は繰り延べられ、契約期間にわたり収益として認識しております。

また、ローン販売で收受するローン手数料については、顧客に商品を引渡した時点で収益を認識しており、将来の早期返済により見込まれる返金額を除いた額を売上高として認識しております。

附带サービス関連

整備・钣金等の整備売上、保険代理店手数料売上等の自動車販売関連については、財又はサービスに対する支配が一時で顧客に移転するため、顧客の検収行為により支配が顧客に移転した時に収益を認識しており、取引価格は、顧客との契約において値引きを控除した金額が約束された対価で算定しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金利息

ヘッジ方針

金利変動のリスク負担の適正化に限定しております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

（重要な会計上の見積り）

1．棚卸資産の評価

（1）当事業年度の財務諸表に計上した額

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
商品	10,822,455	12,802,296

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、商品を、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しております。商品の評価にあたっては、定期的に滞留等の有無を検討し、該当する場合には正味売却価額で評価しております。

また、正味売却価額の見積りに関しては、過去の実績や評価時点で入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で、一定の仮定を置いて判断しております。

上記の仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、市場環境が予測より悪化すること等により、正味売却価額の下落が生じた場合は、翌事業年度の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2．固定資産の減損

（1）当事業年度の財務諸表に計上した額

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	8,264,112	8,792,846
減損損失	2,414	1,547,224

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、減損損失を認識するにあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各店舗単位とし、個別の店舗ごとにグルーピングしております。

また、業績の悪化が認められる店舗等について、減損の兆候があると識別した資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較により、減損損失を認識するかどうかの検討をしております。

上記の割引前将来キャッシュ・フローは、店舗ごとの事業計画を基礎として算定しており、この事業計画は、新車・中古車の販売台数予測による売上高及び利益予測、サービス売上及び手数料収入の予測、人件費、販売費といった経費予測などの重要な仮定を用いております。また、事業計画を超える期間におけるキャッシュ・フローについては、各店舗の販売台数と営業利益に与える影響を過去の実績に基づき仮定し算定しております。

上記の仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、競争条件の悪化により想定外の販売の減少や販売価格の下落が生じた場合は、翌事業年度の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる財務諸表への影響はありません。

（表示方法の変更）

該当事項はありません。

（追加情報）

（不正な財務報告の訂正）

2023年8月31日に金融庁が当社の会計監査人に対して、金融庁の公益通報窓口にて「当社が売上の先行計上の不正を行っている。」という通報があったことを伝えたことを契機に、会計監査人から、第三者調査委員会による事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の提案を受けることが必要である旨の提言を受け、売上計上時期の適切性について社内にて検討した結果、専門的かつ客観的な調査が必要であるとの判断に至り、2023年10月6日に利害関係を有しない外部専門家4名から構成される第三者調査委員会を設置し、調査を行い、2024年1月4日に第三者調査委員会から調査報告書を受領いたしました。

当該調査の結果、車両納品確認書の偽造等による車両売上の先行計上、B Pセンターにおける売上計上時期の調整等の不適切な会計処理が行われていた事が判明し、また、社内調査の結果、オプション売上の架空計上等が行われていた事が判明しました。このため、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されております連結財務諸表及び財務諸表並びに四半期連結財務諸表等で対象となる取引について、売上高及び関連する勘定科目の会計処理を訂正しました。なお、訂正に際しては、これらの調査の結果以外に判明した事項の訂正も併せて行っております。

（財務制限条項）

連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に記載しているため、注記を省略しています。

（貸借対照表関係）

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
建物	177,547千円	168,636千円
土地	482,164	482,164
計	659,712	650,800

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
短期借入金	2,597,100千円	2,781,870千円
1年内返済予定の長期借入金	547,982	174,132
長期借入金	209,818	421,757
計	3,354,900	3,377,759

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
短期金銭債権	242,852千円	242,852千円
長期金銭債権	155,299	112,447
短期金銭債務	12,650	1,514

3 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

債務保証

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
株式会社チャンピオン76 (借入債務)	861,112千円	株式会社チャンピオン76 702,148千円 (借入債務)

4 財務制限条項

前事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

株式会社みずほ銀行とのコミットメントライン契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、コミットメント期間が終了し、かつ借入人が貸付人およびエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、次の各号を遵守することを確約する。

- ・2021年9月決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2020年9月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
- ・2021年9月決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
- ・本契約締結日以降、以下の(a)および(b)の両時点における在庫回転月数が2ヶ月連続して3.5ヶ月を超過しないこと。

(a) 各基準月の末日における在庫回転月数

(b) 上記(a)が3.5ヶ月を超過した場合、当該基準月の翌月末日における在庫回転月数

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日におけるコミットメントライン契約による借入金残高は、短期借入金4,140,000千円であります。

株式会社りそな銀行とのコミットメントライン契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ借入人が貸付人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、以下を遵守し、費用が発生する場合は自ら負担することを確約する。

- ・本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比80%以上に維持すること。
- ・本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）における単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。
- ・各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3.5ヶ月以下に維持すること。なお、ここでいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した値をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日におけるコミットメントライン契約による借入金残高は、短期借入金500,000千円であります。

株式会社三菱UFJ銀行とのリボルビング・クレジット・ファシリティ契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2019年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2018年9月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の80%以上に維持すること。
- ・2019年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日におけるリボルビング・クレジット・ファシリティ契約による借入金残高は、短期借入金500,000千円であります。

株式会社新生銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

債務者は、本契約締結日以降、本契約上の全ての債務を完済するまでの間、次の各号を厳守するものとします。

- ・2020年9月期決算以降、各年度の単体の決算期の末日における貸借対照表上の純資産の部の金額を、2019年9月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
- ・2020年9月決算期以降、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
- ・本契約締結日以降、以下の(a)および(b)の両時点における在庫回転月数が2ヶ月連続して3.5ヶ月を超過しないこと。

(a) 各基準月の末日における在庫回転月数

(b) 上記(a)が3.5ヶ月を超過した場合、当該基準月の翌月末日における在庫回転月数

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、長期借入金33,120千円（内1年内返済33,120千円）であります。

株式会社りそな銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ借入人が貸付人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、以下を遵守し、費用が発生する場合は自ら負担することを確約する。

- ・2021年9月期以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比80%以上に維持すること。
- ・2021年9月期以降の決算期（第2四半期を含まない。）における単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。
- ・2021年9月期以降の決算期における単体の損益計算書に示されるキャッシュフローを369百万円以上に維持すること。なお、ここでいうキャッシュフローとは、経常損益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額を控除した金額をいう。
- ・本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3.5ヶ月以下に維持すること。なお、ここでいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した値をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、長期借入金599,247千円（内1年内返済81,708千円）であります。

株式会社三菱UFJ銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を2021年9月決算期の末日における純資産の部の合計額又は、前年度決算期の末日における純資産の部の合計額の大きい方の80%以上に維持すること。
- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常利益を0円以上に維持すること。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、短期借入金200,000千円、長期借入金409,367千円（内1年内返済-千円）であります。

株式会社清水銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前期決算の80%以上を計上するものとする。
- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常利益の金額を0円以上に維持すること。
- ・本契約締結日以降の決算期（四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3.5か月以下に維持すること。なお、ここでいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した値をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、長期借入金96,430千円（内1年内返済14,280千円）であります。

株式会社三菱UFJ銀行とのリボルビング・クレジット・ファシリティ契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2021年9月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の80%以上に維持すること。
- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。
- ・2023年9月決算期を初回とする各年度決算期の第2四半期末日における借入人の連結の四半期報告書において、営業利益の金額を本事業計画上の当該年度決算期末日における営業利益の金額の30%未満としないこと。
- ・2023年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、営業利益の金額を本事業計画上の当該年度決算期末日における営業利益の金額の100%未満としないこと。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2022年9月30日におけるリボルビング・クレジット・ファシリティ契約による借入金残高は、短期借入金700,000千円であります。

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

株式会社みずほ銀行とのコミットメントライン契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、コミットメント期間が終了し、かつ借入人が貸付人およびエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、次の各号を遵守することを確約する。

- ・2021年9月決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2020年9月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
- ・2021年9月決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
- ・本契約締結日以降、以下の(a)および(b)の両時点における在庫回転月数が2ヶ月連続して3.5ヶ月を超過しないこと。

(a) 各基準月の末日における在庫回転月数

(b) 上記(a)が3.5ヶ月を超過した場合、当該基準月の翌月末日における在庫回転月数

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2023年9月30日におけるコミットメントライン契約による借入金残高は、短期借入金3,840,000千円であります。

株式会社りそな銀行とのコミットメントライン契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ借入人が貸付人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、以下を遵守し、費用が発生する場合は自ら負担することを確約する。

- ・本契約締結日以降の決算期(第2四半期を含まない。)の末日における単体の貸借対照表における純資産の部(資本の部)の金額を、前年同期比80%以上に維持すること。
- ・本契約締結日以降の決算期(第2四半期を含まない。)における単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。
- ・各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3.5ヶ月以下に維持すること。なお、ここでいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した値をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2023年9月30日におけるコミットメントライン契約による借入金残高は、短期借入金500,000千円であります。

株式会社三菱UFJ銀行とのリボルビング・クレジット・ファシリティ契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2019年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2018年9月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の80%以上に維持すること。
- ・2019年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2023年9月30日におけるリボルビング・クレジット・ファシリティ契約による借入金残高は、短期借入金500,000千円であります。

株式会社新生銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

債務者は、本契約締結日以降、本契約上の全ての債務を完済するまでの間、次の各号を厳守するものとします。

- ・2020年9月期決算以降、各年度の単体の決算期の末日における貸借対照表上の純資産の部の金額を、2019年9月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
- ・2020年9月決算期以降、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
- ・本契約締結日以降、以下の(a)および(b)の両時点における在庫回転月数が2ヶ月連続して3.5ヶ月を超過しないこと。

(a) 各基準月の末日における在庫回転月数

(b) 上記(a)が3.5ヶ月を超過した場合、当該基準月の翌月末日における在庫回転月数

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2023年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、長期借入金20,000千円(内1年内返済20,000千円)であります。

株式会社りそな銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ借入人が貸付人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、以下を遵守し、費用が発生する場合は自ら負担することを確約する。

- ・2021年9月期以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比80%以上に維持すること。
- ・2021年9月期以降の決算期（第2四半期を含まない。）における単体の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。
- ・2021年9月期以降の決算期における単体の損益計算書に示されるキャッシュフローを369百万円以上に維持すること。なお、ここでいうキャッシュフローとは、経常損益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額を控除した金額をいう。
- ・本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3.5ヶ月以下に維持すること。なお、ここでいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した値をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2023年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、長期借入金1,107,952千円（内1年内返済146,712千円）であります。

株式会社三菱UFJ銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を2021年9月決算期の末日における純資産の部の合計額又は、前年度決算期の末日における純資産の部の合計額の大きい方の80%以上に維持すること。
- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常利益を0円以上に維持すること。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2023年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、短期借入金200,000千円であります。

株式会社清水銀行との金銭消費貸借契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行を完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前期決算の80%以上を計上するものとする。
- ・2022年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常利益の金額を0円以上に維持すること。
- ・本契約締結日以降の決算期（四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3.5ヶ月以下に維持すること。なお、ここでいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した値をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、2023年9月30日における金銭消費貸借契約による借入金残高は、長期借入金83,340千円（内1年内返済14,280千円）であります。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
営業取引による取引高		
売上高	58,712千円	87,702千円
仕入高	11,201	418
営業取引以外の取引による取引高	2,528	2,271

2 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下に伴う簿価切下額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
売上原価	8,807千円	78,520千円

3 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度12%、当事業年度12%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度88%、当事業年度88%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
給料及び手当	2,446,230千円	2,939,871千円
賞与引当金繰入額	129,110	120,130
役員賞与引当金繰入額	9,700	11,600
減価償却費	573,647	816,895
賃借料	1,126,942	1,437,394
広告宣伝費	107,238	51,555
販売促進費	768,210	1,044,833

4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
車両運搬具	6,886千円	-千円
計	6,886	-

5 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
建物	289千円	803千円
機械及び装置	-	209
工具、器具及び備品	0	-
計	289	1,013

6 災害による損失及び災害損失戻入益

前事業年度における災害による損失は2022年9月の台風15号による損害額であり、固定資産及び商品の毀損額並びに固定資産の復旧工事費用である46,509千円を計上しております。

当事業年度における災害損失戻入益は、前事業年度において計上した台風15号による損害の戻入益であります。

7 減損損失

第20期事業年度（自 2021年10月1日至 2022年9月30日）

場所	用途	種類
愛知県名古屋市	中古車販売店	構築物

当社グループは、資産のグルーピングを他の資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行うこととしており、継続的な収支の把握を行っていることから各店舗ごとをグルーピングの最小単位としております。

当社グループは、2022年9月30日をもって愛知県名古屋市の中古車販売店1店舗を閉鎖しました。

第20期事業年度において、上記資産の内、撤去が決まっている資産グループの帳簿価額を0円まで減額し、当該減少額を減損損失（2,414千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、構築物2,414千円であります。

なお、当該資産グループのうち、上記の資産以外については子会社への譲渡又は他の店舗に移転を予定しており、減損損失を計上していません。

第21期事業年度（自 2022年10月1日至 2023年9月30日）

場所	用途	種類
静岡県浜松市	中古車販売店(1店舗)	保証金、その他
愛知県春日井市	中古車販売店(2店舗)	建物、構築物、工具器具備品、その他
愛知県名古屋市	中古車販売店(2店舗)	建物、構築物、工具器具備品、リース資産
兵庫県明石市	中古車販売店(1店舗)	建物、構築物、工具器具備品、リース資産
岡山県岡山市	中古車販売店(開業準備中 1店舗)	保証金

当社は、資産のグルーピングを他の資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行うこととしており、継続的な収支の把握を行っていることから各店舗ごとをグルーピングの最小単位としております。

当社は、2023年9月30日をもって愛知県名古屋市及び愛知県春日井市の中古車販売店を1店舗ずつ閉鎖しました。また、営業活動から生ずる損益が継続してマイナス、又は継続してマイナスとなる見込みである上記の店舗について、割引前将来キャッシュ・フローを見積った結果、各資産グループの帳簿価額を0円まで減額し当該減少額を減損損失(1,547,224千円)として特別損失に計上してあります。その種類ごとの主な内訳は以下のとおりであります。

建物	1,083,631千円
構築物	138,937千円
工具、器具備品	34,703千円
リース資産	237,988千円
保証金	51,620千円
その他	341千円
合計	1,547,224千円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
子会社株式	890,474	894,388

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	- 千円	381,612千円
賞与引当金	39,507	36,759
役員賞与引当金	2,968	3,549
未払事業税	9,844	-
前受金	37,646	50,006
返金負債	71,253	90,976
減価償却超過額	1,542	1,395
減損損失	9,224	483,484
資産除去債務	12,922	14,776
未払金	-	74,949
その他	27,648	31,149
繰延税金資産小計	212,558	1,168,659
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	381,612
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	40,935	787,047
評価性引当額小計	40,935	1,168,659
繰延税金資産合計	171,622	-
繰延税金負債		
特別償却準備金	2,203	-
資産除去債務に対応する除去費用	6,410	6,189
その他	1,621	3,732
繰延税金負債合計	10,235	9,922
繰延税金資産(負債)の純額	161,387	9,922

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	税引前当期純損失を計上しているため記載を省略し
留保金課税	5.6%	ております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.4%	
住民税均等割	3.3%	
評価性引当額の増減	0.4%	
税額控除	6.1%	
のれん償却	0.4%	
その他	0.2%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.8%	

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（重要な後発事象）
（多額な資金の借入）

当社は、2023年12月25日開催の取締役会において、以下のとおり、資金の借入を決議し、2023年12月27日から2024年2月8日までの間に合計2,000,000千円の借入を実行しました。

1. 資金の借入の理由

主に運転資金へ充当することを目的とし、金融機関から借入を行うものです。

2. 借入の概要

借入先 株式会社みずほ銀行
借入金額 2,000,000千円
借入金利 基準金利 + スプレッド
借入期間 3ヶ月
返済方法 期日一括返済
担保の有無 有

（株式会社宇佐美鉱油による当社株式に対する公開買付けについて）

当社は、2024年3月1日開催の取締役会において、株式会社宇佐美鉱油（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式及び新株予約権（以下「当社株券等」といいます。）に対する2段階の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、第1回公開買付価格と第2回公開買付価格が異なることから、第1回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び第1回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、第1回公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、当社の株主並びに第2回新株予約権及び第4回新株予約権の新株予約権者（以下、「本新株予約権者」といいます。）の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。

また、2024年3月1日時点においては、第2回公開買付けが行われた場合には第2回公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様に対しては第2回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、第2回公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明すべきであり、第2回公開買付けが開始される時点で改めてその旨の意見表明について決議するべきであると考える旨を併せて決議いたしました。

なお、当該取締役会決議は、本公開買付け及びその後の一連の手続により当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

詳細については、2024年3月1日付で公表しました「株式会社宇佐美鉱油による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に係る意見表明に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 公開買付者の概要

(1) 名称	株式会社宇佐美鉱油
(2) 所在地	愛知県津島市埋田町一丁目8番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 宇佐美三郎 代表取締役副会長 宇佐美裕子 代表取締役社長 宇佐美智也
(4) 事業内容	・宇佐美グループ全体の経営統括及び資本統括 ・グループ会社への石油製品卸
(5) 資本金	1,000万円
(6) 設立日	1979年10月23日
(7) 大株主及び持株比率 (2023年12月31日現在)	株式会社宇佐美 100%
(8) 公開買付者の関係	
資本関係	該当状況はありません。
人的関係	該当状況はありません。
取引関係	該当状況はありません。
関連当事者への該当状況	該当状況はありません。

2. 本公開買付けの概要

(1) 当社株式等の買付け等の価格

第1回公開買付け	普通株式	722円/株
	第2回新株予約権	1円/個
	第4回新株予約権	
第2回公開買付け	普通株式	850円/株
	第2回新株予約権	1円/個
	第4回新株予約権	

(2) 買付け等の期間

第1回公開買付け	2024年4月上旬を目途
第2回公開買付け	2024年5月上旬を目途

第1回及び第2回公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第が速やかにお知らせすることと
す。

(3) 公開買付け予定株式数

種 別	株券等の種類	買付予定数	買付予定数の上限	買付予定数の下限
第1回公開買付け	普通株式	911,308株		911,308株
	第2回新株予約権	880個		
	第4回新株予約権	5,650個		
第2回公開買付け	普通株式	1,972,140株		
	第2回新株予約権	880個		
	第4回新株予約権	5,650個		

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累計額 (千円)
有形固定資産						
建物	4,852,944	858,112	1,084,435 (1,083,631)	255,288	4,371,332	905,715
構築物	958,842	41,034	138,937 (138,937)	101,150	759,788	392,139
機械及び装置	80,811	798	941 (341)	12,096	68,572	77,622
車両運搬具	25,284	15,268	5,303	11,152	24,096	13,805
工具、器具及び備品	246,936	55,376	34,703 (34,703)	105,047	162,562	473,561
土地	776,487	-	-	-	776,487	-
リース資産	585,919	1,787,655	310,397 (237,988)	302,257	1,760,919	537,744
建設仮勘定	736,885	1,798,400	1,666,200	-	869,085	-
有形固定資産計	8,264,112	4,556,645	3,240,919 (1,495,603)	786,992	8,792,846	2,400,588
無形固定資産						
のれん	52,571	-	-	19,994	32,577	-
ソフトウェア	14,227	25,533	-	8,122	31,637	-
リース資産	95,001	-	-	22,333	72,667	-
その他	6,555	-	5,761	-	793	-
無形固定資産計	168,355	25,533	5,761	50,450	137,676	-

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 「リース資産」の「当期増加額」は、レンタカー車両の増加によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	129,110	120,130	129,110	120,130
役員賞与引当金	9,700	11,600	9,700	11,600

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 https://goodspeed-group.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注） 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株式取扱規程の定めるところにより、株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第21期）（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）2024年3月29日東海財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2024年3月29日東海財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第22期第1四半期）（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）2024年4月9日東海財務局長に提出
（第22期第2四半期）（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）2024年5月15日東海財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2024年1月4日東海財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
2024年3月13日東海財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。
2024年3月29日東海財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書であります。
2024年5月30日東海財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 有価証券報告書の訂正報告書及びその添付書類並びに確認書
2024年3月29日東海財務局長に提出
事業年度（第19期）（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその添付書類並びに確認書であります。
事業年度（第20期）（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその添付書類並びに確認書であります。
- (6) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書
2024年3月29日東海財務局長に提出
（第19期第1四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
（第19期第2四半期）（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
（第19期第3四半期）（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
（第20期第1四半期）（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
（第20期第2四半期）（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
（第20期第3四半期）（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
（第21期第1四半期）（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
（第21期第2四半期）（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
（第21期第3四半期）（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
- (7) 内部統制報告書の訂正報告書及びその添付書類
2024年3月29日東海財務局長に提出
事業年度（第19期）（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）の内部統制報告書に係る訂正報告書及びその添付書類であります。
事業年度（第20期）（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）の内部統制報告書に係る訂正報告書及びその添付書類であります。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年3月29日

株式会社グッドスピード

取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 寺田 聡司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松本 浩幸
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

意見不表明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グッドスピードの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつたため、監査意見を表明しない。

意見不表明の根拠

追加情報に記載されているとおり、2023年8月31日に金融庁が当監査法人に対して、金融庁の公益通報窓口で「会社が売上の先行計上の不正を行っている。」という通報があったことを伝えたことを契機に、当監査法人は会社に対して、第三者調査委員会による事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の提案を受けることが必要である旨の提言を行い、これを受けて会社が社内に対応を検討した結果、2023年10月6日に第三者調査委員会を設置し、2024年1月4日に第三者調査委員会の調査報告書を受領し、過去に提出済みの連結財務諸表の訂正を行っている。

当監査法人は第三者調査委員会の調査結果を受け、監査計画の見直しを行い、売上高を含め全ての勘定科目の重要な虚偽表示リスクを再評価し監査手続を実施したものの、監査手続の実施にあたって多くの制約があり、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。特に、売上高の大部分を占める車両売上の売上計上時期の適切性に係る実証手続においては、収益認識時点である引渡日が記載された外部証憑である車両納品確認書が偽造されていたため、車両納品確認書以外の代替的な外部証憑による突合や会社の顧客への確認手続を実施したが、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。そのため、売上高及び関連する勘定科目に対する影響を算出することは困難であることから、当監査法人は、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが上記の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であり、当該影響は財務諸表の特定の構成要素、勘定又は項目に限定されないと判断した。

以上の結果、当監査法人は、会社の当連結会計年度に係る連結財務諸表に対して意見を表明する根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、連結財務諸表に重要な修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

加えて、当監査法人は、会社の前連結会計年度に係る訂正後の連結財務諸表に対して意見を表明する根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、当該連結財務諸表に重要な修正が必要かどうかについて判断することができなかった。このため、当監査法人は、前連結会計年度に係る訂正後の連結財務諸表に対して監査意見を表明していない。当該事項が当連結会計年度の連結財務諸表と比較情報である前連結会計年度の連結財務諸表との比較可能性に影響を及ぼす可能性がある。その点においても、当監査法人は、会社の当連結会計年度に係る連結財務諸表に対して意見を表明する根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、連結財務諸表に重要な修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度以前より継続して営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、また、当連結会計年度においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、債務超過の状況にある。この結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1．重要な後発事象（多額な資金の借入）に記載されているとおり、会社は、2023年12月25日開催の取締役会において、主に運転資金へ充当することを目的として、資金の借入を決議し、2023年12月27日から2024年2月8日までの間に合計2,000,000千円の借入を実行している。

2．重要な後発事象（株式会社宇佐美鋳油による当社株式に対する公開買付けについて）に記載されているとおり、会社は、2024年3月1日開催の取締役会において、株式会社宇佐美鋳油による会社の普通株式及び新株予約権に対する2段階の公開買付けに関して、第1回公開買付価格と第2回公開買付価格が異なることから、第1回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び第1回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、第1回公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者の株主並びに第2回新株予約権及び第4回新株予約権の新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）の判断に委ねることを決議している。また、2024年3月1日時点においては、第2回公開買付けが行われた場合には第2回公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主に対しては第2回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者に対しては、第2回公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明すべきであり、第2回公開買付けが開始される時点で改めてその旨の意見表明について決議するべきであると考える旨を併せて決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

< 内部統制監査 >

意見不表明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社グッドスピードの2023年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の内部統制報告書に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、株式会社グッドスピードの2023年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書に対して意見を表明しない。

意見不表明の根拠

財務諸表監査の「意見不表明の根拠」に記載されている事項に関連し、株式会社グッドスピードの連結財務諸表について、見直し後の監査計画に基づく追加監査手続の実施について多くの制約があり、関連する内部統制について十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、内部統制報告書に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかつた。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して実施した内部統制監査に基づいて、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、内部統制報告書に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月29日

株式会社グッドスピード

取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 寺田 聡司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松本 浩幸
業務執行社員

意見不表明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グッドスピードの2022年10月1日から2023年9月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつたため、監査意見を表明しない。

意見不表明の根拠

追加情報に記載されているとおり、2023年8月31日に金融庁が当監査法人に対して、金融庁の公益通報窓口「会社が売上の先行計上の不正を行っている。」という通報があったことを伝えたことを契機に、当監査法人は会社に対して、第三者調査委員会による事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の提案を受けることが必要である旨の提言を行い、これを受けて会社が社内でも対応を検討した結果、2023年10月6日に第三者調査委員会を設置し、2024年1月4日に第三者調査委員会の調査報告書を受領し、過去に提出済みの財務諸表の訂正を行っている。

当監査法人は第三者調査委員会の調査結果を受け、監査計画の見直しを行い、売上高を含め全ての勘定科目の重要な虚偽表示リスクを再評価し監査手続を実施したものの、監査手続の実施にあたって多くの制約があり、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。特に、売上高の大部分を占める車両売上の売上計上時期の適切性に係る実証手続においては、収益認識時点である引渡日が記載された外部証憑である車両納品確認書が偽造されていたため、車両納品確認書以外の代替的な外部証憑による突合や会社の顧客への確認手続を実施したが、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。そのため、売上高及び関連する勘定科目に対する影響を算出することは困難であることから、当監査法人は、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが上記の財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であり、当該影響は財務諸表の特定の構成要素、勘定又は項目に限定されないと判断した。

以上の結果、当監査法人は、会社の当事業年度に係る財務諸表に対して意見を表明する根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、財務諸表に重要な修正が必要かどうかについて判断することができなかつた。

加えて、当監査法人は、会社の前事業年度に係る訂正後の財務諸表に対して意見を表明する根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、当該財務諸表に重要な修正が必要かどうかについて判断することができなかつた。このため、当監査法人は、前事業年度に係る訂正後の財務諸表に対して監査意見を表明していない。当該事項が当事業年度の財務諸表と比較情報である前事業年度の財務諸表との比較可能性に影響を及ぼす可能性がある。その点においても、当監査法人は、会社の当事業年度に係る財務諸表に対して意見を表明する根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、財務諸表に重要な修正が必要かどうかについて判断することができなかつた。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、債務超過の状況にある。この結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 重要な後発事象（多額な資金の借入）に記載されているとおり、会社は、2023年12月25日開催の取締役会において、主に運転資金へ充当することを目的として、資金の借入を決議し、2023年12月27日から2024年2月8日までの間に合計2,000,000千円の借入を実行している。

2. 重要な後発事象(株式会社宇佐美鉱油による当社株式に対する公開買付けについて)に記載されているとおり、会社は、2024年3月1日開催の取締役会において、株式会社宇佐美鉱油による会社の普通株式及び新株予約権に対する2段階の公開買付けに関して、第1回公開買付価格と第2回公開買付価格が異なることから、第1回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び第1回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、第1回公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者の株主並びに第2回新株予約権及び第4回新株予約権の新株予約権者(以下、「本新株予約権者」という。)の判断に委ねることを決議している。また、2024年3月1日時点においては、第2回公開買付けが行われた場合には第2回公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主に対しては第2回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者に対しては、第2回公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明すべきであり、第2回公開買付けが開始される時点で改めてその旨の意見表明について決議するべきであると考える旨を併せて決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年5月15日

株式会社グッドスピード
取締役会 御中

有限責任中部総合監査法人
愛知県名古屋市

指定有限責任社員 公認会計士 堀江 将仁
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤井 正之
業務執行社員

結論の不表明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社グッドスピードの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2023年10月1日から2024年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「結論の不表明の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、株式会社グッドスピード及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

結論の不表明の根拠

追加情報に記載されているとおり、2023年8月31日に金融庁が前任監査人に対して、金融庁の公益通報窓口で「会社が売上の先行計上の不正を行っている。」という通報があったことを伝えたことを契機に、前任監査人は会社に対して、第三者調査委員会による事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の提案を受けることが必要である旨の提言を行い、これを受けて会社が社内での対応を検討した結果、2023年10月6日に第三者調査委員会を設置し、2024年1月4日に第三者調査委員会の調査報告書を受領した。会社は、当該調査結果等を受け、遅延していた2023年9月期の有価証券報告書を2024年3月29日に提出し、過去に提出済みの連結財務諸表の訂正を行っている。

これらの状況を受け、後述の「その他の事項」で強調するとおり、前連結会計年度の前任監査人の会計監査においては、監査計画の見直しを行い、売上高を含め全ての勘定科目の重要な虚偽表示リスクを再評価し監査手続を実施したものの、監査手続の実施にあたって多くの制約があり、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。特に、売上高の大部分を占める車両売上の売上計上時期の適切性に係る実証手続においては、収益認識時点である引渡日が記載された外部証憑である車両納品確認書が偽造されていたため、車両納品確認書以外の代替的な外部証憑による突合や会社の顧客への確認手続を実施したが、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。そのため、売上高及び関連する勘定科目に対する影響を算出することは困難であることから、前任監査人の意見は、意見不表明となった。

当監査法人は、前任監査人の指摘を踏まえ、期首残高を含めた当連結会計年度の第2四半期連結財務諸表についての潜在的な虚偽表示の存否を検討するために、第三社調査委員会の調査や前任監査人の監査状況を検討の上、当連結会計年度の第2四半期連結累計期間への影響を慎重に検討した。

当第2四半期連結累計期間においては、前任監査人の意見不表明の原因となった車両売上の売上計上時期の適切性について、収益認識時点である引渡日が記載された外部証憑である車両納品確認書が、当第2四半期連結累計期間に係る期首及び期末時点においても偽造されている可能性が払拭できず、証憑類の信頼性に疑義を抱いたため、車両納品確認書以外の代替的な外部証憑の入手及び売上計上までの業務プロセスの確認を試みた。

まず、当第2四半期連結累計期間に係る売上高及び期首並びに期末売上債権残高の検証のため、前連結会計年度末日及び当第2四半期連結会計期間の末日から一定の期間の車両販売全件に対して、車両の販売に係る基幹システムのデータ及び、入金日付、信販明細書日付、契約書日付、車検証購入者登録日付、任意保険加入日付等との整合性の検証をし、車両納品確認書以外の代替的な外部証憑を入手しようとしたものの、客観的な記録が会社に整備されておらず、引渡日を確定させるに足る客観的な証拠が入手できず、十分かつ適切な監査証拠は入手できなかった。

また、売上計上に係る業務プロセスに関して、システム化された処理手順等が定められているものの、売上計上時における各店舗及び管理部門による金額及び計上時期に係る車両納品確認書との整合性の確認及び承認を行う内部統制が有効に機能していない状況となっていた。

そのため、売上高及び関連する勘定科目に対する影響を算出することは困難であることから、当監査法人は、上記の四半期連結財務諸表において未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが上記の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要かつ広範であると判断した。

以上の結果、当監査法人は、会社の当連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間における四半期連結財務諸表に対して結論を表明する根拠となる十分かつ適切な証拠を入手することができず、四半期連結財務諸表に何らかの修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度以前より継続して営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、また、当第2四半期連結累計期間においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上していることから、債務超過の状況にある。この結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2024年3月1日開催の取締役会において、株式会社宇佐美鉱油による会社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けに関して、第1回の本公開買付けについては、応募するか否かは中立の立場をとり、会社の株主及び本新株予約権者の判断に委ねるとともに、第2回の本公開買付けについては、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かは、会社の株主には応募することを推奨し、本新株予約権者については本新株予約権者の判断に委ねることを決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2023年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して2024年3月29日付けで結論の不表明としており、また、当該連結財務諸表に対して2024年3月29日付けで意見不表明としている。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

しかしながら、本報告書の「結論の不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は四半期連結財務諸表に対する結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。